

平成24年度

包括外部監査の結果報告書及び  
これに添えて提出する意見

「市税に関する事務の執行について」

高知市包括外部監査人

公認会計士 橋本 誠



## 目次

第1. 包括外部監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件及び監査対象期間	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 包括外部監査の方法	2
5. 包括外部監査人補助者	2
6. 包括外部監査の実施期間	2
7. 利害関係	2
第2. 監査対象の概要	3
1. 高知市の概要	3
2. 市税の概要	6
第3. 監査の全体像	10
1. 本報告書の構成について	10
2. 市全体で取組む事項について	12
第4. 個人市民税	15
1. 概要	15
2. 監査の主眼と実施した監査手続の概要	17
3. 監査の結果及び意見	19
第5. 法人市民税	28
1. 概要	28
2. 監査の主眼と実施した監査手続の概要	30
3. 監査の結果及び意見	32
第6. 固定資産税	43
1. 概要	43
2. 監査の主眼と実施した監査手続の概要	46
3. 監査の結果及び意見	48
第7. 事業所税	66
1. 概要	66
2. 監査の主眼と実施した監査手続の概要	68
3. 監査の結果及び意見	71

第 8. 入湯税	77
1. 概要.....	77
2. 監査の主眼と実施した監査手続の概要.....	78
3. 監査の結果及び意見.....	79
第 9. 特別土地保有税	80
1. 概要.....	80
2. 監査の主眼と実施した監査手続の概要.....	82
3. 監査の結果及び意見.....	82
第 10. 軽自動車税、たばこ税、鉱産税	83
1. 軽自動車税.....	83
2. 市たばこ税.....	86
3. 鉱産税.....	88
第 11. 徴税の事務	90
1. 概要.....	90
2. 監査の主眼と実施した監査手続の概要.....	92
3. 監査の結果及び意見.....	92
第 12. 滞納整理事務	93
1. 概要.....	93
2. 監査の主眼と実施した監査手続の概要.....	99
3. 監査の結果及び意見.....	101
第 13. 情報資産の管理	114
1. 市税に関するシステムの概要.....	114
2. 情報資産に関する規則、規程の概要.....	115
3. 監査の主眼と実施した監査手続の概要.....	116
4. 監査の結果及び意見.....	116
第 14. 徴税費	117
1. 概要.....	117
2. 監査の主眼と実施した監査手続の概要.....	118
3. 監査の結果及び意見.....	119
第 15. 市税の基礎知識	122
1. 個人市民税.....	122

2. 法人市民税.....	128
3. 固定資産税.....	133
4. 事業所税.....	138
5. その他.....	143

## 第16. 総括意見

149

本報告書の各表に表示されている合計数値は、端数処理の関係上、その内訳の単純合計と一致しない場合があります。

# 第 1. 包括外部監査の概要

## 1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

## 2. 選定した特定の事件及び監査対象期間

### (1) 選定した特定の事件

市税に関する事務の執行について

### (2) 包括外部監査対象期間

平成 23 年度（自平成 23 年 4 月 1 日 至平成 24 年 3 月 31 日）。  
ただし、必要に応じて過年度及び平成 24 年度の一部についても監査対象とした。

## 3. 事件を選定した理由

平成 23 年度の市の一般会計歳入をみると、市税が全体の約 3 割を占めており、一般会計の歳入に与える影響が極めて大きいことが確認できる。

しかし、平成 11 年度の包括外部監査において、「市税、負担金、使用料、保険料等の歳入に係る未収入金について」として、一部市税が監査対象となっているものの、市税全体が監査対象とされたことはない。

市税の賦課、徴収、滞納整理に至る一連の事務プロセスは、市の歳入に直接的な影響を与える極めて重要な事務プロセスであり、こうした一連の事務プロセスを全体として監査のテーマに据えることは、包括外部監査の有用性を十分に発揮できると考えた。

また、市税事務においては、会計及び税務の専門知識が必要となるが、包括外部監査人とその補助者は公認会計士等（税理士資格保有者を含む）から構成されており、会計及び税務の専門知識に十分に対応し得るものである。

これらを踏まえ、本年度の包括外部監査においては、「市税に関する事務の執行について」を特定の事件として選定した。

## 4. 包括外部監査の方法

### (1) 監査の要点

- ① 法令等に対する合規性
- ② 財務事務の合規性及び効率性
- ③ 各税目の特性に応じた賦課の適正性や網羅性
- ④ 滞納整理事務の適切性

### (2) 主な監査手続

- ① 関係書類の閲覧、照合、分析
- ② 関係者からの状況聴取
- ③ 条例、規則等の準拠性についての検証

## 5. 包括外部監査人補助者

公認会計士	榎本	浩
公認会計士	金	一寿
その他	福井	智士
その他	浦野	清明

## 6. 包括外部監査の実施期間

自平成 24 年 7 月 13 日 至平成 25 年 3 月 27 日

## 7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2. 監査対象の概要

### 1. 高知市の概要

#### (1) 高知市の概況

市は国から中核市に指定されており、平成 23 年 4 月 1 日現在における状況は次のとおりである。

世帯数	150,847 世帯
総人口	342,258 人
世帯当たり人口	2.27 人
面積	309.22 平方 km
人口密度	1,106.8 人/平方 km

## (2) 一般会計歳入決算額及び税目別市税収入額の推移

### 1) 一般歳入決算額の推移

市の一般会計歳入決算額の推移は次のとおりである。歳入に占める市税の割合は30%から35%程度となっている。

(単位:千円)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
<b>一般会計歳入合計</b>	<b>131,139,845</b>	<b>146,085,516</b>	<b>152,485,388</b>	<b>143,710,628</b>	<b>141,390,480</b>
市税	46,117,643	47,507,966	45,775,708	45,260,734	45,888,789
地方譲与税	1,052,087	1,060,684	1,005,391	984,920	969,024
利子割交付金	247,282	253,190	209,109	239,262	258,217
配当割交付金	168,778	61,212	54,468	71,102	77,243
株式等譲渡所得割交付金	108,275	32,384	26,115	24,864	20,728
地方消費税交付金	3,489,377	3,301,141	3,385,227	3,379,416	3,361,748
ゴルフ場利用税交付金	16,326	15,326	15,678	14,484	14,256
特別地方消費税交付金	124	-	-	-	-
自動車取得税交付金	323,257	296,355	198,180	186,170	137,224
地方特例交付金	313,331	524,368	503,401	513,691	406,202
地方交付税	25,883,247	28,987,977	30,131,126	31,613,596	32,259,728
交通安全対策特別交付金	85,765	78,391	77,772	73,050	71,190
分担金及び負担金	2,545,077	2,651,189	2,627,801	2,742,078	2,697,932
使用料及び手数料	2,634,001	2,591,550	2,626,840	2,730,708	2,711,950
国庫支出金	21,304,038	28,185,752	25,665,396	27,139,714	28,449,233
県支出金	5,268,026	5,560,251	6,123,797	6,809,715	7,740,223
財産収入	458,207	1,359,380	182,626	202,128	156,634
寄付金	4,177	12,964	24,712	83,725	42,468
繰入金	1,115,669	763,415	2,536,103	300,284	1,414,690
繰越金	1,094,860	354,536	6,328,782	2,144,202	1,052,578
諸収入	3,724,333	3,098,572	5,995,179	2,156,049	1,929,013
市債	15,185,965	19,388,913	18,991,977	17,040,736	11,731,410

## 2) 税目別市税収入額の推移

市税の収入額の税目別推移は次のとおりであり、近年は460億円前後で推移している。

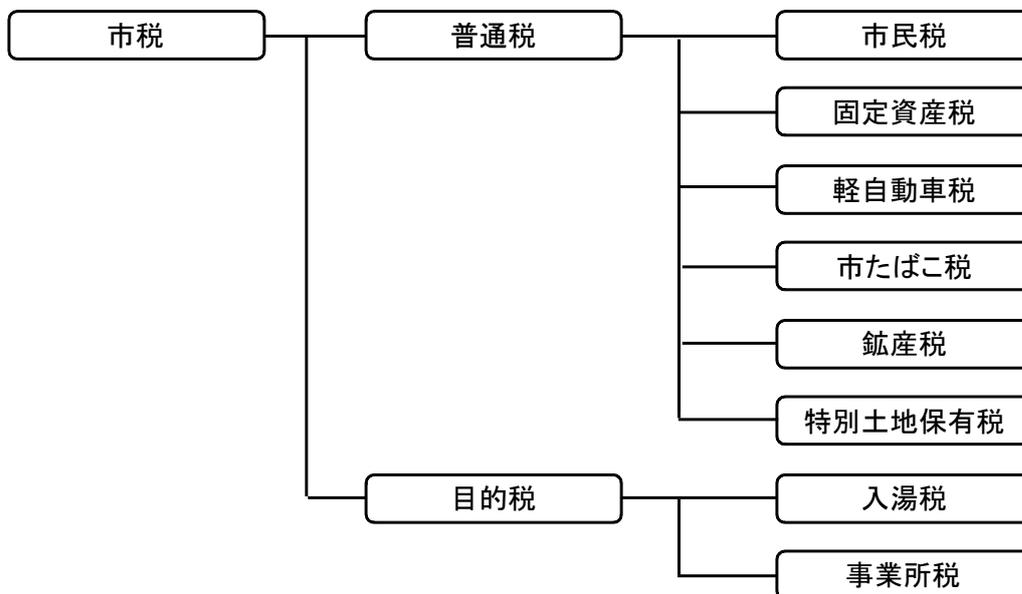
(単位:千円)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
<b>市税合計</b>	<b>46,117,643</b>	<b>47,507,966</b>	<b>45,775,707</b>	<b>45,260,734</b>	<b>45,888,789</b>
<b>現年分小計</b>	<b>45,548,991</b>	<b>46,829,499</b>	<b>45,078,121</b>	<b>44,597,967</b>	<b>45,159,503</b>
市民税（個人）	15,530,600	16,036,488	15,582,106	14,993,799	14,867,170
市民税（法人）	4,736,731	4,536,085	3,602,658	3,762,292	4,320,317
固定資産税	21,371,680	22,361,225	22,040,763	21,897,083	21,685,269
軽自動車税	598,589	658,343	678,190	692,958	706,415
市たばこ税	2,322,663	2,230,189	2,119,727	2,177,624	2,481,954
鉱産税	5,444	5,010	4,434	4,279	3,863
特別土地保有税	-	-	-	-	-
入湯税	9,186	10,583	11,080	15,214	11,454
事業所税	974,098	991,576	1,039,163	1,054,718	1,083,061
<b>滞納繰越分小計</b>	<b>568,652</b>	<b>678,467</b>	<b>697,586</b>	<b>662,767</b>	<b>729,286</b>
市民税（個人）	209,189	269,012	286,700	260,945	300,424
市民税（法人）	19,420	11,846	10,842	11,219	13,893
固定資産税	315,584	370,879	376,482	369,392	393,404
軽自動車税	14,642	17,036	15,804	17,948	18,117
市たばこ税	-	34	-	-	-
鉱産税	-	-	-	-	-
特別土地保有税	-	-	-	-	-
入湯税	-	-	-	-	-
事業所税	9,817	9,660	7,758	3,263	3,448

## 2. 市税の概要

### (1) 市税の種類

市税にはその税収入の使いみちについて、特に制限がない普通税と特定の目的のために活用される目的税があり、その税目は次のとおりである。



(※) 特別土地保有税は平成 15 年度税制改正に伴い平成 15 年度分以降の課税が停止され、新たな課税は行われていない。

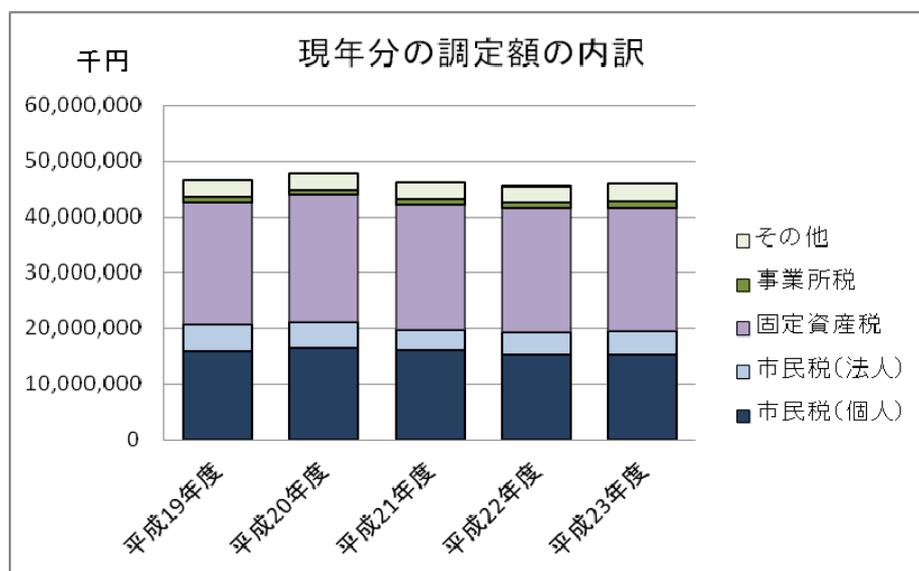
## (2) 市税の調定額の税目別推移

市税の調定額の税目別推移は次のとおりであり、近年は490億円前後で推移している。調定とは歳入の所属年度、歳入科目、収入すべき金額、納入義務者等を調査、決定することをいう。このため、調定額のうち実際に収入のあったものが「1. (2) 一般会計歳入決算額及び税目別市税収入額の推移」に記載の金額となる。

現年分の調定額の内訳では、概ね固定資産税が48%程度、個人市民税が34%程度、法人市民税が9%程度を占めている。

(単位:千円)

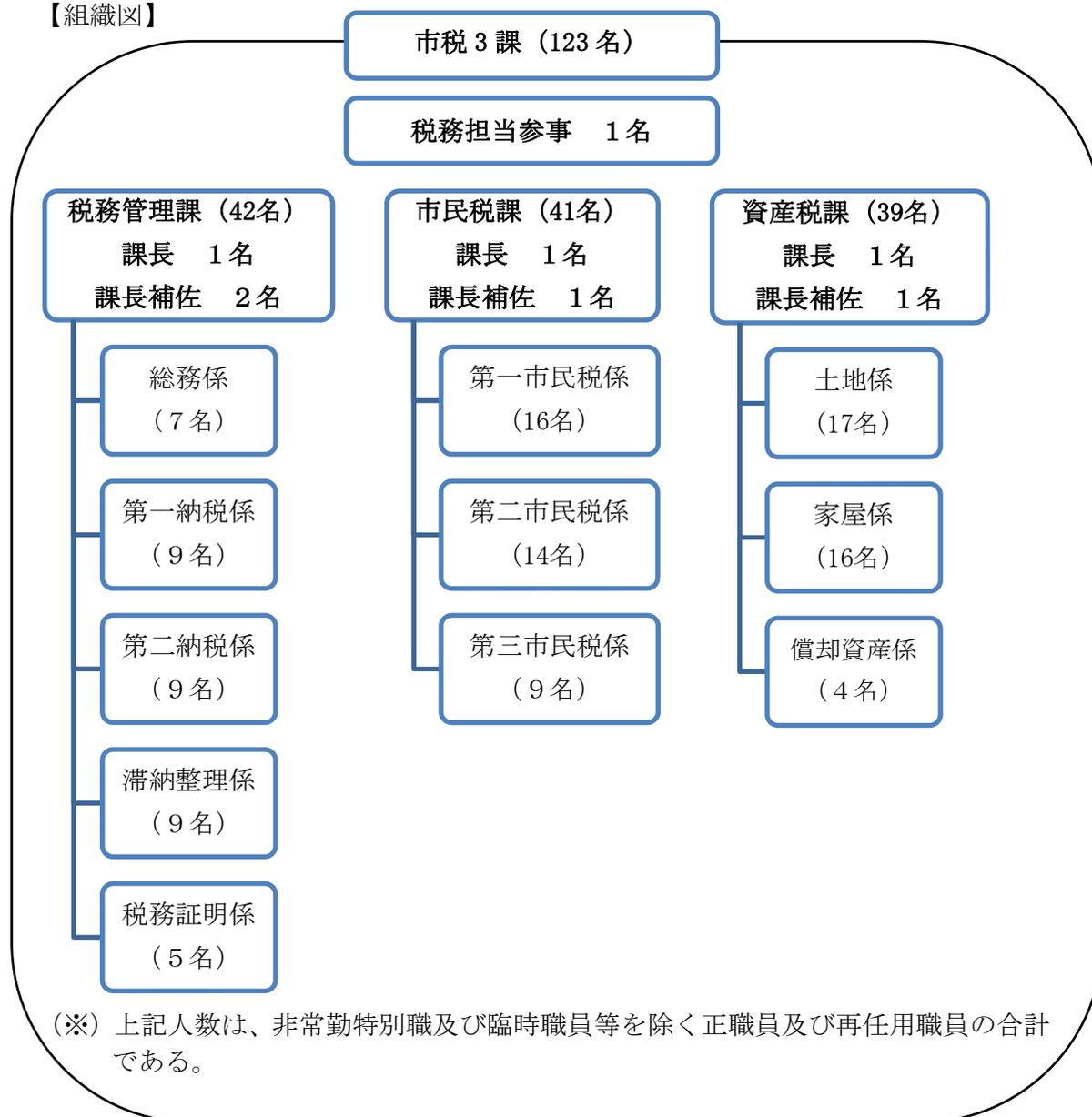
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
<b>市税合計</b>	<b>49,596,368</b>	<b>51,085,899</b>	<b>49,311,670</b>	<b>48,791,070</b>	<b>49,149,919</b>
<b>現年分小計</b>	<b>46,469,934</b>	<b>47,793,339</b>	<b>45,966,041</b>	<b>45,441,022</b>	<b>45,832,339</b>
個人市民税	15,914,472	16,393,324	15,927,841	15,293,192	15,103,332
法人市民税	4,751,902	4,552,171	3,619,933	3,780,928	4,340,889
固定資産税	21,856,950	22,921,182	22,532,547	22,390,374	22,073,605
軽自動車税	624,751	683,962	704,388	717,425	729,359
市たばこ税	2,322,663	2,230,189	2,119,727	2,177,624	2,481,954
鉱産税	5,444	5,010	4,434	4,279	3,863
特別土地保有税	-	-	-	-	-
入湯税	9,186	10,583	11,080	15,214	11,454
事業所税	984,566	996,918	1,046,091	1,061,986	1,087,883
<b>滞納繰越分小計</b>	<b>3,126,434</b>	<b>3,292,560</b>	<b>3,345,629</b>	<b>3,350,048</b>	<b>3,317,580</b>
市民税(個人)	940,910	1,051,295	1,082,701	1,087,509	1,066,350
市民税(法人)	85,171	78,447	80,302	80,552	70,701
固定資産税	1,976,644	2,036,122	2,064,275	2,064,238	2,069,826
軽自動車税	67,893	70,230	68,996	71,647	69,883
市たばこ税	34	34	-	-	-
鉱産税	-	-	-	-	-
特別土地保有税	10,135	10,135	10,135	10,135	-
入湯税	-	-	-	-	-
事業所税	45,647	46,297	39,220	35,967	40,820



### (3) 組織

平成 23 年 4 月 1 日時点の市税に関する事務を執行する市税 3 課の組織、事務分掌は次のとおりである。

【組織図】



【事務分掌】

担当課	事務分掌
税務管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 税制に関すること。</li> <li>(2) 市税その他市税に係る徴収金(以下「市税等」という。), 介護保険料その他介護保険料に係る徴収金及び保育料その他保育料に係る徴収金の収納及び滞納処分に関すること。</li> <li>(3) 市税等(地方道路譲与税, 自動車重量譲与税, 地方揮発油譲与税, 特別とん譲与税, 利子割交付金, 配当割交付金, 株式等譲渡所得割交付金, 地方消費税交付金, ゴルフ場利用税交付金, 特別地方消費税交付金, 自動車取得税交付金, 国有資産等所在市町村交付金, 地方特例交付金及び特別交付金を含む。)の収納金に関すること。</li> <li>(4) 税務証明(軽自動車税に係るものを除く。)に関すること。</li> <li>(5) 固定資産税の閲覧等に関すること。</li> <li>(6) 納税貯蓄組合に関すること。</li> <li>(7) 市民税課及び資産税課の財務に関すること。</li> <li>(8) 市民税課及び資産税課との調整並びに税務について他課の所管に属さない事項に関すること。</li> </ul>
市民税課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 個人市県民税に関すること。</li> <li>(2) 軽自動車税, 市たばこ税, 鉦産税, 入湯税, 事業所税及び法人市民税に関すること。</li> <li>(3) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識に関すること。</li> <li>(4) 地方道路譲与税, 自動車重量譲与税, 地方揮発油譲与税, 利子割交付金, 配当割交付金, 株式等譲渡所得割交付金, 地方消費税交付金, ゴルフ場利用税交付金, 特別地方消費税交付金, 自動車取得税交付金, 地方特例交付金及び特別交付金に関すること。</li> <li>(5) 自動車の臨時運行の許可に関すること。</li> </ul>
資産税課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 固定資産税に関すること。</li> <li>(2) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。</li> <li>(3) 特別土地保有税及び特別とん譲与税に関すること。</li> </ul>

(高知市事務分掌規則 第4条)

## 第3． 監査の全体像

### 1． 本報告書の構成について

税の要諦は、賦課し徴収することであり、賦課の場面においては適切な賦課、網羅的な賦課等が主要な課題となる。また、徴収の場面においては、各種の督促行為、差押を含む滞納整理、徴収現金の取扱い、延滞金の取扱い等が主要な課題となる。

そして、市の行政機構もこうした課題に適時・適切に対応し得るよう、賦課の場面では、市民税課と資産税課が主にその役割を担い、徴収の場面では税務管理課が主にその役割を担っている。

こうした内容を踏まえた上で、本監査では第4から第10までを各税目に係る賦課の場面を主題に据え、第11と第12において徴収の場面を主題に据えている。そして、第13において「情報資産の管理」、第14で歳出の総務費における「徴税費」を取り上げている。

なお、市税に係る指摘内容を理解するには、一定程度の税に係る知識が必要となる場面があるため、第15に市税の基礎知識を集約している。監査を通じた指摘内容がより明確となるためのものであり（知識の説明で冗長な報告書とならないように）、第4から第14での指摘内容において、不明な用語等があれば、適宜「第15．市税の基礎知識」を参照されたい。

本監査では、市民税課、資産税課、税務管理課（以下、本項では「市税3課」という。）に対する各種の指摘や提言をあげているが、市税3課だけでは対応できない問題についても指摘や提言を申し添えている。

適切な市税行政に資するため、日常の事務を有効かつ効率的に実施する責任は、税務担当参事（平成24年度より税務長）を筆頭とする市税3課にあると考えるが、こうした市税3課が十分にその能力を発揮し、納税者や市民の期待に応えていくためには、市長を筆頭に市全体として取り組むべき問題もあると考える。

したがって、本報告書は、まず本項において、市全体として取り組む事項について言及した上で、市税3課が取り組むべき内容について述べていくこととする。

なお、本報告書は市税に係る一連の事務プロセスを検証した結果を報告するものであり、市税に対する理解を促すことを目的としないのは言うまでもない。このため、本報告書では、一般市民にも理解されるよう、あえて簡易なイメージ図や要約表を貼付している。地方税法上の詳細な制度等と照らした場合には、やや不正確な部分もある点に留意が必要である。

＜本報告書の全体像＞

区分	構成	主題			主な 所管課
		賦課	徴収	その他	
市全体で 取組む事項	第3．監査の全体像	—			市全体
市税3課で 取組む事項	第4．個人市民税	○			市民税課
	第5．法人市民税	○			市民税課
	第6．固定資産税	○			資産税課
	第7．事業所税	○			市民税課
	第8．入湯税	○			市民税課
	第9．特別土地保有税	○			資産税課
	第10．軽自動車税等	○			市民税課
	第11．徴税の事務		○		税務管理課
	第12．滞納整理事務		○		税務管理課
	第13．情報資産の管理			○	税務管理課
	第14．徴税费			○	税務管理課
	第15．市税の基礎知識				
第16．総括意見					

## 2. 市全体で取組む事項について

これ以降、市税に関する事務の執行について、各種の指摘等を述べるに先立ち、本監査において抽出された市全体で取組む事項を挙げておく。

各章で述べる個別の指摘等は、市税3課の不適切な事務に起因する部分も見受けられ、こうした個別事案での改善が必要なことは言うまでもない。

しかし、こうした個別事案の改善の積み重ねが、全体的な市税事務プロセスの改善に直結するものではない。

なぜなら、次に述べる3つの課題があるため、個別事案の改善に限界があると考えられるからである。

これらの課題については、市税3課職員というよりも、市長を筆頭とする市の幹部職員が問題意識を共有し、解決にあたる問題と考える。

### 1) 市税3課職員の配置について（意見）

市税3課において、後述のとおり実施することが望ましい業務であっても、人員の不足を理由に十分に実施できていない状況が発生している。こうした事態を解消するためには、人員の増加が考えられるが、市全体の施策にも反するものとなり、人員の増加は現実的な解決策にはならないと考えられる。

市の各種業務を実施するにあたっては、各種の専門知識が必要になることは承知しているが、市税に関する業務では、地方税法、法人税法、所得税法、国税通則法等の専門知識を横断的に習得することで、市税に対する知見が深まり、業務効率が高まることになると考えられる。

また、市税は市歳入に直接的な影響を及ぼすものであり、市税所管部署の強化は、市行政の根幹を強化することにつながると考えられる。

こうした中で、市税3課職員のうち約6割が3年未満の在職期間であり（約9割が5年未満）、効率的に業務を実施するには、十分な在職期間とは言えない側面もあると考えられる。

市の人事異動サイクルは、基本的に5年とされており、市税3課もこうした取扱いが適用されることで、在職5年未満の職員が9割程度を占める状況となっているとのことである。

現状5年とされている人事ローテーションの見直しにより経験豊富な職員の割合を増加させ、業務効率を高めるとともに、こうした経験豊富な職員が市税3課内の繁忙期に機動的に対応する事務体制を検討することが望まれる。

なお、詳細な内容は「第14. 徴税费」に記載しており、適宜参照されたい。

## 2) 市職員の滞納について

### ①正職員等の滞納解消について（結果）

正職員の滞納状況が見受けられた。平成24年12月27日時点の正職員の滞納状況は、24件、783千円であったが、平成25年1月末では、10件、173千円に減少していた。

市の正職員として雇用される者が市税を滞納するという事実は、一般納税者の納税意識を低下させ、市税に対する信認を著しく損なう事態であり、容認されるものではない。

市の幹部職員は、正職員の個別の滞納事実を知り得ないため、滞納発生についての直接的な監督はできないものの、こうした正職員の滞納事実がある事を十分に認識し、職員の納税意識を高めるための監督姿勢を示す必要があると考える。

正職員の滞納が生じた場合には、通常の督促行為を経た上で、納期限後1ヶ月を経過した時点で即座に給与等を差押える必要がある。

また、こうした滞納処分を受けた正職員について、次の事項を総合的に勘案した上で、改善がみられない場合には、懲戒処分等を検討すべきである。

- ・滞納の常習性
- ・滞納に至った理由
- ・滞納期間
- ・滞納した正職員の職位

なお、詳細な内容は「第12.滞納整理事務」に記載しており、適宜参照されたい。

### ②臨時職員の滞納確認について（結果）

市は、正職員の市税の滞納については、市税3課の内部資料を基に、その滞納状況をモニタリングしているが、臨時職員はこうした資料がなく、滞納者が市の臨時職員か否かを個別に判断する必要があり、その事務量が膨大であるため臨時職員の市税の滞納有無を把握できていない。

本監査において、人事課が有する臨時職員の名簿と、滞納者リストとの照合を依頼したが、高知市個人情報保護条例第9条に定める目的外利用の制限に抵触し、臨時職員の名簿を市税の滞納有無の検証に使用できず、その確認作業が実施できなかった。

平成23年度に雇用された臨時職員の延数は約1万5千人であり、仮にその名簿を入手できたとしても、滞納有無の確認には一定の事務コストが生じる。

今後は、臨時職員の採用に際して、納税証明等の書類提出を義務付けることにより、臨時職員に市税の滞納がないことや、滞納解消に向けた意思があることを確認する必要があると考える。

なお、詳細な内容は「第12.滞納整理事務」に記載しており、適宜参照されたい。

### 3) 市有施設で事業を行う者の滞納について（意見）

本監査で、市有施設（使用許可は市税3課以外が所管）で事業を実施する者について、市税の滞納と一部が不納欠損となっている事例が確認された。

市経済の活性化を目的として各種の施設を設置し、ここに事業実施者（法人、個人を問わず）を誘致する方針は、何ら問題ないと考える。

しかし、こうした事業実施者に市税の滞納があれば、最終的に市有施設の設置財源を負担することとなる一般市民の理解は得難いと思われる。

この点、高知市契約規則第25条では、一般競争入札等の参加要件として、市税の滞納規定を設けており、市との経済取引に際して、市税の滞納がないことを要件としている。

本監査で対象とした市有施設を含め、市有施設での事業実施者に対しては、その使用許可時に市税の滞納がないことを要件として定めることが必要と考える。

また使用許可後に市税の滞納が発生した場合にも、厳格な対応が必要と考える。

監査対象の納税義務者は、約6年間に渡り少額な納付もない状況であった。

こうした納税義務者が市有施設内で事業を実施し続けることが、どこまで許容されるのか、甚だ疑問を感じるところである。

本監査で対象となった納税義務者のように、数年に渡り納付がなく、市税の滞納解消に向けた努力の姿勢がみられない事業実施者については、市有施設の使用許可を取消し、市有施設内での事業実施を認めるべきではないと考える。

なお、詳細な内容は「第12. 滞納整理事務」に記載しており、適宜参照されたい。

## 第4. 個人市民税

### 1. 概要

#### (1) 現年分の個人市民税の状況

現年分の個人市民税の過去5年間の調定状況は次のとおりであり、平成21年度から徐々に減少している。

(単位：千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
均等割	448,049	465,886	462,775	458,705	461,595
所得割	15,466,423	15,927,438	15,465,066	14,834,487	14,641,737
合計	15,914,472	16,393,324	15,927,841	15,293,192	15,103,332

#### (2) 納税義務者の状況

個人市民税の過去5年間の納税義務者の状況は次のとおりである。

(単位：人)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
均等割のみ	9,836	10,850	11,171	11,346	11,664
均等割と 所得割	138,760	144,538	142,978	141,360	141,866
合計	148,596	155,388	154,149	152,706	153,530

(\*) 各年7月1日現在

#### (3) 所得割納税義務者の業態所得割等の状況

平成23年度の所得割納税義務者の業態所得割等の状況は次のとおりであり、給与所得者が概ね8割を占めている。

(単位：人・%・千円)

区分	人数	構成比	税額	構成比
給与所得者	111,763	78.8	11,842,810	82.3
営業等所得者	6,202	4.4	671,626	4.7
農業所得者	380	0.3	43,255	0.3
その他の所得者	22,747	16.0	1,543,771	10.7
分離課税所得者	774	0.5	286,657	2.0
合計	141,866	100.0	14,388,119	100.0

(\*) 平成23年7月1日現在

#### (4) 徴収方法別納税義務者及び特別徴収義務者の状況

個人市民税の徴収方法には、普通徴収と特別徴収がある。普通徴収は、納税義務者本人が個人住民税（市町村民税及び県民税）を納める方法である。一方の特別徴収は、給与支払者（特別徴収義務者）が給与所得者に支払う給与から個人住民税を徴収し納める方法である。

特別徴収義務者は、原則として、給与所得者の個人住民税を徴収することが法令により義務づけられている。特別徴収は、給与所得者の納税の利便性を向上させるとともに、個人住民税の安定した収入確保につながる制度である。

過去5年間の徴収方法別納税義務者及び特別徴収義務者の状況は次のとおりである。

(単位：人・%)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
納税義務者数	148,596	155,388	154,149	152,706	153,530	
普通徴収分	人数	65,291	67,602	47,275	43,639	42,151
	構成比	43.9	43.5	30.7	28.6	27.5
特別徴収分	人数	83,305	87,786	106,874	109,067	111,379
	構成比	56.1	56.5	69.3	71.4	72.5
特別徴収義務者数	7,116	7,293	7,396	7,769	8,139	

平成21年度から公的年金所得の特別徴収が始まっており、上記では特別徴収分として含まれている。

公的年金所得の特別徴収を除いた、給与所得の特別徴収の過去5年間の納税義務者数及び税額は次のとおりである。

(単位：人・%)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給与所得の納税義務者数	114,354	119,521	119,030	117,524	118,053
特別徴収分	83,305	87,786	88,050	89,789	92,065
構成比	72.8	73.4	74.0	76.4	78.0

(単位：千円・%)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給与所得者の税額	12,822,747	13,140,252	12,962,800	12,393,578	12,272,895
特別徴収分	10,936,346	11,253,809	11,021,394	10,730,758	10,806,985
構成比	85.3	85.6	85.0	86.6	88.1

特別徴収の納税義務者数及び構成比は毎年増加している。

市は平成21年度から、給与支払報告書送付の際に特別徴収実施の依頼文書を同封している。平成22年度からは、依頼文書と併せて特別徴収に係る説明及び特別徴収開始に係る調査票も同封しており、また、事業所からの希望があれば訪問して説明会を行うなどして特別徴収を推進している。

こうした市の取り組みが近年の増加につながっているものと考えられる。

## 2. 監査の主眼と実施した監査手続の概要

### (1) 監査の主眼

#### 1) 賦課の適切性

個人市民税の課税事務について、課税資料の収集から電算上での課税台帳の作成まで、事務処理量が膨大である。そして、その過程ではシステムによる処理と人の手による処理がある。賦課の適切性について、システムによる処理において課税誤りが発生するリスクは小さいが、人の手による処理において人為的なミスに起因した課税誤りが発生するリスクがある。また、被扶養者等の名前が特定できていない場合等は調査する必要があり、扶養・寡婦調査が適切に行われていないリスクがある。

#### 2) 賦課の網羅性

個人市民税は賦課課税であり、個人から提出される確定申告書、事業所から提出される給与支払報告書等の課税資料に基づき税額を決定する。賦課の網羅性について、未申告者の調査が適切に行われていないリスク、給与支払報告書未提出事業所への対応が適切に行われていないリスクがある。

#### 3) その他

個人市民税の徴収方法には、普通徴収と特別徴収がある。特別徴収は、普通徴収と比較して徴収率の向上が期待されるが、効果的に推進されていないリスクがある。

#### 4) 要約表

本監査では、上記のリスクに対する市の対応を検証することを主眼としており、これらを一覧形式で要約すると、次のようになる。

適切な賦課	課税台帳の作成	人の手による処理において課税誤りが発生するリスクがある。
	各種調査	扶養・寡婦調査が適切に行われていないリスクがある。
網羅的な賦課	未申告者	未申告者の調査が適切に行われていないリスクがある。
	給与支払報告書未提出事業所	給与支払報告書未提出事業所への対応が適切に行われていないリスクがある。
特別徴収の推進		特別徴収が効果的に推進されていないリスクがある。

## (2) 実施した監査手続の概要

### 1) 適切な賦課に対する監査手続の概要

課税事務について、人の手による処理における漏れ及び誤謬の有無を調査するため、各種エラーチェックリスト、併合チェックリストにおける抽出データが適切に処理されているかを課税資料に基づき確認した。

また、扶養・寡婦調査が適切に行われているかを検討するため、扶養・所得調査表及び寡婦・寡夫調査表を閲覧して処理の状況を確認した。

### 2) 網羅的な賦課に対する監査手続の概要

未申告者の調査が適切に行われているかを検討するため、過去3年間の未申告者の調査結果を入手した。併せて、平成23年度の賦課未決定者のサンプルを抽出し、当該賦課未決定者について、過去の賦課決定の有無を調査するとともに、市の対応を確認した。

また、給与支払報告書未提出事業所への対応が適切に行われているかを検討するため、過去3年間の催促文書発送及び調査件数を入手するとともに、市の対応を確認した。

さらに、賦課の網羅性を検討するため、街路市の出店者名簿からサンプルを抽出し、賦課決定の状況を調査した。

### 3) 特別徴収の推進に対する監査手続の概要

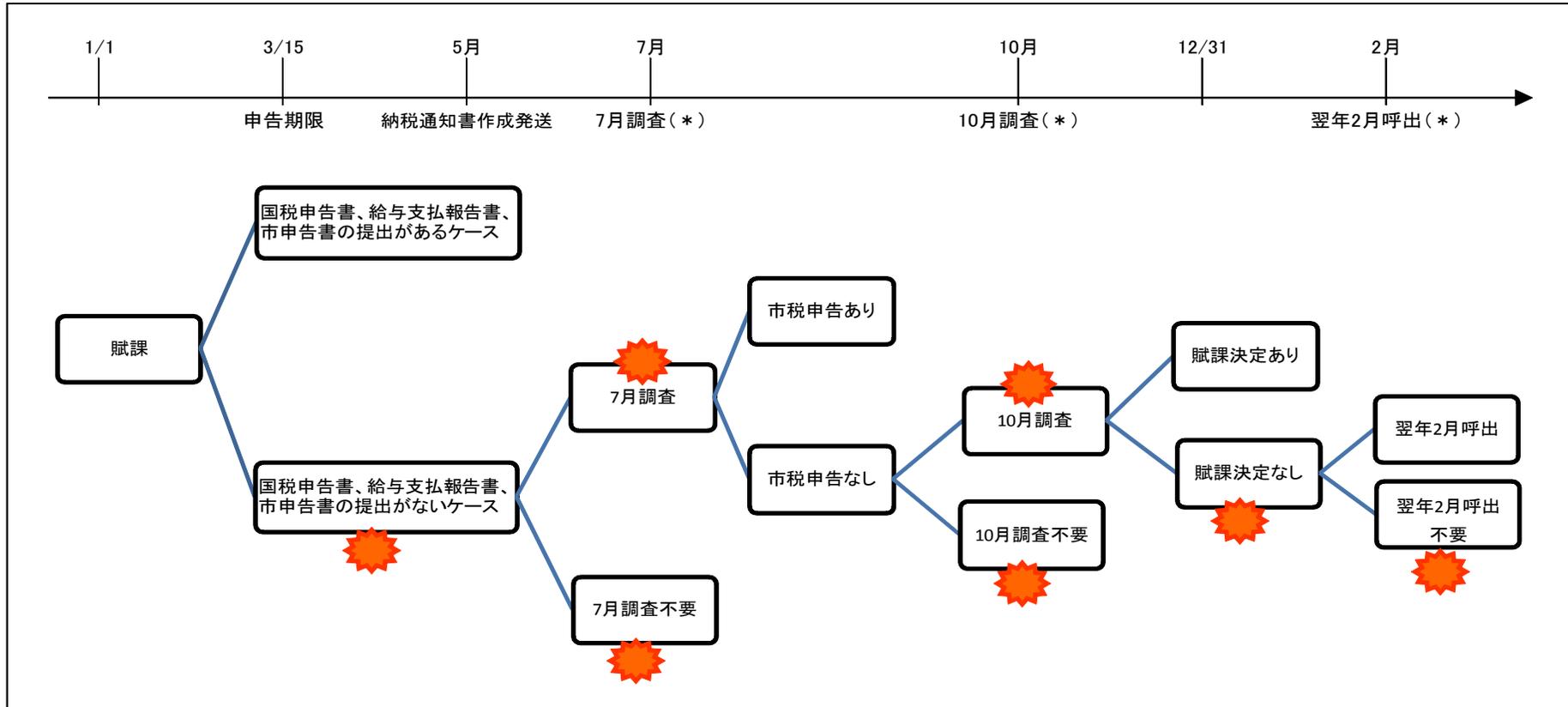
特別徴収の推進が効果的に行われているかを検討するため、特別徴収の納税義務者数及び構成比に関するデータを入手するとともに、推進に係る市の取り組み状況を調査した。

### 3. 監査の結果及び意見

#### (1) 全体像

個人市民税に係る監査の結果及び意見として、各種の指摘を挙げているが、網羅的な賦課について概念的に整理すると、次のとおりである。

<網羅的な賦課>



(※1) 星印の箇所が指摘内容を挙げている部分である。

(※2) 7月調査、10月調査及び翌年2月呼出は、賦課漏れを防ぐための業務であり、各用語の説明等は下記のとおりである。

用語	説明	市における呼称	調査対象者	
7月調査	7月に未申告者に申告書を発送する業務	7月呼出	次の条件等に該当するもの ・賦課未決定者 ・年齢=20歳~65歳 ・生活保護者、障害者以外	当年2月に申告書を発送した者等に限定
10月調査	10月に未申告者を資料調査し、申告書を発送する業務	事後調査		当年2月に申告書を発送した者等に限定しない
翌年2月呼出	翌年2月に申告書を発送する業務	次年度当初呼出		

## (2) 個別事項

### 1) 課税事務について (結果)

資料併合チェックリスト(\*)を査閲したところ、1件の誤謬があり、それにより個人住民税が12,900円賦課誤りとなっていた。

速やかに賦課額を修正する必要があるが、監査の過程でこうした取扱いを確認した。

また、今回発見した誤謬は1件のみであるが、課税台帳の作成に係る事務処理量は膨大であり、処理する時間が限られているうえに内容も複雑であるため、人の手による処理では、担当者が誤りに気付かないリスク及び誤った処理を行うリスクが高い。

これに対し市では、マニュアルの作成、職員の研修等を実施することによりリスクの軽減を図っているとのことである。

これらの施策だけで十分であるかも含めて、誤謬の発生防止を検討することが望まれる。

(\*) 同一人について複数の課税資料がある場合に、電算上で一定の方式で併合し、各人の所得等の内容を確定させるためのリスト

## 2) 未申告者の調査結果の集計について（意見）

市では、未申告者に対する賦課漏れを防ぐため、未申告者を対象に申告書を発送する等の調査を7月と10月に実施している。なお、10月調査には資料調査と必要に応じて行われる現地調査が含まれるが、現地調査は近年、税制改正等による一場的事務量の増加により、事務執行の優先順位から行われていないとのことである。

7月調査及び10月調査の結果を集計したものがなかったため、今回監査で集計を依頼したところ、下記のとおりであった。

過去3年間の7月調査結果

(単位：件)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調査対象件数	4,831	4,560	4,342
賦課決定済件数	1,381	1,279	1,277
課税決定件数	461	403	421
非課税決定件数	920	876	856
賦課未決定件数	3,450	3,281	3,065
課税額（千円）	34,170	29,725	31,013

(\*) 監査日における集計結果である。

過去3年間の10月調査結果

(単位：件)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調査対象件数	5,531	5,241	4,871
賦課決定済件数	851	775	674
課税決定件数	269	219	213
非課税決定件数	582	556	461
賦課未決定件数	4,680	4,466	4,197
課税額（千円）	22,479	14,949	17,428

(\*) 監査日における集計結果である。

賦課決定されていない者の数は、未申告者への対応を検討するに当たって基礎となる情報である。また、賦課決定された者の数及び課税額は、両調査の実施によってどれだけ効果があったかを示すものであり、これらを把握することによって効果を検証することができ、調査の更なる改善も検討することができる。

両調査の結果について、適時に集計のうえ、所属長に報告することが望まれる。

### 3) 7月調査、10月調査及び翌年2月呼出の状況

10月調査の対象者について、サンプル7件を抽出し、個人市民税管理システムの個人基本照会画面の出力資料を閲覧して、過去5年間の申告等の有無及び市の対応を確認した結果、次のとおりであった。

		項目	H19	H20	H21	H22	H23	備考
A	申告等		○	○	○	○	○	
	市の対応	賦課決定	○	○	○	○	○	
		7月調査	—	—	—	○	○	
		10月調査	—	—	—	—	○	
		翌年2月呼出	—	—	—	—	—	
B	申告等		×	○	○	○	○	H20～23の4年分について、 H23/10に申告及び賦課決定があった。
	市の対応	賦課決定	×	○	○	○	○	
		7月調査	○	×	○	×	○	
		10月調査	○	○	×	×	○	
		翌年2月呼出	×	×	×	×	—	
C	申告等		○	○	○	○	×	
	市の対応	賦課決定	○	○	○	○	×	
		7月調査	—	—	—	—	○	
		10月調査	—	—	—	—	○	
		翌年2月呼出	—	—	—	—	×	
D	申告等		×	×	×	×	×	
	市の対応	賦課決定	×	×	×	×	×	
		7月調査	×	×	×	×	×	
		10月調査	○	○	×	○	○	
		翌年2月呼出	×	×	×	×	×	
E	申告等		○	×	×	×	×	
	市の対応	賦課決定	○	×	×	×	×	
		7月調査	—	×	×	×	×	
		10月調査	—	×	×	○	○	
		翌年2月呼出	—	×	×	×	×	
F	申告等		○	○	×	×	×	
	市の対応	賦課決定	○	○	×	×	×	
		7月調査	—	—	×	○	○	
		10月調査	—	—	×	○	○	
		翌年2月呼出	—	—	×	×	×	
G	申告等		○	×	×	×	×	
	市の対応	賦課決定	○	×	×	×	×	
		7月調査	○	×	○	○	○	
		10月調査	—	○	×	○	○	
		翌年2月呼出	—	×	○	×	×	

(\*) 「○」はあり、「×」はなし、「—」は賦課決定されているため調査不要

### ①調査等をしない理由及び生計に関する情報の記載について（意見）

未申告者への対応として、7月調査、10月調査及び翌年2月呼出（以下、本項では「調査等」という。）があるが、賦課決定されていないにもかかわらず調査等をしていない事例が散見された。これらの調査等をしない場合は、妥当な理由が必要である。個人市民税管理システムの個人基本照会画面の出力資料を閲覧したところ、調査等をしていない理由が記載されていないものが存在した。また、生計に関する情報も、調査等をしない理由と関連するものであるが、当該情報も記載されていない。

個人基本照会において、これら調査を要しない等の個別世帯情報を記載する箇所は補記内容または引継情報であるが、十分に活用されていない状態であった。なお、補記内容は、各年度に関する内容、引継情報は翌年度以降に関する内容が記載されることである。

調査等をしない理由を明確に記載することにより、判断をより適切に行うことができ、事後的にも判断が適切であったかを検証できる。また、生計に関する情報を記載することにより、調査等をしない理由を補完することができる。

未申告者への対応に関する調査等をしない場合は、その理由及び生計に関する情報を個人基本照会の補記内容または引継情報として残すことが望まれる。

### ②未申告者の状況に変化がないことに関する確認について（意見）

未申告者への対応について、前年度調査等をしないとした対応を当年度も継続している事例が見受けられた。前年度の対応が適切であったとしても、未申告者の状況に当年度変化があれば、その執るべき対応は異なる可能性がある。

未申告者の状況に変化がないことについて、担当者の確認の有無を調査したところ、調査等をしない理由と同様に記載されていない。未申告者の状況は前年度と同じとは限らない。また、調査等をしないとする対応は、賦課する機会が減少することから、安易に継続することがあってはならない。

前年度調査等をしないとした対応を当年度も継続する場合は、未申告者の状況に変化がないことについて、確認の必要性を検討するとともに、確認した場合はその証跡を個人基本照会の補記内容または引継情報として残すことが望まれる。

### ③上席者の最終確認について（意見）

未申告者への対応に係る業務の実施内容について、各担当者が対応した結果を上席者が最終確認していない。

未申告者への対応においては、担当者の判断が多くの局面で求められ、それを上席者が最終確認することは重要と考えられる。

今後は、上席者が担当者の業務が適切に行われていることを最終確認することが望まれる。

(個人市民税管理システムの個人基本照会画面)

〇〇〇〇 住基		照会		【平成23年度 個人基本照会】		土佐 花子		H〇〇. 〇. 〇		
賦課 期日 情報	コウチ イチロウ		男		S〇〇. 〇. 〇生		宛名	12345678		
現在 情報	高知 一郎		世帯主				世帯	1234567		
異動日	本町〇-〇									
情報	〒〇〇〇-〇〇〇〇		TEL		FAX					
異動日 H〇〇. 〇. 〇 事由:										
次呼	①	生扶		職	業					
		特障		屋	号					
申送	②	他障		国保	情報					
申調	③	証明		後期	高齢					
家均		死離		介護	情報					
優先資料 :		引継情報あり ④				調査中				
扶養・専従 :						宛名				
国 税 連 絡		補 記 内 容								
連絡日:										
出力帳票		事後調査表 ⑤								
引 継 情 報	利用業務	市民税課	引継情報連番		処理区分					
	処理区分内容									
	内容									
	開始情報	開始情報入力者名 :			終了情報			終了情報入力者名 :		
	処理日	H〇〇. 〇. 〇								

(\*) ①次年度申告書発送区分 (次年度当初呼出不要・次年度当初呼出)

②市申告書発送区分 (市申告書未発送・当初市申告書発送・市申告書発送停止等)

③調査区分 (調査対象・調査完了・調査不要)

④引継情報がある場合に表示される。

⑤事後調査表を出力した場合に表示される。

#### 4) 未申告者の分析について (結果)

「2) 未申告者の調査結果の集計について (意見)」において指摘したとおり未申告者数が集計されておらず、未申告者が分析されていなかった。

未申告者の中には、課税される所得があるにもかかわらず申告していない者がいる可能性がある。平成 23 年度の 10 月調査結果によると、未申告者数は 4,197 名であった。

賦課漏れの可能性が高い未申告者に重点を置いて接触を行い実態を把握するため、継続して未申告である者等、賦課漏れの可能性に着目して未申告者を分析する必要がある。

#### 5) 賦課の網羅性の検討について (意見)

賦課の網羅性の検討について、課税資料以外の事業者に係る情報を活用する方法が考えられる。今回の監査においては、街路市の出店者について、賦課漏れがないかどうかを調査した。

街路市の出店者は、高知市道路占用規則に基づき市長の出店許可を受けて営業していることから、市では出店者名簿を有している。そこで、出店者名簿からサンプルを抽出して、出店者の賦課決定の状況を調査した。

サンプル 36 件中 2 件は、賦課決定されていなかったが、当該 2 件は、いずれも配偶者等に扶養されているため、課税所得が発生していない可能性が高いと判断できる。

市では、営業許可以外にも、保健所、消防等の関係で事業者に係る情報を有している。このような情報を有効に活用することにより申告すべき者の捕捉に努めることが望まれる。

## 6) 給与支払報告書未提出事業所への対応について（結果）

給与支払報告書未提出事業所への対応について、市では催促文書を3月に発送しており、それでも提出がない事業所には催促文書を8月に再度発送している。過去3年間の3月及び8月の催促文書発送件数は下記のとおりである。

(単位：件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
3月発送	732	794	1,284
8月発送	343	415	720

また、8月の催促文書の発送と併せて調査を実施しており、その調査結果を毎年10月頃に集計している。過去3年間の調査結果は下記のとおりである。

(単位：件)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
解散等の引継情報あり	15	28	23
資料検索により判明	133	136	48
給与支払報告書送付依頼済	58	96	213
①報告人員0, ②事業所閉鎖等	25	50	118
電話不通(電話番号不明分含む)	93	82	270
その他	19	23	48
合計	343	415	720

平成23年度の給与支払報告書の送付依頼済213件について、その後の提出の有無を調査したところ、その内99件が未提出となっていたが、担当課ではこれを把握しておらず、追跡調査を実施していないことが判明した。

給与支払報告書の提出が必要な事業所と不要な事業所を把握したうえで、提出が必要な事業所には提出させるために調査を実施しているにもかかわらず、依頼だけして適時に解消できていないという状況は不適切と考えられる。

給与支払報告書未提出事業所の調査の結果、給与支払報告書の提出を依頼した事業所に対しては、電話催促等の後追いを適時に実施する必要がある。

## 第5. 法人市民税

### 1. 概要

#### (1) 現年分の法人市民税の状況

現年分の法人市民税の過去5年間の調定状況は次のとおりであり、概ね7割が法人税割であり、3割が均等割となっている。

(単位：千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法人税割	3,671,914	3,484,689	2,579,106	2,721,298	3,288,099
均等割	1,079,988	1,067,482	1,040,827	1,059,630	1,052,790
計	4,751,902	4,552,171	3,619,933	3,780,928	4,340,889

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法人税割	77%	77%	71%	72%	76%
均等割	23%	23%	29%	28%	24%
計	100%	100%	100%	100%	100%

#### (2) 現年分の法人税割の状況

現年分の法人税割に占める上位20法人の調定額は次のとおりであり、概ね4割程度を上位20法人が占めている。

(単位：千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法人税割	3,671,914	3,484,689	2,579,106	2,721,298	3,288,099
上位20法人	1,448,717	1,355,965	1,039,295	868,557	1,356,936
比率	39%	39%	40%	32%	41%

### (3) 均等割の法人分布

均等割は、各法人の資本金等の額と従業者数（市内の事務所等の従業者数）によって9段階の税率が設定されており、過去5年間の法人数は次のとおりである。

区分	税率	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第1号	60千円	6,305	6,359	6,400	6,310	6,324
第2号	144千円	105	109	90	95	98
第3号	156千円	1,394	1,372	1,343	1,318	1,287
第4号	180千円	141	137	135	138	140
第5号	192千円	293	298	301	287	295
第6号	480千円	42	43	43	46	48
第7号	492千円	493	492	477	477	483
第8号	2,100千円	9	11	8	10	10
第9号	3,600千円	39	37	40	40	35
計		8,821	8,858	8,837	8,721	8,720

(\*) 上記の区分は、市税条例第31条第2項の各号によるものである。

(\*) 平成23年度市税統計のデータであり、前年7月2日～7月1日の法人数となっている。

第1号、第3号、第5号、第7号が市内の事務所等の従業者数が50人以下の法人に適用されるものであり、この比率はいずれの年度においても9割を超えており、中小規模の法人や事業所が大部分を占めている状況である。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第1、3、5、7号 の合計法人数 (A)	8,485	8,521	8,521	8,392	8,389
全法人数 (B)	8,821	8,858	8,837	8,721	8,720
比率 (A/B)	96%	96%	96%	96%	96%

## 2. 監査の主眼と実施した監査手続の概要

### (1) 監査の主眼

法人市民税は、国税（法人税）に基づく法人税割と、法人の規模に応じて賦課される均等割から構成される。

#### 1) 賦課の適切性

法人税割の賦課の適切性は、国税（法人税）の申告に依拠することになり、市が不適切な賦課を実施するリスクは小さいと考えられる。他方、均等割の賦課の適切性は、法人市民税申告書に記載される「期末現在の資本金等の額」と「当該市町村の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」によって税額が決定されるため、適切な賦課がなされないリスクが一定程度生じることとなる。

#### 2) 賦課の網羅性

法人市民税は申告納税制度となっているため、未申告法人に対して賦課が実施できないというリスクが存在する。

法人税は所得に税率を乗じることで法人税額を算出するため、所得がゼロ又はマイナスの法人が未申告であっても、法人が被る実害は小さい。このため、実務上、法人税の申告をしない法人が存在するが、法人市民税は法人税割に加え均等割を賦課するため、未申告法人があった場合の賦課漏れのリスクは大きくなる。

さらに、法人市民税では事業活動を休止している法人（以下、本項では「休眠法人」という。）の事業再開の有無を確認する必要がある、ここでも一定程度のリスクが存在することになる。

#### 3) 要約表

本監査では、上記のリスクに対する市の対応を検証することを主眼としており、これらを一覧形式で要約すると、次のようになる。

		法人税割	均等割
適切な賦課		事務処理誤りが生じる程度であり、実質的にリスクはない。	法人市民税申告書に記載される情報によるため、情報の信頼性に対するリスクがある。
網羅的な賦課	設立届等の未提出	法人設立届等を提出しない法人に対して、市の法人台帳に登録がされず、賦課が漏れるリスクがある。	
	未申告	所得がプラスの場合には、賦課が漏れるリスクがある。	所得がゼロ又はマイナスであっても一定の税額が発生するため、賦課が漏れるリスクがある。
	休眠法人	事業の再開があった場合に、賦課が漏れるリスクがある。	

## (2) 実施した監査手続の概要

### 1) 適切な賦課に対する監査手続の概要

法人の規模によって税率（税額）が異なる均等割が適切に賦課されているかを検証するため、法人市民税申告書を閲覧し、「期末現在の資本金等の額」と「当該市町村の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」の記載状況を確認した。

また、当該情報の信頼性を確認するために、市としてどのような対応が図られているかを担当者から状況を聴取した。

### 2) 網羅的な賦課に対する監査手続の概要

法人設立届等を提出しない法人を把握するための市の対応を確認するとともに、未申告法人に対する市の対応を確認した。

また、インターネットの電話帳サイトを利用し、電話番号登録のある事業者について、法人設立・開設届等の提出がなされ、法人台帳に登録されているかを検証した。

なお、これらの確認過程においては、国税当局や高知県税事務所との情報連携の状況も併せて確認した。

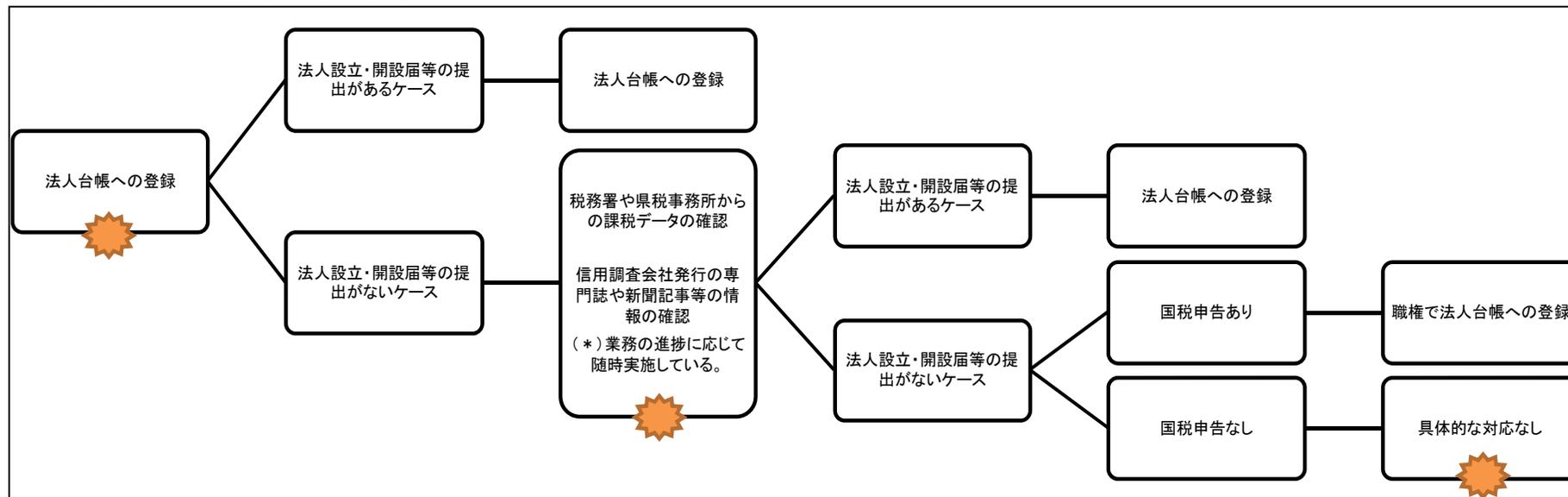
さらに、休眠法人に係る市の対応も確認した。

### 3. 監査の結果及び意見

#### (1) 全体像

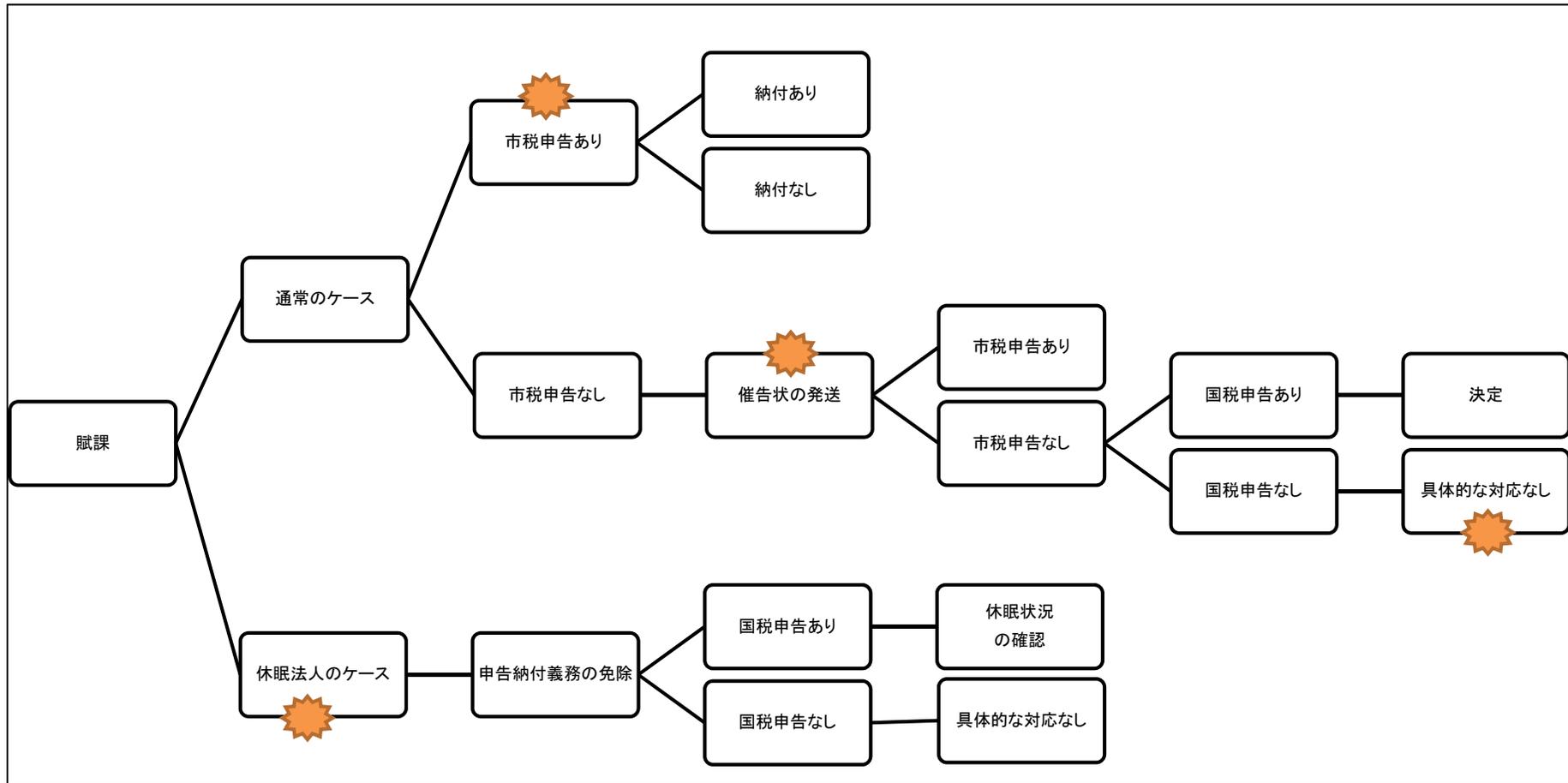
法人市民税に係る監査の結果及び意見として、各種の指摘を挙げているが、これらの全体を概念的に整理すると、次のとおりである。

<網羅的な賦課：新設法人等の補足>



(\*) 星印の箇所が指摘内容を挙げている部分である。

<網羅的な賦課：市の決定処分等>

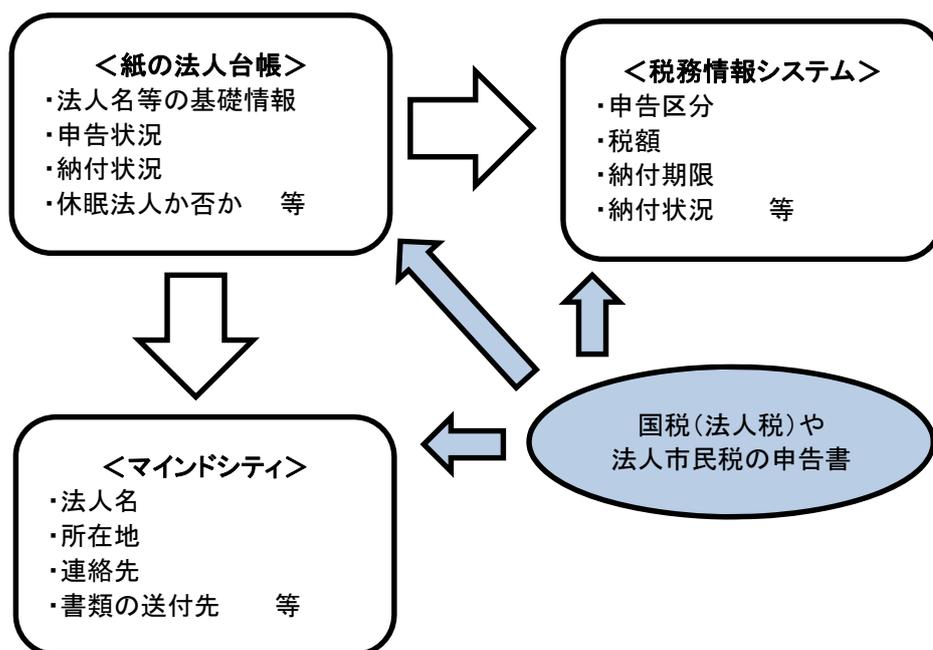


(\*) 星印の箇所が指摘内容を挙げている部分である。

## (2) 個別事項

### 1) 法人台帳のシステム化について（意見）

市の法人台帳は紙媒体（3年に一度更新）であり、当該法人台帳や申告書に基づき、決定された賦課額や納付期限、納付状況等の情報を税務情報システムにて管理している。また、これらとは別に、法人名等の宛名情報をシステム（マインドシティ）管理している。



先に示した、市税統計上の平成23年度において均等割が賦課された法人数8,720件は税務情報システムからのデータである。

そこで、法人台帳に登録されている法人が漏れなく賦課されているかを確認するため、紙の法人台帳の件数と税務情報システム件数の照合を試みたが、紙の法人台帳件数が集計されておらず、詳細な検証は実施できなかった。

なお、紙の法人台帳は、基本的に100件ごとにファイリングされ（解散、清算等により基本数よりはやや少なくファイリングされている）、監査日時点で180冊のファイルが存在しており、単純計算で約18,000件（100件×180冊）が登録されている。

こうした状況を受け、代替的に宛名情報を管理しているマインドシティに法人番号のある件数を照合したところ、次のような状況が確認された。

	税務情報システム (A)	マインドシティ (B)	差 (A-B)
件数	8,720	14,869	△6,149

(\*1) マインドシティの件数は、平成24年8月22日時点のものである。

(\*2) 両者は集計時期が異なるため、合致するものではない

マインドシティは、過去に1度でも登録された法人の情報が蓄積されており、現在は解散等により申告義務がない法人も含んでいるため、両者の乖離が大きくなっているとのことであった。

マインドシティ上において、現在申告義務のある法人を抽出する機能はなく、法人台帳に登録されている法人が漏れなく賦課されているかを確認するためには、膨大な紙台帳から税務情報システムの集計期間に申告期限が到来する法人を抽出するしかない状況である。

こうした作業は、かなりの事務工数を要することになり、非効率であると思われる。

一方で、法人台帳に登録されている法人が漏れなく賦課されたことを確認する作業は、極めて重要である。

市もこうした重要性を認識し、担当者間の相互確認を実施しているとのことであるが、中期的にはシステム化を図り賦課漏れが生じていないことを事後的に検証できる体制を構築することが望まれる。

## 2) 新設法人等の調査について

市は、新聞記事や広告、民間の信用調査会社が発行する雑誌情報（高知県内の新設法人名、所在地、事業目的、設立年月日等）を収集し、新規設立等にあたと推測され、かつ、法人設立届等の提出がない法人に対して、法人設立届に提出依頼文書を添えて郵送している。

しかし、所在地は把握できるが、電話番号等の連絡先をすべて把握できないため、郵送後も設立届の提出がない法人に対する追加の依頼事務は実施できないものがある。

### ①調査結果の整備について（結果）

市の調査及び提出依頼事務は、一定の合理性があるものと考えられ、監査日直近の提出依頼3件に対して、2件は法人設立届の提出があるとのことであった。

こうした事務運用の記録を残しているが、十分に活用できておらず、提出依頼書を郵送後の顛末が体系的に把握できていない。

法人設立届を提出しない法人に対して、市としてどのような対応を実施したかを明らかにし、未申告法人の発生を予防する観点から、市としての対応とその顛末を記録する必要がある。

また、こうした記録簿を整備することは、担当職員の人事異動があった場合にも適切な事務引継を可能とするものであり、早急に取り組むべきである。

## ②多様な調査手法について（意見）

本監査にあたり、インターネットの電話帳サイトを利用し、電話番号登録のある事業者について、法人設立・開設届等の提出がなされ、法人台帳に登録されているか（結果的にマインドシティに登録のある法人）を検証した結果は、次のとおりである。

なお、インターネットの電話帳サイトでは、営業実態の捕捉が困難と推測される IT 関連の事業者を選定した。

	市内に住所のある事業者数	調査件数	マインドシティに登録のある法人数	マインドシティに登録のない法人数
件数	95	55	45	10
比率	100%	58%	82%	18%

インターネットの電話帳サイトは、法人名ではなく屋号を掲載している場合があること、法人ではなく個人事業の場合があること、上記のマインドシティに登録のない法人数の 10 件すべてが未申告法人であるとは断定できない。

本監査で、当該 10 件に対して、市民税課より事業の実施形態を問い合わせる電話をかけてもらい、未申告法人ではない旨の確認を依頼した結果は次のとおりであり、未申告法人はないという相当程度の心証を得た。

区分	件数
個人事業として事業を実施しているとの返答を得た	6
電話番号が使用されていない	2
着信はするが、応答がない（*）	2
計	10

（\*）日、曜日、時間を変更の上、10 回程度連絡。

インターネットの電話帳サイトには所在地と電話番号が明示されており、市から状況の問い合わせを容易にできるものである。

今後は、こうした比較的簡易な接触手段を用いて、一定期間ごとに未申告法人の調査を実施し、それを記録することが望まれる。

### 3) 非分割法人に係る申告書の記載指導について（結果）

平成 23 年 5 月に提出された法人市民税の確定申告書のファイルを開覧したところ、非分割法人に係る法人市民税申告書に「当該市町村の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」の記載がない申告書が散見された。このため、当該ファイルの整理区分における一単位（計 105 件）を抽出し、その状況を確認したところ、次のような状況であった。

	母集団	調査 件数	従業者数の記載が ない申告書の件数	左のうち、関与税理 士欄に記載のある 申告書の件数	当初は記載がなく、 市担当者が確認し、 記載した件数（*）
件数	1,525	105	42	32	1

（\*）従業者数が空白であったため、市担当者が確認して記載したもの

市は、従業者数の記載がない申告書については、50 人以下という取扱いで賦課を実施している。

確かに、非分割法人であり、比較的中小規模の法人であることが多いと思われるが、調査件数の 40%（42/105）が、未記載のまま受理されている事態は一定の是正が図られるべきである。

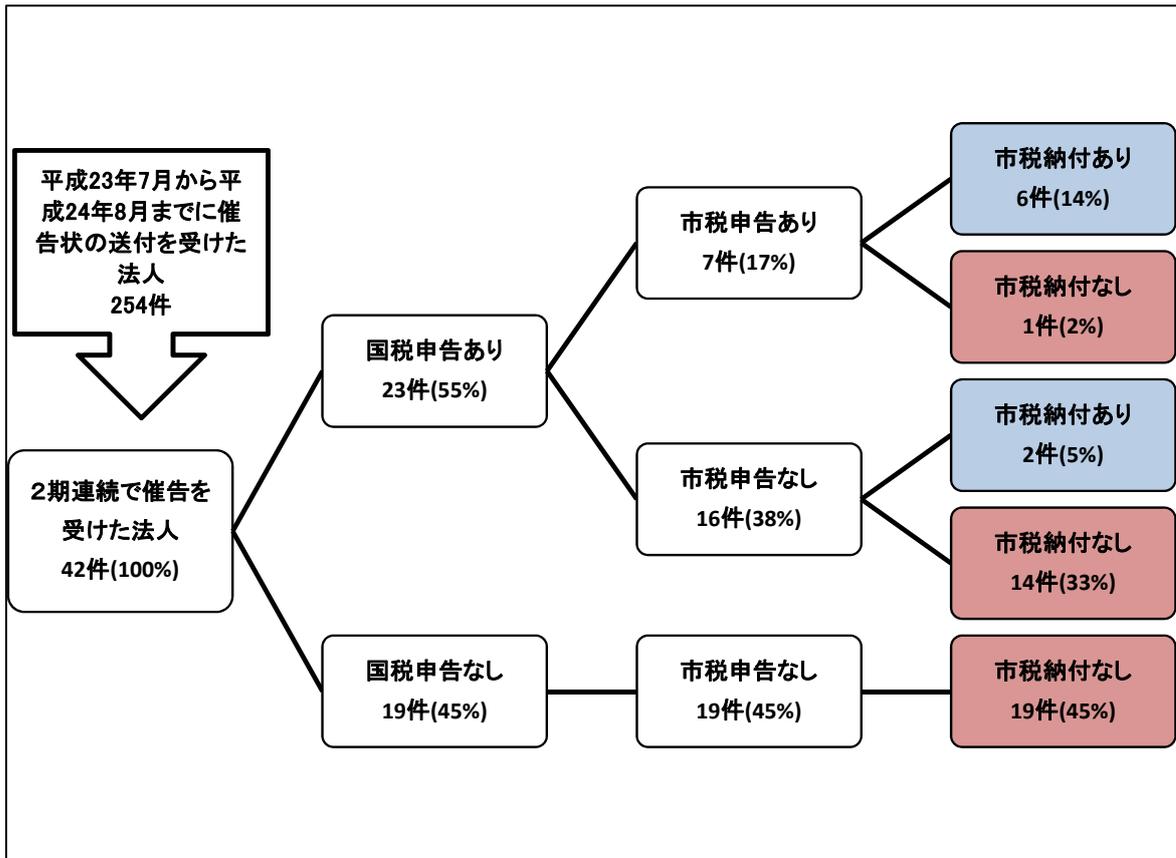
法人市民税申告書の「当該市町村の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」の記載がない法人に対して、記載を依頼すべきである。また、未記載申告書のうち 76%

（32/42）に関与税理士が存在しており、関与税理士がいる法人については、まずは関与税理士に記載を依頼すべきである。

#### 4) 未申告法人に係る対応について

市は、法定申告期限内に申告がない法人に対して、法定申告期限から2ヵ月後を目途に催告状を送付し、法人市民税の申告を促している。なお、当該催告状の発送後、国税（法人税）申告があるが、法人市民税の申告がない法人には催告状を再送している。ただし、国税申告がない場合には再送しない。

本件監査において、平成23年3月～平成24年4月に決算月が到来する法人への催告状の送付状況（送付時期は平成23年7月～平成24年8月）を集計したところ、送付件数は296件、送付法人数は254件であり、42法人が上記集計期間中に2回の催告を受けており、これらの状況は次のとおりである。



#### ①催告状発送後の顛末について（結果）

市は、催告状を送付する都度、「催告状 発送内訳表」にて法人名と送付件数を把握しているが、催告状の送付後の顛末を体系的に整理していない。したがって、毎年度催告状の送付を受けている法人も少なからずあると推測される。

今回の調査でも上記集計期間中に催告状を送付した254法人中、42法人（17%）は2期連続で催告状の送付を受けている。

毎事業年度、催告状を発送しているような法人に対しては、電話案内や法人への訪問、関与税理士への接触等の対応が必要であり、今後は催告状の発送状況を体系的に整理し、2期以上連続で催告状を送付している法人を把握すべきである。

## ②未申告法人に対する接触について（結果）

平成 23 年 7 月～平成 24 年 8 月に催告状の送付を受けた法人（254 件）について、任意 10 件分の監査時点までの顛末を調査した結果は、次のとおりである。

No	催告状の送付回数	国税申告	市税申告	市決定処分	市税納付	備考
1	2 回	○	○	－	×	
2	2 回	○	×	○	×	国税申告は赤字申告。
3	2 回	○	×	○	×	国税申告は赤字申告。インターネットで営業実態を確認できる。
4	2 回	○	×	○	○	国税申告は赤字申告。延滞金の納付がない。
5	2 回	○	×	○	×	国税申告は赤字申告。
6	1 回	○	×	○	×	国税申告は赤字申告。
7	1 回	×	×	×	×	所在不明
8	1 回	○	－			国税申告で休業扱いのため、市税も休業扱いにしている。
9	1 回	×	×	×	×	所在不明
10	1 回	○	○	－	×	

これら 10 法人については、所在不明となっている 2 法人（No7、9）を除き、8 法人すべてが国税申告を実施している。

当該 8 法人中、事後的に市税の申告や休業が確認できるのは 3 法人（No1、8、10）であり、最終的には 5 法人が市の決定処分を受けている。

市の決定処分を受けている 5 法人は、すべて国税が赤字申告のため、市税の法人税税割をゼロとし、所定の均等割額を記載した申告書の提出が必要となるケースである。

これらは、市への申告義務を怠っている事例となる。

国税の申告を実施しているということは、営業実態があることを窺わせるものであり、今後は、国税申告を実施するものの市税申告がない法人に対してより注意を払い、積極的に接触を図るべきである。

なお、最終的には市税の納付が必要であり、滞納処分を担当する部署との連携が必要不可欠である。

### ③市の決定処分について（意見）

先に述べたように、所得がゼロ又はマイナスの法人は国税（法人税）申告を実施しなくても、法人が被る実害が小さい場合があり、実務上、法人税の申告をしないケースが見受けられる。しかし、法人市民税は、法人税額を基準とする法人税割と所得に無関係に課税する均等割から構成されるため、国税と法人市民税がともに未申告であった場合でも均等割を賦課する必要が生じ、市は未申告法人に対して決定処分を実施することで、課税漏れを防止することとなる。

この点、市は国税（法人税）及び法人市民税がともに未申告である法人に対して、決定処分を実施していない。これは、地方税法やその取扱通達によって、次のような規定が設けられているからである。

- ・市町村民税は、法人税割額及び均等割額の合算によって、賦課するとされている。
- ・地方団体の長は、独自に法人税額を計算することで、決定処分はできないとされている。

これにより、国税（法人税）が未申告である場合には、法人市民税の決定処分も実施できず、所得がゼロ又はマイナスでも負担が生じる均等割も賦課できない。

市も、こうした事態を回避するため、平成9年に国（当時の自治省）に対して、国税及び法人市民税の両者が未申告である場合に、法人税額の決定処分がなくとも、均等割額のみ先行して決定処分できないかを照会しており、これに対する回答として、均等割のみを決定処分することはできない旨を伝えられている（市担当者のメモが現存）。

こうした事情を勘案した場合には、現状の市の取扱いは規定どおりの取扱いと言う他ない状況である。

均等割という同様の課税権を持つ県税事務所と連携し、継続的に未申告である法人に対して、国税機関に調査を依頼する等の措置を講ずることが望まれる。

## 5) 休眠法人台帳の整備について（結果）

地方税法第 294 条では、市内に事務所又は事業所を有する法人に対して法人市民税を課するとされており、各種通達により上記の「事務所又は事業所」とは、人的設備、物的設備、事業の継続性、という 3 要件を充足する必要があるとされている。

ここで、事業の継続性と休眠法人の取扱いは、必ずしも明確になっているものではないが、実務上は自治体に休業届を提出し、かつ、実際に売上がゼロ等の営業実態がない認められる法人に対しては、法人市民税を課さない事例が多数見受けられる。

この点、高知市も多くの自治体と同様の取扱いを実施しており、休業届の提出を受け、国税（法人税）申告において売上がゼロと確認できる法人又は国税（法人税）申告もない法人に対して、法人市民税を課さないこととしている。

市は、紙媒体の法人台帳を使用しており、この紙台帳に法人が休眠法人であるか否かの情報を記載している。

法人台帳は、基本的に 100 件ごとにファイリングされ（解散、清算等により基本数よりはやや少なくファイリングされている）、監査日時点で 180 冊のファイルが存在しており、当該ファイルの中に何件の休眠法人が存在するかは、約 18,000 件（100 件×180 冊）の紙台帳から個々に休眠法人を抽出する以外の方法がない状況である。

一般的な株式会社は株主総会決議等による解散により清算手続には入り、清算手続の完結をもって、消滅することになる。また、解散や清算の事実は、登記されるのが一般的と考えられるが、当該登記には一定の費用が生じるため、解散や清算を実施せず、休眠状態のまま据え置く実務も多数見受けられる。

現在の市の管理方法では休眠法人の実数も把握できず、休眠法人の事業再開の検証が適時・適切・網羅的に実施されているかの検証ができない。

休眠法人の台帳を整備し休眠法人の件数を把握するとともに、休眠事実の確認状況等を記録すべきである。

## 第6. 固定資産税

### 1. 概要

#### (1) 課税状況

##### 1) 課税標準額及び調定額の概要

固定資産税の課税標準額及び調定額の状況は以下のとおりである。平成20年度に春野町が高知市に編入合併された影響で、課税標準額及び調定額は大幅に増加している。

(単位：千円)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
課税標準額	土地	700,740,239	729,163,017	720,801,642	704,367,883	672,948,345
	家屋	618,678,803	661,909,350	642,929,010	659,768,535	672,116,084
	償却資産	157,735,231	159,744,420	157,988,320	148,213,688	141,549,209
	合計	1,477,154,273	1,550,816,787	1,521,718,972	1,512,350,106	1,486,613,638
調定額	土地	10,493,932	10,919,167	10,793,440	10,544,390	10,071,890
	家屋	8,783,137	9,419,793	9,184,370	9,437,485	9,658,217
	償却資産	2,354,072	2,384,541	2,357,063	2,211,657	2,144,440
	小計	21,631,141	22,723,501	22,334,873	22,193,532	21,874,547
	交付税	225,809	197,681	197,674	196,842	199,057
	合計	21,856,950	22,921,182	22,532,547	22,390,374	22,073,605

## 2) 減免の状況

固定資産税の減免の状況は以下のとおりである。

(単位：件、千円)

		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
減免事由	適用条例	件数	減免税額								
生活扶助	71条1項 1号	242	6,734	292	7,209	315	7,873	316	8,204	337	8,286
生活困窮	71条1項 2号	66	1,519	70	1,508	51	997	53	1,240	44	905
災害・ 都市計画	71条1項 3号	69	1,926	19	590	30	1,022	47	642	11	391
公民館及び 類似施設	71条1項 4号	72	4,082	94	4,749	97	4,887	98	4,832	91	3,920
公共事業	71条2項	34	923	9	252	0	0	17	486	7	94
公衆浴場	71条2項	13	528	14	544	12	448	12	437	12	431
公益上	71条2項	39	22,010	90	25,366	113	28,251	118	37,558	127	41,767
その他	71条	29	5,302	21	2,243	22	2,099	22	2,060	31	3,585
鉄道軌道 整備法	71条の2	1	10,251	1	10,692	1	11,166	1	10,538	1	10,167
企業立地 促進法	71条の3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	439
合計		565	53,279	610	53,157	641	56,745	684	65,999	662	69,989

## (2) 納税者数等の状況

固定資産税の納税者の状況は以下のとおりである。土地及び家屋の納税者は増加している。一方、償却資産の納税者は減少している。なお、平成 20 年度に春野町が高知市に編入合併された影響で、納税者が大幅に増加している。

(単位：人)

区分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
土地	91,203	97,319	97,779	98,439	98,860
家屋	86,966	92,937	93,647	94,441	95,026
償却資産	2,947	2,960	2,905	2,813	2,668
合計	181,116	193,216	194,331	195,693	196,554

### (3) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金の状況

調定額に含まれる国有資産等所在市町村交付金及び納付金の状況は以下のとおりである。平成19年度に日本郵政公社の民営化に伴う納付金が廃止された影響により、平成20年度の償却資産の下落幅が大きくなっている。

(単位：千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
土地	91,732	81,932	80,216	77,748	77,092
家屋	125,402	112,754	114,618	116,357	118,331
償却資産	8,675	2,995	2,840	2,737	3,634
合計	225,809	197,681	197,674	196,842	199,057

### (4) 不服審査の状況

不服審査の申出件数及び修正件数の状況は以下のとおりである。平成21年度は評価替年度であったため、大幅に増加している。

(単位：件)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
申出件数	土地	17	15	215	9	0
	家屋	9	4	47	1	1
	償却資産	0	0	0	0	0
	合計	26	19	262	10	1
修正件数	土地	11	11	39	0	0
	家屋	5	1	6	0	0
	償却資産	0	0	0	0	0
	合計	16	12	45	0	0

## 2. 監査の主眼と実施した監査手続の概要

### (1) 監査の主眼

#### 1) 賦課の適切性

固定資産税は簡便的に記載すると、以下の算式（例：土地）により算定する。

$$\text{固定資産税額} = \text{課税標準額（現況地目による評価額} \times \text{各種補正率} \times \text{地積）} \times 1.5\%$$

各種補正率を加味した計算方法は複雑であるが、市は総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき、また、過去の経験を蓄積したマニュアル（固定資産税の手引き）を整備し、システムにより計算しているため、固定資産税額の算定を誤るリスクは小さいと考えられる。

一方、固定資産税の課税客体である土地の現況地目や、家屋の現況、償却資産の保有状況を誤って固定資産課税台帳に登録した場合、課税標準額が誤って算定されることとなることから、現地調査による現況地目等の把握は重要である。そのため、担当者が現地調査で判断を誤った場合、固定資産税額を誤って算定するリスクが存在する。

さらに、地方税法及び高知市条例に基づき固定資産税を非課税・減免として処理することとなるが、地方税法及び高知市条例の適用誤りや、用途の変更の把握漏れなどにより、誤って非課税・減免とする不適切な賦課がなされるリスクが存在する。

#### 2) 賦課の網羅性

固定資産税は、市が固定資産課税台帳の登録情報に基づき税額を計算する賦課課税方式である。そのため、固定資産課税台帳の登録内容にかかる新たな事実の発生や変更の把握は重要である。市はこれらの確認を以下の方法により調査している。

課税対象	調査方法
土地	現地調査、登記済通知書の入手 等
家屋	現地調査、登記済通知書・建築確認申請書の入手 等
償却資産	現地調査、税務署調査（※）、償却資産申告書・法人設立届・新規営業許可・新規医療事業者開設届・建築確認申請書の入手 等

（※）担当者が月に1回程度、税務署に訪問し、申告書等の資料を閲覧する調査

現地調査の未実施や、納税者が登記簿の異動を申請していない等により、新たな事実の発生・異動状況が確認できる資料を入手できないため、固定資産課税台帳の登録内容を変更する情報を捕捉できないリスクが存在する。

また、償却資産については全ての納税者から償却資産申告書により申告を受ける必要がある。申告がない場合について、固定資産課税台帳に登録されないというリスクが存在する。

### 3) 要約表

本監査では、上記のリスクに対する市の対応を検証することを主眼としており、これらを一覧形式で要約すると、次のようになる。

		土地	家屋	償却資産
適切な賦課	計算方法	マニュアルの整備やシステムによる計算を考慮すると、課税標準額の算定を誤るリスクは小さい。		
	現地調査	各担当者が判断を誤るリスクが存在する。		
	非課税・課税	誤って非課税・減免とする不適切な賦課がなされるリスクが存在する。		
網羅的な賦課	台帳登録	新たな事実の発生・異動状況が確認できる資料を入手できないリスクが存在する。		
	申告書			未申告により賦課されないリスクが存在する。

## (2) 実施した監査手続の概要

### 1) 適切な賦課に対する監査手続の概要

課税標準額の計算方法について、担当者に質問し、関係書類を閲覧した。

また、現地調査の実施状況やその方法について、担当者に質問し、関係書類を閲覧した。監査人が必要と判断した固定資産について、現地調査を実施した。

さらに、非課税・減免の状況を担当者に質問し、地方税法及び高知市条例の適用誤りの有無を関係書類等の閲覧により確認した。特に非課税の対象となった宗教法人や学校法人、社会福祉法人等の中から任意に抽出し、非課税申告書その他の関係書類を閲覧した。

### 2) 網羅的な賦課に対する監査手続の概要

固定資産課税台帳に登録又は変更すべき新たな事実の発生又は異動状況の調査方法について、担当者に質問し、関係書類を閲覧した。

また、償却資産の申告書の発送・入手状況について、担当者に質問し、関係書類を閲覧した。未申告者に対する賦課漏れの有無を確認するため、インターネットの電話帳サイト等を利用し、申告書の発送が適切になされているか確認した。

### 3. 監査の結果及び意見

#### (1) 個別事項

##### 1) 現況地目の登録誤りについて（結果）

市が保有する GIS（地図情報システム）の航空写真を閲覧したところ、市山間部について、現況地目が誤っていると見受けられるものが散見された。このうち明らかに誤っていると判断した2つの土地を抽出し、現地調査を実施した。

No.	地名	現況地目	現況地積
①	土佐山桑尾	畑	16,899.00 m <sup>2</sup>
②	鏡敷ノ山	雑種地	7,570.00 m <sup>2</sup>

(①の航空写真)



(注) 丸の中に今回の調査対象が含まれている。

(①の土地-1)



(①の土地-2)



固定資産税における地目認定は、登記地目に係わりなく、基準日現在における現況地目により賦課するものである。

①について、現況は山林と見受けられる。評価において畑と山林では、価格差があることから適正に賦課することが望まれる。

(②の航空写真)



(注) 丸の中に今回の調査対象が含まれている。

(②の土地-1)



(②の土地-2)



②について、現況は境内地と見受けられる。評価において雑種地と境内地では、価格差があることから適正に賦課することが望まれる。

なお、境内地は非課税となる可能性があるが、当該土地は免税点未満であったため、実質的な影響は軽微であると考えられる。

今後、市山間部についても GIS で現況地目が誤っていると推測される事案を抽出した上で、現地調査を実施し、より正確な現況把握に努めるべきである。

## 2) 現地調査の顛末について（意見）

現地調査の実施状況を確認するため、現地調査の報告書の提出を依頼したところ、担当課では明確なものを作成しておらず、以下の点について問題となる事項が見受けられた。

- ・実施結果を取りまとめる具体的な様式を定めていない
- ・実施結果を上席者に報告する定めがない

担当者が現地調査の実施結果を備忘用のメモとして保管している場合もあるが、特に保管を強制しておらず、報告する必要もない扱いとなっている。

実施結果の内容が把握できない場合、固定資産課税台帳の登録内容が変更されていても、変更内容の正否を事後的に確認できない。

現地調査の実施結果について、必要最低限の項目を設けた様式を定め、上席者から結果報告の承認を得た上で、一定期間保管することが望まれる。

### 3) 家屋の評価方法について（意見）

標準的な二階建て住宅で延床面積が70㎡から140㎡の家屋以外の家屋の課税標準額の評価方法が木造と非木造で異なっていた。

このうち、木造の評価方法は、従来手計算で行っていた計算方法を表計算ソフトを利用し、評価出来るようにしたものであった。一方、非木造の評価方法は、高知県高知市家屋評価システムと呼ばれる専用のソフトであり、設計図を入力する等の作業を煩雑とさせるが、より正確性を重視した評価手順であった。

従来は、非木造の評価方法について、現在利用している木造の評価方法と同様の調査表を市は採用していたが、平成21年度の評価替え年度に、評価事務の正確性の向上を図るため、現状の評価方法に変更している。この際、木造の評価方法については、作業量の増加に対する人員の確保ができないため、評価方法を変更しなかった。

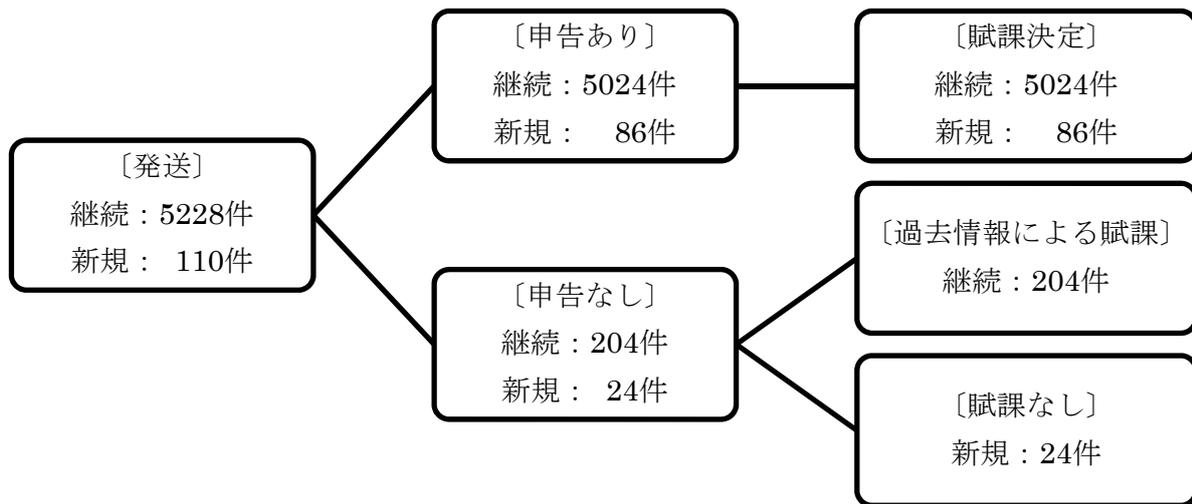
税の公平性を担保するためには、木造の評価方法についても専用ソフトを用いて正確な課税標準額を算定することが望ましい。

なお、現状の非木造の課税標準額の評価に利用している専用ソフトでは、木造の課税標準額を評価することができない仕様となっているため、現状の木造の標準的な表計算ソフトで評価したものから数件サンプル抽出し、専用ソフトによる課税標準額を委託業者に試算してもらい、課税標準額を比較することが望まれる。その上で、乖離が大きい場合については専用ソフトを利用することにより、人員の確保をした上で、税の公平性を確保することが望まれる。

#### 4) 償却資産申告書の未申告者への対応について（結果）

市は固定資産課税台帳に登録している納税者（継続）に対して、12月に申告書を発送し、1月31日を提出期限としている。なお、税務署調査等により免税点以上の償却資産を保有している可能性の高い者に対して、前述の期間に実施すると、事務が煩雑となることから4月以降に発送（新規）している。

申告書の発送及び入手の状況（平成24年3月31日現在）は以下のとおりである。



市は未申告者に対して督促、催告及び電話連絡をしているが、それでも申告しない者が、継続案件で204件、新規案件で24件であった。

継続案件204件について、市は前年度の固定資産課税台帳の登録状況からの変動はないものとして固定資産税を賦課している。しかし、この方法によると増加や減少を加味することができなくなるため、適切な固定資産税を賦課できていない可能性がある。

また、新規案件24件について、固定資産課税台帳に過去の情報がないため、市は固定資産税を賦課することができない。

免税点以上の償却資産を有すると推測される未申告者や、継続して未申告である者を把握し、必要があれば現地調査を実施することが必要である。

なお、市は平成24年度から申告書を入手できなかった相手先については継続的に申告書を発送することとしている。

## 5) 償却資産申告書の発送状況について

### ①本監査による調査方法と顛末について

インターネットの電話帳サイトを利用し、免税点以上の償却資産を通常では保有していると推測される歯科医院及びパチンコ店を全件抽出した。また、家屋の課税標準額が多額である場合、機械装置や工具器具備品等の償却資産を多数保有していることが考えられるため、家屋の課税標準額が1億円以上で償却資産税の課税標準額が0円である納税者を全件抽出し、市の償却資産申告書の発送状況を確認したところ、以下のとおりであった。

抽出項目	調査件数	申告書 未発送件数
歯科医院	188 件	7 件
パチンコ店	50 件	0 件
家屋の課税標準額が1億円以上	82 件	71 件

歯科医院について、申告書未発送となっている7件のうち、3件は平成24年1月1日以降に開業しており、平成25年度に市が申告書を発送する準備段階であるため、問題となるものではなかった。

また、1件についてはリース資産が多く、免税点未満であることを確認した上で市は申告書を送付していないため、問題となるものではなかった。

さらに、2件については償却資産額が免税点未満であることを確認した上で申告書を送付していないため、問題となるものではなかった。

残りの1件の未発送となっているものについて、本監査でその詳細を確認した。

家屋の課税標準額が1億円以上で償却資産税の課税標準額が0円である納税者について、申告書未発送となっている71件のうち、68件は不動産業を営んでおり、マンション等では外構部分は狭小であり、また、テナントビル等では償却資産の所有者が異なると考えられたため、機械装置や工具器具備品等の償却資産を多数所有しているリスクは小さいと判断した。

残りの3件の未発送となっているものについて、本監査でその詳細を確認した。

上記の未発送となっている理由を確認したところ、以下のとおりであった。

項目	未発送理由
歯科医院	
ケース 1	平成 21 年 10 月に開設届が提出されていることを確認したが、事務の引き継ぎができていなかったため、申告書を送付していなかった。
家屋の課税標準額が 1 億円以上	
ケース 2	平成 23 年度以前の調査で免税点以上の償却資産を把握できなかったため、申告書を送付していなかった。
ケース 3	平成 23 年度以前の調査で免税点以上の償却資産を把握できなかったため、申告書を送付していなかった。なお、法人は他市から移転してきており、免税点以上の償却資産をいつ時点で保有していたかは不明である。
ケース 4	監査対象とした時期に事業を営んでいなかったため、申告書を送付していなかった（納税義務者は法人）。

## ②賦課漏れについて（結果）

ケース 1 と 2 は、平成 23 年度以前において免税点以上の償却資産を保有していたため、早急に固定資産税の課税額を算定し、過年度分を含めて賦課することが必要である。また、ケース 3 については、償却資産の保有時期を調査し、その状況を把握した上で、適切な措置を講じるべきである。

なお、市は平成 24 年度の税務署調査により、ケース 1 から 3 について、免税点以上の償却資産の保有を確認している。

## ③休眠法人への対応について（結果）

ケース 4 は、納税義務者が事業を営んでいないため、申告書を発送していなかった。

納税者が事業を営んでいなくとも、1 月 1 日現在において、事業に使用できる状態の遊休・未稼働資産について課税する必要があるが、市はその状況を把握していなかった。

必要な調査をした上で、賦課漏れがあった場合には、過年度分を含めて賦課することが必要である。

## ④当調査方法の奨励について（意見）

本監査において限られた監査時間の中でこのような調査を実施した結果、申告書の送付漏れ等による賦課漏れが発見されたことは、本調査が有効な調査手法であったことを示唆している。

今回、サンプルとして抽出した業種は歯科医院及びパチンコ店のみであったが、免税点以上の償却資産を通常保有していると考えられる業種として歯科以外の病院・診療所やガソリンスタンド経営など、未調査となっている業種は多岐にわたる。また、家屋の課税標準額を 1 億円以上としてサンプルを抽出したが、9 千万円、8 千万円と徐々に基準額を減少させてサンプルを抽出することで申告書の発送漏れが発見できると考えられる。

今後、このような実効性のある調査を実施することが望まれる。

## 6) 事務の引き継ぎについて

過去に入手されたと考えられる非課税申請書が確認できず、非課税措置の是非を十分に検証できなかったため、以下の対応が必要である。

### ①申請書の保管期間について（結果）

古い年度に非課税・減免を申請された案件について、申請書を保管していない事例が見受けられた。

この点について担当者に確認したところ、文書保管期間は5年であるため、古い年度の申請書を保管していないとのことであった。

非課税・減免が継続していることから、文書保管期間に関係なく非課税又は減免措置を受けている限り適切に保管することが必要である。

### ②申請方法について（意見）

非課税・減免の申請について、適用初年度に申請書を入手しているが、それ以後の年度では再度申請書を入手していなかった。

固定資産の利用状況は年度ごとに変わる可能性があり、その状況を適宜適切に把握することが必要である。市は現地調査を実施することにより固定資産の利用状況の変化を把握しているが、非課税・減免となっている固定資産のすべてを各年度の現地調査で確認できていない。

非課税・減免の妥当性を検証する手続として、「①申請書の保管期間について」に代えて、年度ごとに申請書を入手することが望まれる。

#### 【非課税措置の検証をできなかった具体例】

##### ・現況

現況地目が境内建物及び境内地となっているが、所有者は宗教法人ではなかった。所有者が宗教法人に対して無償で貸し付けている場合は非課税で問題ないが、有償で貸し付けている場合は課税する必要がある。しかし、貸付条件が有償か無償か確認できなかった。

##### ・非課税の根拠（地方税法第348条第2項第3号）

- 2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。
- 三 宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第三条に規定する境内建物及び境内地（旧宗教法人令の規定による宗教法人のこれに相当する建物、工作物及び土地を含む。）

## 7) 非課税資産の台帳について（意見）

固定資産税が非課税となっている一覧表の提出を求めたところ、担当課は作成しておらず、非課税となっている土地を除くすべての固定資産の内容を把握することができなかった。土地については市内のすべての筆を登録しているため、固定資産課税台帳に課税・非課税のすべての物件が登録されており、非課税の要件が入力されている。

固定資産課税台帳は課税物件を管理するためのものであるため、市は非課税物件を登録する必要がないと判断して登録していない。

非課税の固定資産を台帳管理し、非課税の要件を入力することで、事後的に非課税の妥当性が検証できるため、台帳管理することが望ましい。

## 8) 宗教法人に対する非課税措置について（結果）

固定資産税が非課税となっていた宗教法人について、インターネットを閲覧したところ、宝物館の設置や、コンサート等のイベントの開催に利用している事例が見受けられた。

宗教法人に対する固定資産税の課税について、地方税法第348条第2項第3号に「宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第3条に規定する境内建物及び境内地」については非課税とする旨が規定されている。なお、宗教法人法第3条に規定する境内建物及び境内地とは、以下のとおりである。

この法律において「境内建物」とは、第一号に掲げるような宗教法人の前条に規定する目的のために必要な当該宗教法人に固有の建物及び工作物をいい、「境内地」とは、第二号から第七号までに掲げるような宗教法人の同条に規定する目的のために必要な当該宗教法人に固有の土地をいう。

- 一 本殿、拝殿、本堂、会堂、僧堂、僧院、信者修行所、社務所、庫裏、教職舎、宗務庁、教務院、教団事務所その他宗教法人の前条に規定する目的のために供される建物及び工作物（附属の建物及び工作物を含む。）
- 二 前号に掲げる建物又は工作物が存する一画の土地（立木竹その他建物及び工作物以外の定着物を含む。以下この条において同じ。）
- 三 参道として用いられる土地
- 四 宗教上の儀式行事を行うために用いられる土地（神せん田、仏供田、修道耕牧地等を含む。）
- 五 庭園、山林その他尊厳又は風致を保持するために用いられる土地
- 六 歴史、古記等によつて密接な縁故がある土地
- 七 前各号に掲げる建物、工作物又は土地の災害を防止するために用いられる土地

宗教法人法第3条に、宝物館及びイベント利用地が明記されていない。

一方で、「掲げるような」や「その他宗教法人の前条に規定する目的のために供される」と記載されており、明記されていない土地・建物等であってもこれに含まれる場合がある。

この点、市は宝物館及びイベント利用地の現況を把握できていないまま、非課税措置を継続的に講じていたため、固定資産税の課税要否を検討する必要がある。

## 9) 高知県土地開発公社が保有する土地について

### ①土地開発公社の概要

#### ア) 高知県土地開発公社の状況

高知市には高知県土地開発公社（以下、本項では「公社」という。）が所在している。平成 21 年度の高知県の包括外部監査結果報告書によると、公社が保有する土地は以下のとおりである。

団地名	地目	取得年	実測面積 (㎡)	金額 (千円)
鏡岩団地	宅地ほか	昭和 56 年から 58 年	27,099	1,136,531
北高見団地	雑種地	昭和 57 年	221	28,812
栗ノ峠団地	宅地	平成 7 年	96	8,784
東久万団地	宅地	平成 9 年	434	95,453
新屋敷 2 丁目団地	宅地	平成 9 年	83	15,494
塩田団地	宅地	平成 10 年	230	41,101
秦南団地	宅地	平成 6 年	43,748	5,170,760
合計			71,911	6,496,935

(出典：高知県ホームページ「平成 21 年度包括外部監査結果報告書」を一部加工)

## イ) 公社に対する固定資産税

公社が本来の事業の用に供することを目的として保有する固定資産は地方税法第348条第2項第2号により非課税と定められている。ただし、公社が保有する有料駐車場及び有償貸付土地は地方税法施行令第49条の2の2第3項において非課税として取り扱わない旨が明記されている。

### 【地方税法第348条第2項第2号】

#### 第三百四十八条

- 二 独立行政法人水資源機構、土地改良区、土地改良区連合及び土地開発公社が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの

### 【地方税法施行令第49条の2の2第3項】

#### 第四十九条の二の二

- 3 法第三百四十八条第二項第二号に規定する土地開発公社が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、土地開発公社が取得し、かつ、保有する次に掲げる土地のうち土地開発公社が設置する駐車施設（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるものに限る。）の用に供する土地及び他の者に有償で貸し付けている土地以外のものとする。
  - 一 公有地の拡大の推進に関する法律第十七条第一項第一号に規定する業務の用に供する同号イからニまでに掲げる土地（同号ニに掲げる土地にあつては、同号ニに規定する政令で定める事業の用に供する土地を除く。）
  - 二 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第七条第二項各号に掲げる土地

また、「本来の事業の用に供すること」について、公有地の拡大の推進に関する法律（以下、本項では「公拡法」という。）及び公拡法施行令に明記されている。

### 【公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第1号】

#### 第十七条

土地開発公社は、第十条第一項の目的を達成するため、次に掲げる業務の全部又は一部を行うものとする。

- 一 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。
  - イ 第四条第一項又は第五条第一項に規定する土地
  - ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地
  - ハ 公営企業の用に供する土地
  - ニ 都市計画法第四条第七項 に規定する市街地開発事業その他政令で定める事業の用に供する土地
  - ホ イからニまでに掲げるもののほか、地域の秩序ある整備を図るために必要な土地として政令で定める土地

【公有地の拡大の推進に関する法律施行令第7条第2項】

第七条

- 2 法第十七条第一項第一号 ホに規定する政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。
- 一 当該地域の土地利用の将来の見通し及び自然的社会的諸条件からみて当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
  - 二 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地
  - 三 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地

さらに、土地開発公社経理基準要綱（平成17年1月21日総行地第148号）によると、地方公共団体等が作成した中長期計画等において将来の公共事業を中止した場合や、地方公共団体等による再取得の見込みがなく公社が民間売却を実施する場合等により、地方公共団体等が再取得する見込みがなくなった土地を特定土地と定義付けている。

特定土地は公拡法第17条第1項第1号に基づく事業の用に供する土地ではなく、公社が本来の事業の用に供する土地とは言えないため、非課税の対象ではないと判断できる。

【土地開発公社経理基準要綱第3条第1項第11号】

第3条

この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(一部省略)

- (11) 特定土地 法第17条第1項第1号の規定により公社が取得した土地のうち、地方公共団体等により再取得される見込みがなくなった土地をいう。

上述した内容を要約すると以下のとおりとなる。

区分	課税の有無
本来の事業の用に供する土地	非課税
公社が設置する有料駐車場	課税
有償貸付土地	課税
特定土地	課税

## ②公社が保有する課税土地の調査について（結果）

市は公社が保有する土地について、毎年有償土地貸付の有無について照会を行っていたが、その照会に特定土地の項目は無く把握できていない状況であった。

上記「①イ）公社に対する固定資産税」に記載した法令等に準拠し、課税する固定資産の範囲を明確にした上で、公社が保有する土地のうち、課税対象となる固定資産を早急に調査することが必要である。

## ③秦南団地について

### ア) 概要

平成 21 年度の高知県の包括外部監査結果報告書を参考に、有償貸付を実施していると判断される秦南団地をサンプルに調査を実施した。

市が固定資産課税台帳に登録している秦南団地の情報は以下のとおりである。

No.	現況地目	課税の有無	現況地積
(Ⅰ)	宅地	非課税	27,837.75 m <sup>2</sup>
(Ⅱ)	公衆用道路	非課税	6,642.80 m <sup>2</sup>
(Ⅲ)	宅地	課税	1,344.00 m <sup>2</sup>
(Ⅳ)	宅地	課税	6,942.00 m <sup>2</sup>

### 【図示】

イオン高知ショッピングセンター施設		
イオン高知ショッピングセンターへの進入路 ( (Ⅱ) 6,642.80m <sup>2</sup> )		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">                     駐車場 ( (Ⅲ) 1,344.00m<sup>2</sup> )                 </div>		
国家公務員宿舎への進入路 ( (Ⅰ) 27,837.75m <sup>2</sup> の一部 )		
国家公務員宿舎	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">                     イオン高知ショッピングセンター臨時駐車場 ( (Ⅳ) 6,942.00m<sup>2</sup> )                 </div>	その他 ( (Ⅰ) 27,837.75m <sup>2</sup> の一部 )

(出典：高知県ホームページ「平成 21 年度包括外部監査結果報告書」を一部加工)

(注) 斜体箇所を今回の報告書で追記している。

公社が保有する秦南団地について、平成 21 年度の高知県の包括外部監査結果報告書に記載されている内容によると、以下のとおりである。

平成 6 年 3 月に敷島紡績株式会社から、工場跡地 (55,951 m<sup>2</sup>) を 5,583 百万円で取得している。平成 8 年に、敷地の一部 (12,203 m<sup>2</sup>) を国家公務員宿舎用地等として四国財務局等に売却し、一部 (約 3,600 m<sup>2</sup>) を当該宿舎の進入路 (上記 (I) の一部) として無償で使用させている。

また、イオン高知ショッピングセンターの進入路及び駐車場 (上記 (II) と (III)) として 7,986 m<sup>2</sup>を年間 38 百万円で貸付けているほか、臨時駐車場 (上記 (IV)) として 6,942 m<sup>2</sup>を年間 16 百万円で貸付けている。

上記以外の敷地 (上記 (I) の一部) についても、随時、イベント会場等として民間事業者などに貸付けている。

(出典：高知県ホームページ「平成 21 年度包括外部監査結果報告書」を一部加工)

(注) 斜体箇所を今回の報告書で追記している。

上記のうち、「イオン高知ショッピングセンターの進入路及び駐車場として 7,986 m<sup>2</sup>を年間 38 百万円で貸付けている」の現況について、市が公社に確認したところ、平成 24 年度においても同様の貸付状況であるとのことである。

(航空写真)



(注) 丸の中に今回の調査対象が含まれている。

## イ) 固定資産税の賦課漏れについて (結果)

公社が保有する上記(Ⅱ)の土地 6,642 m<sup>2</sup>について、有償貸付土地であるにもかかわらず、市は固定資産税(数百万円程度)を賦課していなかった。

地方税法では従来、公社が保有するすべての土地を非課税としていたが、平成15年の地方税法施行令の改正により、公社が保有する土地のうち、他の者に有償で貸し付けている土地は上記「①イ) 公社に対する固定資産税」に記載のとおり、課税対象となった。

市は平成15年の地方税法施行令の改正に伴い調査を行ったものの当該土地を私道と認定し、課税とならないものと判断した。

しかし、法改正の内容からすれば、公道・私道に関わらず公社が保有する土地において、有償貸付を行なっているのであれば市の条例からしても課税すべきものである。

市は早急に固定資産税の課税額を算定し、過年度分を含めて賦課することが必要である。

## ウ) 固定資産税の課税の検討について

### (i) 一時貸付の土地に対する課税の検討について (結果)

公社がイベント会場等として一時的に民間事業者などに有償で貸付けている上記 (I) の土地 27,837 ㎡は課税対象となる可能性がある。イベント会場等として一時的に貸し付ける場合が「有償で貸し付けている土地」に該当するかどうかは難しい判断ではあるが、現状を把握した上で賦課の必要性を検討すべきである。

今後、賦課の必要性を検討した上で、上記「2) 公社が保有する課税土地の調査について」と併せて現状を把握する必要がある。

### (ii) 貸付地と認定できる土地に対する課税の検討について (意見)

本監査において現地調査したところ、(I) の土地に駐車している車両が見受けられた。

#### ( (I) の土地に駐車されている状況①)



また、現地調査とは別の日に現地の状況を確認したところ、(I) の土地に駐車している車両が多数見受けられた。

恒常的に駐車場として使用されており、これに対して公社がフェンス等を設置するなどの措置を講じていないのであれば、当該土地の利用実態は他の貸付地となんら変わらないと考えられる。

法令上、公社が有償で貸し付けている土地についてのみ固定資産税を賦課することが前提ではあるが、これら貸付地と認定できる土地について、市は有償貸付とみなして、固定資産税の賦課を検討することが望まれる。

## 10) 事務誤りについて（意見）

今回の固定資産税に関する調査で以下のような事務誤りが見受けられた。

- ①免税点未満の償却資産について固定資産課税台帳に誤った課税標準額を入力
- ②不服審査の審査決定書を審査委員の承認後に担当者判断で記載内容を修正

上記①について、償却資産係の人員が不足していたため、免税点（150万円）未満の申告書と固定資産課税台帳の入力情報との突合をセルフチェックにより済ませていたことが要因であった。

本来であれば、免税点に関係なく申告書と、固定資産課税台帳の入力情報との突合をダブルチェックにより確認することが必要な内容である。なお、平成24年度の確認はダブルチェックを実施しているとのことであった。

上記②について、当時の担当者が退職していたため詳細は不明であるが、不服審査の申請内容を誤って審査決定書に転記していたことに気付いたが、軽微な誤りであることから審査委員の再承認は不要と判断し、事務局で修正したと推測される。

本来であれば、軽微な誤りであるかどうかについて事務局で判断すべきではなく、審査決定書の記載内容を変更した際には、審査委員の承認を得ることが必要な内容である。

上記については適切に事務処理した場合と比較しても大差はないが、留意事項として注意が必要である。

## 第7. 事業所税

### 1. 概要

#### (1) 現年分の事業所税の状況

現年分の事業所税の過去5年間の調定状況は次のとおりであり、各年度で資産割が約9割を占めている。

(単位：千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資産割	866,194	873,227	917,288	938,364	959,229
従業者割	118,372	123,691	128,804	123,622	128,655
計	984,566	996,918	1,046,092	1,061,986	1,087,884

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資産割	88%	88%	88%	88%	88%
従業者割	12%	12%	12%	12%	12%
計	100%	100%	100%	100%	100%

## (2) 納税義務者等の状況

現年分の納税義務者数等の状況は、次のとおりである。

<平均調定額>

(単位：千円)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資産割	調定額(A)	866,194	873,227	917,288	938,364	959,229
	納税義務者数(B)	463	458	457	472	474
	平均調定額(A/B)	1,871	1,907	2,007	1,988	2,024
従業者割	調定額(C)	118,372	123,691	128,804	123,622	128,655
	納税義務者数(D)	54	66	68	74	70
	平均調定額(C/D)	2,192	1,874	1,894	1,671	1,838

<調定額とその上位20位の状況>

(単位：千円)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資産割	調定額(A)	866,194	873,227	917,288	938,364	959,229
	上位20位の調定額(B)	251,777	239,053	261,853	255,425	266,245
	上位20位の平均調定額(B/20)	12,589	11,953	13,093	12,771	13,312
	比率(B/A)	29%	27%	29%	27%	28%
従業者割	調定額(A)	118,372	123,691	128,804	123,622	128,655
	上位20位の調定額(B)	82,026	82,233	80,736	74,457	79,093
	上位20位の平均調定額(B/20)	4,101	4,112	4,037	3,723	3,955
	比率(B/A)	69%	66%	63%	60%	61%

資産割については、上位20位の納税義務者（全体の4%程度）が、調定額の約30%を占めており、上位20位の平均調定額が全体平均の概ね6倍となっている。

他方、従業者割については、上位20位の納税義務者が、調定額の約60%を占めているが、上位20位の平均調定額は全体平均の概ね2倍である。

なお、平成22年度で納税義務者が増加しているのは、平成20年1月に旧春野町との合併によることが主な要因と推測される（合併に際し一定期間の納税を減免する条例があり、平成22年度より納税義務が発生するケースが多いため）。

## 2. 監査の主眼と実施した監査手続の概要

### (1) 監査の主眼

#### 1) 賦課の適切性

事業所税は、市内にある事業所用家屋の使用床面積に対して賦課される資産割と、市内の事業所従業者給与総額に対して賦課される従業者割から構成されることになり、これらは納税義務者による申告納税制度を採用している。

資産割は申告書に記載される「事業所床面積」が基軸となり、この情報に「非課税に係る事業所床面積」及び「控除事業所床面積」等を加味することで賦課額が決定されることになる。なお、基軸となる「事業所床面積」の算定は、「専用床面積」と「共用床面積」の合算により算出されることとなる。なお、市は初回申告時や増改築時に事業所の図面を入手することでこれらの面積を検証している。

<イメージ図：申告書の情報>

㉞事業所床面積 (a+b)	専用床面積 (a)
	共用床面積 (b)
①非課税に係る事業所床面積 (法 701 条の 34)	
②控除事業所床面積 (法 701 条 41)	
【㊦=㉞-①-②】 課税標準となる事業所床面積	
㊦×600 円=事業所税額	

したがって、資産割の賦課の適切性を検証するにあたっては、市がどのように各種の床面積を確認しているかが重要となり、この点に一定程度のリスクが生じることになる。

他方、従業者割は申告書に記載される「従業者給与総額」等の情報を基に税額が算定されるが、賦課の適切性を検証するにあたっては、最終的に納税義務者の会計帳簿等の資料を確認する必要がある。

この点、従業者割の納税義務者は市内の従業者数が 100 人超の法人で、比較的経営管理体制が安定していると考えられる上場会社の支店等のケースが多数であり、資産割の適切性に比してリスクは小さいと判断した。

以上から、賦課の適切性においては、資産割における床面積の確認状況を検証することを監査の主眼としている。

## 2) 賦課の網羅性

事業所税は申告納税制度となっているため、未申告の納税義務者に対して賦課を実施できない可能性があるが、法人市民税のように国税（法人税）に依拠する部分がないため、市の決定処分を適時に実施できる。

このため、賦課の網羅性は、事業所税の申告又は納税義務者を捕捉する作業によって担保されることになり、納税義務者等の捕捉事務が決定的に重要となる。

以上から、賦課の網羅性においては、事業所税の申告又は納税義務者の捕捉事務の検証、及び、事業所税の未申告者に対する適時・適切な決定処分の実施状況を監査の主眼とした。

## 3) 要約表

本監査では、上記のリスクに対する市の対応を検証することを主眼としており、これらを一覧形式で要約すると、次のようになる。

		資産割	従業者割
適切な賦課		事業所税申告書に記載される各種の床面積情報によるため、情報の信頼性に対するリスクがある。	事業所税申告書に記載される給与額等によるため、情報の信頼性に対するリスクがあるが、比較的経営管理体制が安定していると考えられる上場会社の支店等のケースが多数であり、資産割の適切性に比してリスクは小さいと判断した。
網羅的な賦課	納税義務者等の捕捉事務	事業所税の申告・納税義務者になっていることを納税義務者自身が把握していない可能性や、把握はしているもの故意に事業所等新設・廃止申告書等を提出していない可能性等があり、市が申告・納税義務者を網羅的に把握できていないリスクがある。	
	適時・適切な決定処分	市が事業所税の申告・納税義務者として認知しているものの、決定処分を実施するための各種情報収集が十分になされず、適時・適切な決定処分がなされないリスクがある。	

## **(2) 実施した監査手続の概要**

### **1) 資産割の適切な賦課に対する監査手続の概要**

資産割は、事業所税申告書に記載される事業所床面積（専用床面積と共用床面積の合計）が賦課額の基軸となるため、「事業所税申告書」や「事業所用家屋（貸ビル等）貸付・異動申告書」を閲覧し、市がこれらの情報をどのように検証しているか確認した。

### **2) 網羅的な賦課に対する監査手続の概要**

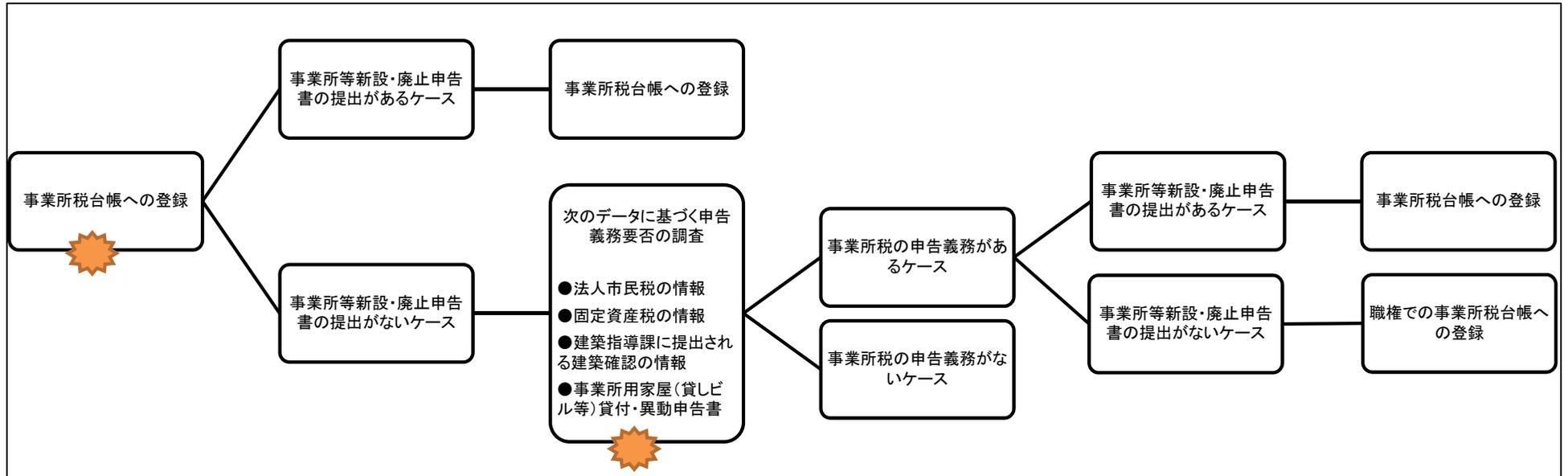
事業所等新設・廃止申告書を提出しない法人を把握するための市の対応を確認するとともに、未申告法人に対する市の対応を確認した。

### 3. 監査の結果及び意見

#### (1) 全体像

事業所税に係る監査の結果及び意見として、各種の指摘を挙げているが、網羅的な賦課に対する概要を整理すると、次のとおりである。

<網羅的な賦課>



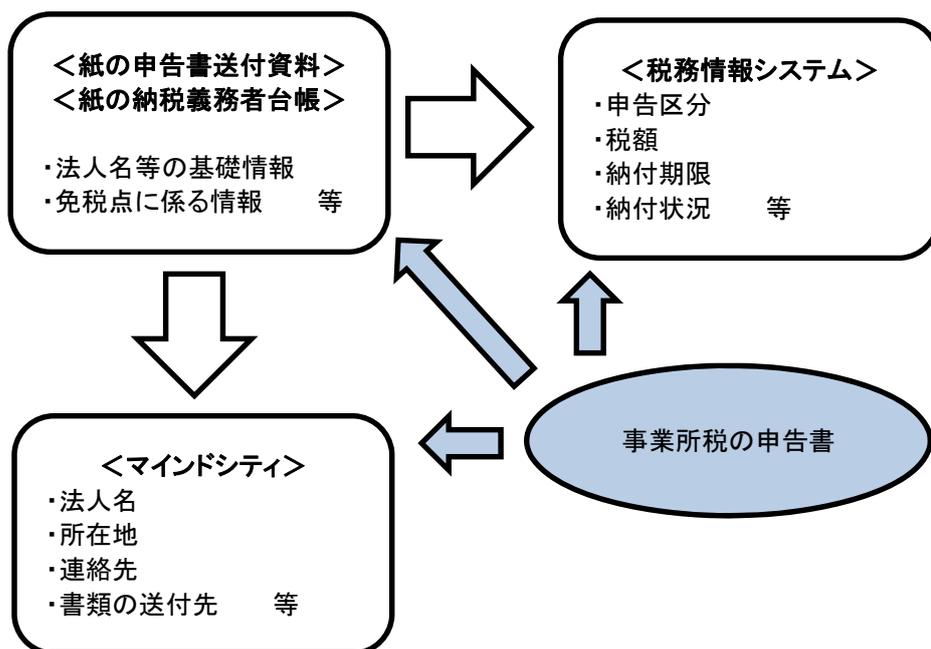
(\*) 星印の箇所が指摘内容を挙げている部分である。

## (2) 個別事項

### 1) 事業所税の管理について（意見）

市は事業所税を管理するために、「申告書送付資料」及び「納税義務者台帳」という2つの紙媒体を用いており、基本的な管理台帳としているのは「申告書送付資料」である。

これらの紙台帳と申告書に基づき決定された賦課額や納期限、納付状況等の情報を税務情報システムにて管理している。また、これらとは別に、法人名等の宛名情報をシステム（マインドシティ）管理している。



平成23年度における資産割の納税義務者（474件）は、税務情報システムからのデータであり、実際に事業所税が賦課された数を示すものである。

そこで、「申告書送付資料」に記載されている法人や個人が漏れなく賦課されているかを確認するため、「申告書送付資料」等の情報と納税義務者を照合した状況は次のとおりである。

なお、事業所税調定表（下表のC）は申告義務はあるものの、納税義務がない件数を集計したものである。

	税務情報システム (A)	紙媒体での件数			差異 (D-A)
		申告書送付資料 (B)	事業所税調定表 (C)	差引き (D=B-C)	
件数	474	726	180	546	72

「申告書送付資料」には、決算期の変更により同一納税義務者が重複して記載されている場合や申告又は納税義務の有無の調査中のもの等が含まれており、紙媒体での管理件数が税務情報システムの件数と合致するものではないということである。

現在の管理方法では、「申告書送付資料」や「納税義務者台帳」に登録されている法人や個人が漏れなく賦課されているかを確認するために、これらの紙台帳と税務情報システムとを個別に照合するしかない状況である。

こうした作業は、かなりの事務工数を要することになり、非効率であると思われる。

一方で、管理台帳に登録されている法人や個人が漏れなく賦課されたことを確認する作業は、極めて重要である。

市もこうした重要性を認識し、担当者間の相互確認を実施しているとのことであるが、法人市民税と同様に、中期的にシステム化を図ることで、賦課漏れの有無を検証できる体制を構築することが望まれる。

## 2) 事業所用家屋の貸付状況等の申告書について

市は、事業所税の納税義務者や申告義務者を網羅的に把握するために、事業所用の家屋を貸し付けている者から「事業所用家屋（貸ビル等）貸付・異動申告書」を入手しており、市税条例第 150 条第 2 項にその詳細が定められている。

なお、本項では「事業所用家屋（貸ビル等）貸付・異動申告書」を「事業所用家屋貸付申告書」という。

(市税条例第 150 条第 2 項)

事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸し付けている者は、当該貸付けを行つた日から 1 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

申告した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から 1 月を経過した日とする。

ただし、市長が必要でないとした場合は、この限りでない。

- (1) 住所及び氏名又は名称
- (2) 事業所用家屋の所在地、家屋番号及び事業所床面積
- (3) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (4) 事業所部分及び共同の用に供する部分の床面積
- (5) その他市長が必要と認める事項

事業所用家屋貸付申告書は、事業所税の申告又は納税義務者ではない第 3 者から提出される資料であり、事業所税の申告又は納税義務者が提出する事業所税申告書の適切性を検証できる有意義な資料である。

### ①事業所用家屋貸付申告書の検証について（結果）

市内で大型の商業施設を運営する事業会社から提出された直近の事業所用家屋貸付申告書（平成 20 年 4 月提出）について、比較的賃借面積が大きい事業者を 5 件抽出し、直近の事業所税申告書（それぞれ平成 23 年 10 月から平成 24 年 1 月の期間で提出）を照合した結果は、次のとおりである。

（単位：㎡）

No	事業所用家屋貸付申告書			事業所税申告書			差異 (G=C-F)	影響額 (H=G× 600 円)
	専用部分 面積(A)	共用課税 (B)	課税面積 (C=A+B)	専用床面 積(D)	共用床面 積(E)	事業所床 面積 (F=D+E)		
1	1057.46	25.96	1083.42	904.20	0.00	904.20	179.22	107,532 円
2	555.53	13.64	569.17	記載なし		555.90	13.27	7,962 円
3	5821.22	142.93	5964.15	5821.22	130.73	5951.95	12.20	7,320 円
4	1963.22	48.20	2011.42	1963.22	0.00	1963.22	48.20	28,920 円
5	3246.13	79.70	3325.83	3179.25	0.00	3179.25	146.58	87,948 円

（\*）上表は原資料を基に作成しており、A と D は同義、B と E は同義であり、結果的に C と F は同義である。

事業所用家屋貸付申告書と、事業所税申告書の提出時期が相違していることから、両者は合致しないこともあり得るが、影響額が 10 万円を超える納税義務者も見受けられる状況である。

監査の対象とした事業所用家屋貸付申告書には、上表の 5 件以外にも平成 23 年度の事業所税申告書の提出がある事業所が 15 件あるため、これらについても乖離が生じていないことを検証し、乖離理由が合理的でない認められる場合には、必要な調査を実施すべきである。

なお、当該検証にあたっては、「②事業所用家屋貸付申告書の検証事務について」を十分に勘案する必要がある旨を申し添えておく。

### ②事業所用家屋貸付申告書の検証事務について（結果）

市は、事業所用家屋貸付申告書を入手しているが、入手後の検証を十分に実施していないため、上記で述べたような乖離が生じている。

また、事業所用家屋貸付申告書が未提出の場合でも、十分な督促を実施しておらず、結果的に適時の状況を把握できていない。このことは、監査対象とした商業施設事業者の事業所用家屋貸付申告書が平成 20 年 4 月以降入手されていないことに表れている。

今後は、800 ㎡（事業所税申告義務者の基準）程度の貸付を実施している者の事業所用家屋貸付申告書を継続的に入手し、事業所税申告書と照合することが必要である。

### 3) 調査結果の顛末について（結果）

市は新聞広告等の情報を基に、事業所税の申告・納付義務が新たに発生する事業所や従来の申告内容等から変更が必要となる事業所の調査を実施しており、これを「調査一覧」という手書き書類に取りまとめている。

「調査一覧」には、次の項目が記載されている。

- ・対象事業所名
- ・事業所税 No（市の台帳に登録がないケースは「新」と記入される）
- ・決算期
- ・各種の案内文の発送日
- ・備考（調査時のコメント等が記載されている）

この「調査一覧」は、調査結果の集計表として機能しているが、調査が完了した事業所について、余白部分に「済」と記載されているケースとそうでないケースが混在しており、調査結果の顛末が明確に整理されていなかった。

調査により、納税義務者を新たに捕捉した、または、既存の納税義務者の申告内容の誤謬を発見した等の情報を整理・集計することは、適切な税務行政を実施する上で、必要不可欠な事務と考えられる。また、こうした情報を整理・集計することは、調査の費用対効果を検証する上でも有意義である。

今後は、調査結果の顛末を明確に整理・集計する必要がある。

## 第8．入湯税

### 1．概要

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他の消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるために課税される目的税である。入湯税は、市内の鉱泉浴場に入湯する者に課税され、鉱泉浴場の経営者が特別徴収義務者となり、入湯客から徴収し市へ納付する。

#### (1) 税率

入湯客1人1日150円となっている。なお、日帰りで入湯する場合、その利用料金が1,500円以下であれば免除される。

#### (2) 納付方法と納付時期

鉱泉浴場の経営者（特別徴収義務者）は、毎月1日から末日までの間の入湯客数及び入湯税額を記載した入湯税納入申告書を翌月15日までに市に提出し入湯税を納付する。

#### (3) 調定額の推移

現年分の入湯税の調定額の推移は次のとおりである。平成22年度は、高知県観光振興計画による高知市地域アクションプランの中で温泉フェアが実施されており、一時的に特別徴収義務者が4者増加し、調定額も増加している。

(単位:千円、者)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調定額	9,186	10,583	11,079	15,214	11,454
特別徴収義務者数	4	4	4	8	4

## (4) 入湯税の課税免除

以下に該当する場合は入湯税の課税が免除される。

～高知市税条例より抜粋～

(入湯税の課税免除)

第 140 条の 8 次に掲げる者に対しては入湯税を課さない。

- (1) 小学生以下の者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (3) 長期療養者を対象として設けられ、原則として食事の提供をしない簡素な施設における長期湯治客
- (4) 老人福祉センターその他地域住民の福祉の向上を図るため専ら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設に入湯する者
- (5) 日帰りに入湯する者（その利用料金が市長が別に定める金額以下のものに限る。）
- (6) 学校教育上の見地から行われる行事の場合において入湯する者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公益上の必要から市長が別に定める者

## 2. 監査の主眼と実施した監査手続の概要

### (1) 監査の主眼

入湯税は特別徴収の方法により徴収される税であることから、特別徴収義務者が網羅的に把握されていないと、賦課が漏れる可能性がある。市ではこれに対し、鉱泉浴場を経営しようとする者に対して経営申告書の提出を義務付け、これをもとに特別徴収義務者の把握を行っている。

また、保健所と連携し、温泉利用許可を受けている施設に関する情報を入手し特別徴収義務者の把握漏れが無いことを確認している。このため、特別徴収義務者の把握が漏れるリスクは低いと考えられる。

一方、特別徴収義務者は入湯税納入申告書を毎月作成し申告を行うが、その内容が十分に検証されていない場合に適切な課税を行えないリスクがある。

また、入湯税は市税条例において定められた要件に該当する場合に課税免除となるが、この要件に該当するか否かの判断を特別徴収義務者が恣意的に行う可能性があり、適切な課税が実施されないリスクがある。

### (2) 実施した監査手続の概要

市で入湯税納入申告書の内容が十分に検証されているかを確認するため、経営申告書及び平成 23 年度の入湯税納入申告書を全件閲覧、分析し、市の担当者に申告内容の検証方法等についてヒアリングを行った。

また、課税免除の状況について他都市の取り扱い等を含め市の対応を確認した。

### 3. 監査の結果及び意見

#### (1) 個別事項

##### 1) 課税免除の要件の明確化（結果）

入湯税を納入している施設の一つについて、市の担当者が特定の月の入湯税納入申告書の記載人数が少ないことから、入湯税の課税範囲に対する考え方を当該施設に問い合わせたところ、市と当該施設の間で課税免除要件について、見解が相違する事態があったとのことである。

市は入湯税が課税免除となる範囲を高知市税条例により定めているものの、一部の項目に係る記載は、具体的なものとはなっていない。

入湯税が課税免除となる具体例や課税免除とならない具体例を明示し、特別徴収義務者に周知する必要がある。

##### 2) 実地調査の実施（意見）

鉱泉浴場を有する施設は毎月の入湯客数を記載した入湯税納入申告書を翌月に市へ提出している。しかし、市は当該内容について、計算の正確性の検証や記載漏れ等の確認は行っているものの、その他の帳票（宿泊者名簿等）との一致を確認するといった実地調査は行っていない。

市内の一部の施設では、宿泊者のうち鉱泉浴場に入浴した者を入湯客として記録しこれに基づき申告を行っているとのことであった。本監査において当該宿泊施設を利用したところ、鉱泉浴場は常時宿泊者に開放されており、入湯客を記録しているかについて疑問を感じる状況であった。

申告内容が継続して適切なものとなるよう、定期的又は不定期にでも申告内容を検証する実地調査を実施することが望まれる。

## 第9．特別土地保有税

### 1．概要

特別土地保有税は、昭和48年度に土地の有効利用促進や投機的取引の抑制を図るために創設された税で、一定規模以上の土地を取得した者、または所有する者に課税される。ただし、現下の経済情勢等に鑑み、平成15年度の税制改正により、平成15年度以降、特別土地保有税は課税しないこととされている。

#### (1) 課税標準、税率

特別土地保有税は、地方税法により、一定の税率が定められており、課税標準及び税率は次のとおりである。

課税標準	区分	税率
土地の取得価額	土地の保有	1.4%
	土地の取得	3.0%

なお、税額は課税標準に税率を乗じた金額から保有の場合は固定資産税相当額、取得の場合は不動産取得税相当額を控除した金額となる。

#### (2) 課税対象、納付方法及び納付時期

土地の保有又は取得により課税される特別土地保有税の課税対象、納付方法及び納付時期は次のとおりである。土地の保有に対して課税される特別土地保有税は、その保有者が申告納付すべき日の属する年の1月1日において当該土地の取得をした日以後10年を経過したものに対しては課税されない。

区分	納付方法及び納付時期
保有に係る特別土地保有税	毎年1月1日において基準面積以上の土地を所有する者は、その年の5月31日を申告期限として市に申告書を提出し特別土地保有税を納付する。
取得に係る特別土地保有税	毎年1月1日及び7月1日において、前1年以内に基準面積以上の土地を取得した者は、その翌月末日を申告期限として市に申告書を提出し特別土地保有税を納付する（既に申告納付した又はすべきであったものを除く）。

#### (3) 調定額

特別土地保有税は平成15年度以降、課税が停止されているため、特別土地保有税の調定額は発生していない。

#### (4) 納税義務の免除、徴収猶予

特別土地保有税は、非課税土地として使用する場合や恒久的な施設の用に供する場合等に該当すると納税義務が免除される。また、課税対象となっている土地が、将来これらに該当することが予定されている場合は、所定の申請書を用いて市に申請することにより、一定期間特別土地保有税の徴収が猶予される。

なお、徴収猶予期間は平成17年度の税制改正により、税制改正時の徴収猶予期間終了後最長10年と定められている。

徴収猶予となっている課税対象の土地について、納税義務の免除の規定が適用されないことが明らかになった場合や徴収猶予の理由の一部に変更があることが明らかになった場合は、当該徴収猶予の全部又は一部を取り消さなければならない。

市の平成23年度末時点で徴収猶予となっている特別土地保有税は平成5年度から平成9年度保有分にかかるもの1件であり、対象となる土地は2筆であった。この徴収猶予の期間は平成28年5月30日までとなっている。

【対象土地のおおよその位置及び現況（平成24年12月7日時点）】



## 2. 監査の主眼と実施した監査手続の概要

### (1) 監査の主眼

特別土地保有税は、平成 15 年度以降新たな課税が行われていないことから、新規の課税に関する事務は発生せず、過去に課税対象となり徴収猶予となっている土地に対して、継続して状況の確認等が行われている。特別土地保有税は、課税対象となっている土地が将来納税義務の免除される要件に該当することが予定されている場合に徴収猶予が可能であるが、当該要件に該当しないことが明らかになった場合は、徴収猶予が取り消され、課税が行われることになる。このため、徴収猶予となっている土地の現況の確認が十分に実施されていない場合に、徴収猶予の取り消しの判断が適時に実施されないリスクがある。

### (2) 実施した監査手続の概要

市で徴収猶予となっている特別土地保有税 1 件について、その徴収猶予の判断及びその後の現況の確認が適切に行われていることを確認するため、「納税義務の免除に係る期間の延長申請書」及び関連資料を閲覧し、市の担当者に対して現在の状況、現況把握の方法等についてヒアリングを行った。

## 3. 監査の結果及び意見

### (1) 個別事項

#### 1) 延滞金の取り扱い（結果）

特別土地保有税の徴収猶予が取り消された場合、取り消された者は直ちに当該徴収猶予の取り消しに係る特別土地保有税と徴収猶予期間にかかる延滞金を市に納付しなければならない。

市は、平成 18 年度に平成 5 年度から平成 9 年度の特別土地保有税の徴収猶予を取り消し、納付を受けている。しかし、当該特別土地保有税に係る延滞金については、当時の経緯は不明であるが、徴収していなかった。

現在徴収猶予となっている特別土地保有税についても、上記と同一の納税義務者に対するものであり、これが取り消しとなる可能性がある。徴収猶予が取り消しとなった場合には、本税と合わせて延滞金も徴収することが必要である。

#### 2) 現況把握の強化（意見）

特別土地保有税の徴収が猶予されている土地について、市は、航空写真により現況の把握を行っている。

航空写真を確認するのみでは継続して徴収猶予の要件に合致することの確認としては不十分である。

定期的に徴収猶予の対象となっている土地の保有者と接触を図り、計画の変更の有無、実行可能性の程度等を確認することが必要である。

## 第10. 軽自動車税、たばこ税、鉱産税

### 1. 軽自動車税

#### (1) 概要

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪小型自動車（以下「軽自動車等」という。）の所有者にその種類に応じた税率で課税される税である。

#### 1) 税率

市の軽自動車税の税率は農耕用の小型特殊自動車を除き標準税率の1.2倍を採用している。

(単位:円)

区分		税率	標準税率	超過税率
原動機付 自転車	50cc 以下	1,200	1,000	200
	50cc～90cc	1,400	1,200	200
	90cc～125cc	1,900	1,600	300
	ミニカー	3,000	2,500	500
軽自動車 及び小型 特殊自動 車	二輪	2,800	2,400	400
	三輪	3,700	3,100	600
	四輪乗用営業用	6,600	5,500	1,100
	四輪乗用自家用	8,600	7,200	1,400
	四輪貨物営業用	3,600	3,000	600
	四輪貨物自家用	4,800	4,000	800
	農耕用	700	1,600	△900
特殊作業用	5,600	4,700	900	
二輪小型自動車		4,800	4,000	800

(※) 税率は1台あたりの金額

#### 2) 納付方法と納付時期

市は、毎年4月1日の軽自動車等の所有者に対し、軽自動車税の納税通知書を送付する。納付期限は5月末日である。

### 3) 調定額の推移

現年分の軽自動車税の調定額及び軽自動車等の登録台数の推移は次のとおりである。

(単位:千円、台)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
調定額	624,751	683,962	704,388	717,425	729,359
登録台数	130,200	140,768	142,553	143,422	143,787

### 4) 軽自動車税の減免

市は市税条例第 89 条及び第 90 条に基づき、「高知市軽自動車税減免取扱基準」を定め、次に該当するような場合に軽自動車税を減免している。

- 公益のため直接専用するものと認める軽自動車等
- 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者が所有する軽自動車等
- 公益上その他の事由により特に必要があると認めるとき
- 身体障害者等が所有する軽自動車等
- その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等

平成 23 年度における減免措置の状況は次のとおりである。

(単位:千円、台)

	公益専用	生活扶助	身体障害者等	合計
減免税額	1,420	236	10,004	11,660
減免台数	266	77	1,326	1,669

(※) 生活扶助には中国残留邦人に対する減免(公益上その他の理由により特に必要があると認めるときに該当)を含み、身体障害者等にはその構造による減免を含む。

## (2) 監査の主眼と実施した監査手続の概要

### 1) 監査の主眼

軽自動車税は、賦課課税の方式によっているため、網羅的に課税客体を捕捉することと課税客体ごとに正確に税額を決定し事務処理を行うことが重要である。軽自動車等の所有者はナンバープレートの交付を受ける際に社団法人全国軽自動車協会連合会等に届出を行う必要があり、市は、当該届出に関する資料を電子データ及び紙媒体で入手し、税務情報システムにデータの取り込みを行っている。当該税務情報に取り込まれたデータは紙媒体で入手した資料と照合され内容のチェックが行われている。したがって、賦課の適切性及び網羅性についてのリスクは低いと考えられる。

また、軽自動車税の減免措置については、減免対象者が生活保護受給者や身体障害者等比較的明確であり、不適切な減免が行われるリスクは低いと考えられる。

### 2) 実施した監査手続の概要

軽自動車税の賦課の適切性、網羅性及び減免の適切性についてのリスクは低いと判断したことから、担当者に対して課税事務の概要に関するヒアリングを実施するとともに、減免対象者のリストを通査し、詳細な監査手続は省略した。

## (3) 監査の結果及び意見

実施した手続の範囲内で特に指摘すべき事項はない。

## 2. 市たばこ税

### (1) 概要

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者、卸売販売業者（以下、卸売販売業者等という）が市内に営業所の所在する小売販売業者に製造たばこを売り渡す場合において、当該売り渡す製造たばこに対し、当該売り渡しを行う卸売販売業者等に課税される税である。

#### 1) 課税標準及び税率

市たばこ税は、地方税法により、一定の税率が定められており、課税標準及び税率は次のとおりである。

(単位:円)

課税標準	区分	税率
売り渡し製造たばこの本数	旧3級品外	4,618
	旧3級品	2,190

※税率は1,000本あたりの金額

#### 2) 納付方法と納付時期

市たばこ税の納税義務者は毎月1日から末日の製造たばこの売り渡し本数の合計数及びそれに係る税額等を記載した申告書を翌月末日までに市に提出し市たばこ税を納付する。

#### 3) 調定額の推移

現年分の市たばこ税の調定額の推移は次のとおりである。平成22年度は、税率引き上げに伴う手持品課税が行われているが手持品課税分は除いて集計している。

手持品課税とは、税率の引き上げが行われる際に、既に売り渡され流通段階にある製造たばこに対して税率の引上げ分に相当する課税を行い、税率改正後に売り渡される製造たばこと同一の税負担を求めるために行われるものである。

(単位:千円、千本、者)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調定額	2,317,188	2,230,189	2,119,726	2,132,005	2,481,954
売渡本数	711,734	685,346	651,950	592,162	551,955
納税義務者数	10	6	7	8	8

## (2) 監査の主眼と実施した監査手続の概要

### 1) 監査の主眼

市たばこ税は申告納税制度となっているため、未申告となっている納税義務者に対して課税することができない。

また、申告書記載の製造たばこの売渡本数をもとに税額を算定しているため、当該情報が正確でない場合に適切な課税が行えない可能性がある。

これらの点について、市たばこ税の納税義務者は8社と少なく、その税額の大部分を日本たばこ産業株式会社1社が占めているため、賦課の適切性及び網羅性に関するリスクは低いと考えられる。

なお、市は県と連携し、財団法人地方自治情報センターから県が入手している月別の「たばこ税・市町村別・事業者別売渡し本数明細表」の情報をもとに未申告業者の有無の確認を行うとともに当該情報と申告書の内容の整合性を確認している。

### 2) 実施した監査手続の概要

市たばこ税の賦課の適切性及び網羅性に関するリスクは低いと判断したことから、「市町村たばこ税申告書」及び「たばこ税・市町村別・事業者別売渡し本数明細表」のサンプルを閲覧し、市の担当者に対して、課税事務の概要をヒアリングした上で、詳細な監査手続は省略した。

## (3) 監査の結果及び意見

実施した手続の範囲内で特に指摘すべき事項はない。

### 3. 鉍産税

#### (1) 概要

鉍産税は、鉍物の掘採の事業に対し、その鉍物の価格を課税標準として、市内に当該事業の作業場が所在する鉍業者に課税される税である。

#### 1) 課税標準及び税率

市では鉍産税の税率について、地方税法で定められている標準税率を採用しており、課税標準及び税率は次のとおりである。

課税標準	区分	税率
鉍物の産出価格	月産 200 万円以下	0.7%
	月産 200 万円超	1.0%

#### 2) 納付方法と納付時期

鉍産税の納税義務者は毎月 1 日から月末日の期間に掘採した鉍物について、産出量、産出価格等を記載した申告書を翌月 10 日までに提出し鉍産税を納付する。

#### 3) 調定額の推移

鉍産税の調定額及び鉍物の生産量の推移は次のとおりであり、近年減少傾向にある。  
(単位:千円、千 t、者)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
調定額	5,444	5,010	4,433	4,279	3,864
生産量	3,629	3,282	2,923	2,824	2,554
納税義務者数	1	2	2	2	2

## (2) 監査の主眼と実施した監査手続の概要

### 1) 監査の主眼

鉦産税は申告納税制度となっているため、未申告となっている納税義務者に対して課税を実施できない。また、申告書記載の鉦物の産出量をもとに税額を算定しているため、当該情報が正確でない場合に適切な課税が行えない可能性がある。

鉦産税の納税義務者は2社と少なく、そのほとんどを占めているのは、比較的経営管理体制が安定していると考えられる上場会社の事業所であったため、賦課の適切性に関するリスクは低いと考えられる。

また、新聞報道等によって新たな納税義務者の把握を行っていることから、新たに鉦物の掘採の事業を行っている事業者を見逃し賦課が漏れるリスクも低いと考えられる。

### 2) 実施した監査手続の概要

鉦産税の賦課の適切性及び網羅性に関するリスクは低いと判断したことから、「鉦産税納付申告書」のサンプルを閲覧し、市の担当者に対して、課税事務の概要をヒアリングした上で、詳細な監査手続は省略した。

## (3) 監査の結果及び意見

実施した手続の範囲内で特に指摘すべき事項はない。

# 第11. 徴税の事務

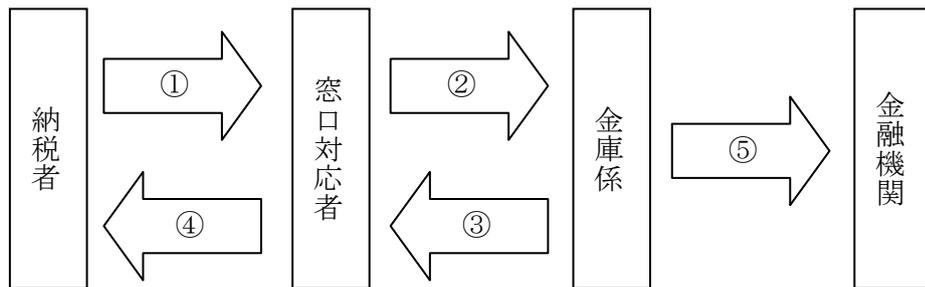
## 1. 概要

市税の徴収に関する事務は主に税務管理課で行われている。市税は、納税者により金融機関窓口や口座振替、税務管理課窓口等で納付され、税務管理課で収納消し込みが行われる。なお、コンビニ納付やクレジットカードによる納付等は実施していない。

税務管理課窓口において納付された市税は、金庫係が金融機関に入金するため、金融機関窓口や口座振替により納付された市税と合わせて、金融機関から収納金情報が市の出納課に送付される。市税の納付書には税目、延滞金、督促手数料の区分が設けられているため、金融機関から送付される収納金情報も当該区分に基づいており、消し込みは税務情報システム上で自動で行われる。

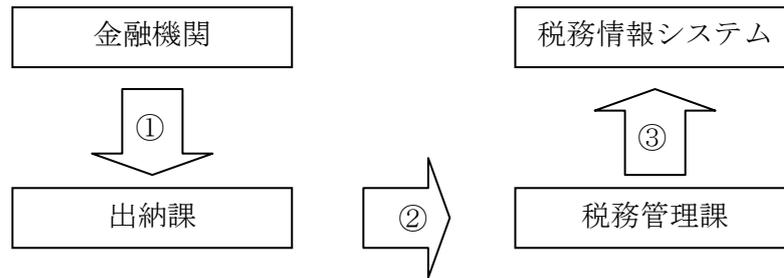
税務管理課窓口による市税納付のフロー及び収納消し込みのフロー、納付書の様式は、次のとおりである。

### 【税務管理課窓口による市税納付のフロー】



- ① 窓口対応者は納税者から現金、納付書を受け取り、納税管理システム上で名前、住所、金額等を確認する。
- ② 窓口対応者は現金、領収印を押印した納付書を金庫係に渡し、金庫係が内容を確認する。
- ③ 金庫係は釣銭を計算し、領収書とともに窓口対応者に渡す。
- ④ 窓口対応者は納税者に釣銭及び領収書を渡す。
- ⑤ 金庫係は収納金を1日2回以上まとめて金融機関に入金する。

【収納消し込みのフロー】



- ① 金融機関より収納金データと領収済納付書が出納課に送付される。
- ② 出納課は①のデータをもとに収入金連絡票を作成し、領収済納付書と合わせて税務管理課に送付する。
- ③ 税務情報システム上、自動で収納金の消し込みが行われる。税務管理課では、読み込みエラー等により自動で消し込みが行われなかったものについて、領収済納付書をもとに消し込み入力を行う。すべての入力完了後、当日の財務会計システム上の収納金の合計額と税務情報システムの消し込み金額の一致を確認する。また、月次でも財務会計システムと税務情報システムの収入金合計の一致を確認している。

【納付書様式】

### 高知市税領収証書

様

下記の金額を領収しました。

年度	税目	通知書番号	C	期別	税額	督促手数料	延滞金	合計

(作成日) 平成 年 月 日

高知市長

### 高知市税納付書 01税B

様式  区分

下記のとおり納付します。

年度	税目	通知書番号	C	期別	税額	督促手数料	延滞金	合計

上記の金額を領収しました。  
高知市指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関

領	期分	税額	督促手数料	延滞金	合計	領収日付印

取りまとめ店  
株式会社高知市役所支店

— 高知市 — 39201

## 2. 監査の主眼と実施した監査手続の概要

### (1) 監査の主眼

市税の徴収事務においては、窓口等で現金を取り扱う場合の現金の紛失等のリスクや市税の収納金の消し込み漏れ、誤り等が発生するリスクがある。

窓口における現金の取り扱いについては、窓口担当者及び金庫係が関与し、それぞれ複数名の担当者に対応している。このため、相互チェック及び牽制が働き、現金の紛失等のリスクは低いと考えられる。また、頻度は少ないものの臨戸による収納を行う際に利用される手書きの領収書については、連番管理、金庫での保管が徹底されていることから不適切な利用が行われるリスクは低いと考えられる。

市税の収納金情報の税務情報システムへの取り込みは、金融機関から送付される収納金情報のデータをもとにシステム上で行われているため網羅性及び正確性についてのリスクは低いと考えられる。

### (2) 実施した監査手続の概要

市税の徴収事務に関する事務執行について、現金の紛失等のリスク、収納金の消し込み漏れ、誤りのリスクは低いと判断したことから、市の担当者に対して、事務執行の概要をヒアリングした上で、詳細な監査手続は省略した。

## 3. 監査の結果及び意見

実施した手続の範囲内で特に指摘すべき事項はない。

## 第 1 2 . 滞納整理事務

### 1 . 概要

#### (1) 市税の滞納繰越分の状況

市税収入のうち滞納繰越分の調定額、収入額及び徴収率の推移は次のとおりである。市では徴収率 20%（金額約 7 億円）を最低ラインの目標に掲げ、更なる徴収率の向上を図っている。

（単位：千円、％）

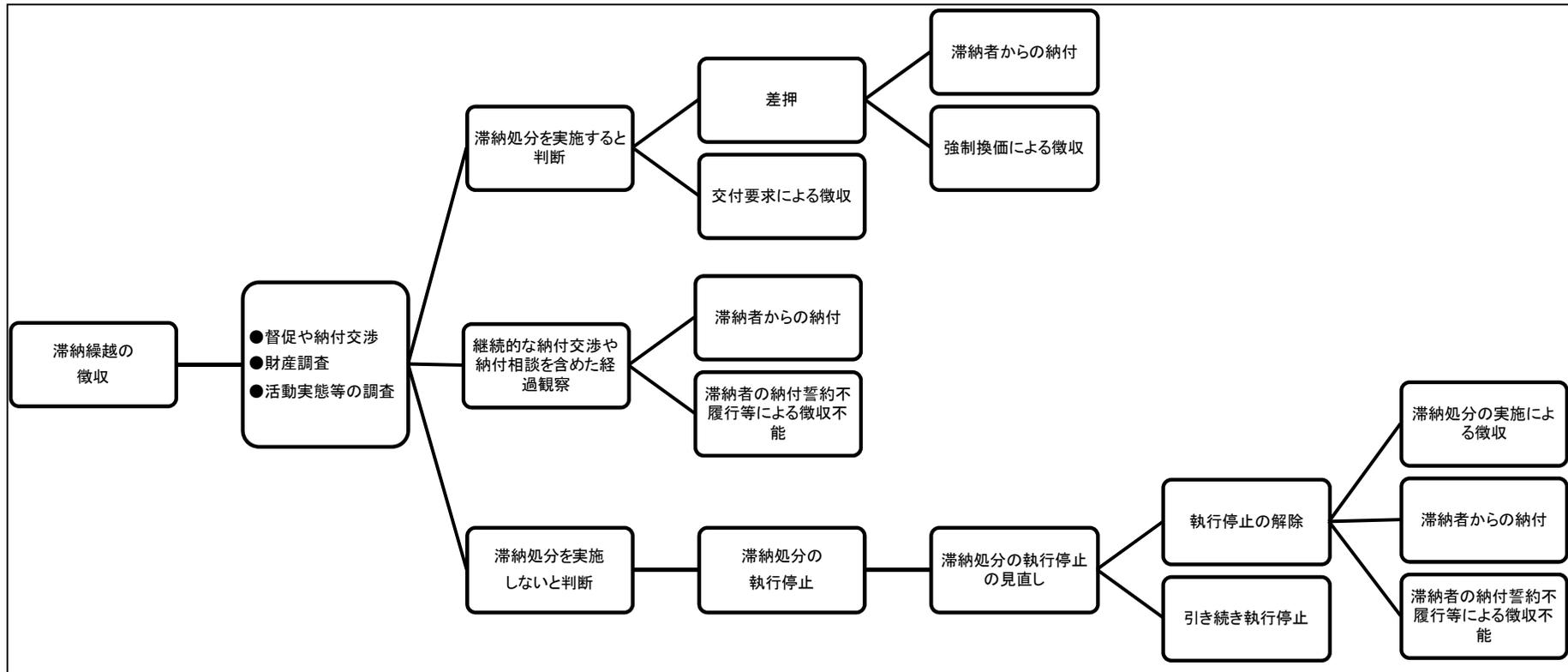
区分	平成 19 年度			平成 20 年度			平成 21 年度		
	調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率
個人市民税	940,910	209,189	22.2	1,051,295	269,012	25.6	1,082,701	286,700	26.5
法人市民税	85,171	19,420	22.8	78,447	11,846	15.1	80,302	10,843	13.5
固定資産税	1,976,644	315,584	16.0	2,036,122	370,879	18.2	2,064,275	376,482	18.2
軽自動車税	67,893	14,642	21.6	70,230	17,036	24.3	68,996	15,804	22.9
市たばこ税	34	-	-	34	34	100.0	-	-	-
特別土地保有税	10,135	-	-	10,135	-	-	10,135	-	-
事業所税	45,647	9,817	21.5	46,297	9,660	20.9	39,220	7,758	19.8
合計	3,126,434	568,652	18.2	3,292,560	678,467	20.6	3,345,629	697,587	20.9

区分	平成 22 年度			平成 23 年度		
	調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率
個人市民税	1,087,509	260,945	24.0	1,066,350	300,424	28.2
法人市民税	80,552	11,219	13.9	70,701	13,893	19.7
固定資産税	2,064,238	369,392	17.9	2,069,826	393,404	19.0
軽自動車税	71,647	17,948	25.1	69,883	18,117	25.9
市たばこ税	-	-	-	-	-	-
特別土地保有税	10,135	-	-	-	-	-
事業所税	35,967	3,263	9.1	40,820	3,448	8.5
合計	3,350,048	662,767	19.8	3,317,580	729,286	22.0

## (2) 滞納整理事務の流れ

滞納整理事務は次のようなフローで実施される。次のフローは監査人が主な手続を簡略化したフロー図であり、実際の滞納整理事務はこれらの組み合わせ又はその他の手続と合わせて実施される。

<滞納処分に係る事務のイメージ図>



### (3) 差押、滞納処分 of 執行停止及び不納欠損の状況

#### 1) 差押の状況

財産の差押の状況は次のとおりである。債権には給与や預貯金、生命保険等が含まれる。

(単位：件、千円)

区分	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
電話加入権	差押	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	解除	100	45,949	19	13,844	50	24,898	2	2,621	-	-
不動産	差押	161	169,808	219	616,089	192	487,899	110	575,648	167	268,850
	解除	170	155,045	286	423,451	285	379,580	178	474,462	114	79,987
債権	差押	593	297,061	1,249	817,663	1,239	874,462	888	501,318	1,666	762,319
	解除	597	204,998	1,012	404,464	1,104	523,115	926	776,142	1,435	493,099
合計	差押	754	466,869	1,468	1,433,752	1,431	1,362,361	998	1,076,966	1,833	1,031,169
	解除	867	405,992	1,317	841,759	1,439	927,593	1,106	1,253,225	1,549	573,086

#### 2) 滞納処分の執行停止の状況

滞納処分の執行停止の状況は次のとおりである。

(単位：件、千円)

区分	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	件数	金額								
個人市民税	7,363	103,651	8,749	124,749	10,488	154,188	10,549	159,604	8,810	139,621
法人市民税	86	7,336	103	8,550	118	9,157	147	12,909	155	13,600
固定資産税	3,446	130,908	3,996	157,185	4,685	202,570	4,959	187,717	4,513	142,795
軽自動車税	2,276	8,969	2,902	11,356	3,287	12,901	3,385	13,531	2,658	11,094
特別土地保有税	4	10,135	4	10,135	4	10,135	-	-	-	-
事業所税	4	1,894	3	1,482	1	1,181	4	3,452	6	4,611
合計	13,179	262,893	15,757	313,457	18,583	390,132	19,044	377,212	16,142	311,722

(注) 上表の件数は1納期を1件としている。

### 3) 不納欠損の状況

不納欠損の要因別の状況は次のとおりである。

(単位：件、千円)

区分	執行停止 三年経過		執行停止中の 消滅時効		消滅時効 五年経過		即欠損		合計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
平成 19 年 度	個人市民税	1,011	15,463	1,628	18,663	2,538	26,432	44	1,037	5,221	61,595
	法人市民税	13	2,471	17	1,253	10	548	12	682	52	4,954
	固定資産税	815	37,431	411	6,653	1,301	32,705	248	8,336	2,775	85,145
	軽自動車税	331	1,354	405	1,545	1,129	3,452	27	122	1,892	6,473
	特別土地保有税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業所税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	2,170	56,719	2,461	28,114	4,978	63,137	331	10,197	9,940	158,167
平成 20 年 度	個人市民税	2,196	26,652	1,418	19,500	1,980	23,798	139	8,022	5,733	77,972
	法人市民税	14	897	8	460	9	555	28	1,742	59	3,654
	固定資産税	1,269	68,177	449	13,218	1,032	34,006	429	34,766	3,179	150,167
	軽自動車税	689	2,726	341	1,243	1,172	4,034	88	319	2,290	8,321
	特別土地保有税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業所税	1	412	-	-	-	-	6	6,862	7	7,275
	合計	4,169	98,865	2,216	34,421	4,193	62,393	690	51,711	11,268	247,390
平成 21 年 度	個人市民税	1,677	21,184	1,344	13,834	1,536	15,439	203	4,643	4,760	55,101
	法人市民税	35	2,533	22	1,886	12	957	25	1,524	94	6,900
	固定資産税	713	22,074	503	15,052	907	54,595	253	15,264	2,376	106,984
	軽自動車税	642	2,490	391	1,413	913	2,942	35	143	1,981	6,988
	特別土地保有税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業所税	3	1,482	-	-	-	-	4	2,516	7	3,998
	合計	3,070	49,763	2,260	32,185	3,368	73,933	520	24,090	9,218	179,970
平成 22 年 度	個人市民税	1,733	28,845	1,721	15,212	1,621	17,269	121	1,858	5,196	63,185
	法人市民税	35	3,386	21	1,302	21	10,884	39	2,610	116	18,183
	固定資産税	997	30,465	553	27,908	1,013	31,524	135	16,690	2,698	106,587
	軽自動車税	629	2,680	519	1,876	862	2,754	28	116	2,038	7,426
	特別土地保有税	4	10,135	-	-	-	-	-	-	4	10,135
	事業所税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	3,398	75,511	2,814	46,299	3,517	62,432	323	21,275	10,052	205,517
平成 23 年 度	個人市民税	2,948	47,877	1,428	12,490	1,380	10,636	59	10,535	5,815	81,538
	法人市民税	26	1,425	30	2,002	3	135	15	1,048	74	4,610
	固定資産税	1,685	85,601	304	12,973	854	16,456	109	62,457	2,952	177,487
	軽自動車税	1,139	4,328	384	1,486	779	2,593	30	144	2,332	8,551
	特別土地保有税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業所税	1	379	-	-	1	1,249	4	5,113	6	6,742
	合計	5,799	139,611	2,146	28,951	3,017	31,070	217	79,296	11,179	278,928

(注) 上表の件数は1納期を1件としている。

#### (4) 延滞金の状況

延滞金状況は次のとおりである。

なお、延滞金は実際に収入があった際に調定を行うため、調定額と収入額は同額である（事後調定）。

(単位：千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
延滞金	74,848	65,770	72,510	76,885	95,867

## 2. 監査の主眼と実施した監査手続の概要

### (1) 監査の主眼

#### 1) 滞納繰越の徴収

滞納整理事務は、適時・適切な督促行為から始まり、最終的には市税滞納者の財産を強制換価する一連の手続であり、その目的は市税の滞納を解消することにある。

市税の滞納額を減少させるためには、現年分の滞納発生を防止することで滞納そのものを抑制する手法と、過年度に滞納となり滞納繰越とされたものに対して効果的な滞納整理事務を実施する手法に大別される。そして、滞納繰越分を徴収するための取組みが有効であればある程、現年分の滞納発生を防止するという副次的な効果をもたらすと考える。

したがって、本監査では、滞納繰越の徴収に向けた市の取組みを検証することを主眼としている。

#### 2) 滞納処分の実行停止

滞納整理事務では、市税滞納者の財産の差押等の滞納処分が重要となる。

この点、地方税法には滞納者に考慮すべき一定の事由がある場合に、滞納者の申請ではなく、市の職権によって滞納処分を取り止める滞納処分の執行停止という制度が用意されている（地方税法第15条の7）。

滞納処分の執行停止は、市税の滞納を解消するという滞納整理事務の例外的な取り扱いを規定するものであり、その運用は慎重を期す必要があると考える。

したがって、本監査では、滞納処分の執行停止が、地方税法に則り適切に実施されているかどうかを検証した。

#### 3) 延滞金

延滞金は、本税が完納して初めてその算定が可能となること等から、実際に収受した金額をもって調定を行う事後調定によって処理される。このため、延滞金の全体像を把握し、それを管理することは困難であると推測した。

したがって、本監査では、延滞金の徴収方法や管理状況を検証することとした。

## **(2) 実施した監査手続の概要**

### **1) 滞納繰越の徴収に向けた各種の取組みに対する監査手続の概要**

平成 23 年度において不納欠損となったリストや、滞納処分の執行停止となったリストから抽出したサンプルと、各税目の監査において入手したサンプルの納付状況等を個別に検証することで、滞納繰越の解消に向けての市の取組みを確認した。

### **2) 滞納処分の執行停止に対する監査手続の概要**

平成 23 年度において滞納処分の執行停止となったリストから抽出したサンプルを抽出し、滞納処分の執行停止とされる合理的な理由の有無を検証した。

### **3) 延滞金に対する監査手続の概要**

延滞金の徴収状況を確認するとともに、滞納整理システムや税務情報システムにおける延滞金の管理状況を確認した。

### 3. 監査の結果及び意見

#### (1) 滞納繰越等の徴収に向けた取組み

##### 1) 差押の基本方針の策定について

平成 23 年度の滞納処分の執行停止に係る資料を閲覧する中で、ケース 1 から 3 のような類似事例が見受けられた。

各ケースにおいて、若干の相違はあるものの、共通した対応が必要となるため、下記においてケースごとに事実認定をし、その後に意見を述べるものとする。

##### ①ケース 1 の事実認定【個人】

平成 23 年 6 月に、固定資産税等の未納額（691 千円）について、滞納処分の執行停止を受けていた。

市は、平成 22 年 10 月に、納税義務者に差押予告書を発送し、財産調査を実施するも、不動産以外の財産は発見できなかった。その後、納税義務者との交渉の中で、平成 22 年 12 月までに完納する旨の連絡があり、平成 23 年 1 月に金額僅少ではあるものの一部市税の納付があった。

こうしたことから、市は、当該不動産の抵当権者（銀行等）に劣後すること、納税義務者の事業の遂行に支障が生じる可能性があること等を考慮し、当該不動産の差押を猶予していたとのことである。

しかし、納税義務者が、市との履行約束を反故にし、平成 23 年 2 月に当該資産を売却し売却代金も滞納額に充当しなかったため、地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号「滞納処分をすることができる財産がないとき」に基づき、滞納処分の執行停止としている事例である。

##### ②ケース 2 の事実認定【個人】

平成 24 年 2 月に、固定資産税等の未納額（574 千円）について、滞納処分の執行停止を受けていた。

平成 23 年 3 月時点において、納税義務者は県外に転出し、行方不明の状態であった。

平成 23 年 4 月に、納税義務者の連帯保証人と名乗る者が来庁し、納税義務者の滞納繰越分を第三者納付した。そして、当該不動産について、所有権を納税義務者から連帯保証人と名乗る者に変更する予定がある旨、それに際して平成 23 年度分の固定資産税も連帯保証人を名乗る者が納付する予定である旨を、市に伝達した。

こうした経緯の中で、市は、当該不動産の差押を猶予していたとのことである。

しかし、連帯保証人と名乗る者が市に伝達した内容に反して、平成 23 年度分の固定資産税が納付されないまま、平成 23 年 12 月に当該不動産の所有権が納税義務者から連帯保証人と名乗る者に変更された。

そのため、地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 3 号「その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき」に基づき、滞納処分の執行停止を決定している事例である。

### ③ケース 3 の事実認定【個人】

平成 23 年 9 月に、固定資産税等の未納額（116 千円）について、滞納処分の執行停止を受けていた。

平成 22 年 2 月に、納税義務者が保有する不動産の根抵当権者が競売申立した際に、市は交付要求を行ったが、その時点では、滞納額が少額であったために、市は当該不動産の差押をしていなかったとのことである。そして、平成 22 年 8 月に、競売の取り下げがあったため、交付要求の解除とともに、納税義務者へ催告書を送付した。

しかし、納税義務者は、平成 22 年 10 月に当該不動産を任意売買し、不動産以外の財産調査をしても無財産であると判断された。

そのため、地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号「滞納処分をすることができる財産がないとき」に基づき滞納処分の執行停止を決定している事例である。

### ④ケース 4 の事実認定【法人】

平成 23 年度において、固定資産税等の未納額が不納欠損（1,911 千円）とされており、平成 24 年 9 月にこの他の未納額 28 百万円が滞納処分の執行停止を受けていた。

市は、納税義務者の保有する不動産に抵当権が設定されていたため、競売による滞納の回収見込みが低いと判断したことや、一定額の分割納付が継続されており、支払意思を有している状況と認識していたため、固定資産税の課税客体である不動産を差押えていなかったとのことである。

しかし、平成 22 年 1 月に不動産が競売ではなく、任意売買により処分され、その売却額が抵当権者への支払に充てられた。そして、納税義務者には、その他の強制換価ができる財産がなかったため、時効消滅により不納欠損となった事例である。

#### ⑤ケース1から4を踏まえての差押に係る基本方針の策定について（結果）

差押は滞納処分の手続の第一段階の処分として、滞納者の財産の処分（任意売買等）を制限し、強制換価（公売）できる状態におく処分である。

各ケースに共通することは、滞納繰越分のほとんどが固定資産税であり、さまざまな事情があるにせよ、課税客体である不動産を市が差押えに至らなかったことにより、不納欠損や滞納処分の執行停止が生じたことである。

ケース1、2、4では滞納額の一部納付があり、差押の判断を下せなかった背景に理解できる点はあるものの、不動産の差押を適切に実施していれば、滞納繰越分が不納欠損となることを一定程度回避できたと推測される。

一般的に、抵当権を設定している不動産について、抵当権者が競売により不動産を処分した場合は、市が当該不動産を差押えていたとしても、抵当権者の方が配当優先度が高いことや、不動産の処分額が抵当権の設定金額を上回らないことから、市が滞納繰越額を徴収する可能性は低くなる。

しかし、今回の各ケースのような競売ではなく任意売買等においては、市税の滞納を解消しなければ差押が解除されず、所有権が移転したとしても市に強制換価の権利が残存することから、差押することにより、滞納を解消できる可能性が高くなると考えられる。

今後、市は固定資産税の滞納者に対して、財産調査の上、速やかに課税客体である不動産差押を検討することが必要である。

なお、国税徴収法に定められている超過差押（第48条第1項）や無益な差押（第48条第2項）という問題があるため、無制限に差押を実施することが困難であることは承知しているが、本件事例で見たような不合理を排除するためには、不動産差押を早急に検討する必要があると考える。

## 2) 時効の中断措置の徹底について

平成 23 年度に不納欠損となったりリスト検証する中、ケース 1 から 3 のような類似事例が見受けられた。

各ケースにおいて、若干の相違はあるものの、共通した対応が必要となるため、下記においてケースごとに事実認定をし、その後に意見を述べるものとする

### ①ケース 1 の事実認定【法人】

平成 23 年度において 1,249 千円が不納欠損となっていた（これ以外に、監査日時点で 9,427 千円の未納額がある）。

当法人の市税は、年度によっては現年度分が納付されており、滞納繰越額は計画通りではないものの分納されていることから、今後も納付の可能性があったと考えられる事例である。

市は、当法人の事業が不振であるものの、一定の納付意思を有していると判断したため、経過を見守ることとしたが、未納額の一部について、時効が完成した事例である。

なお、当法人所有の不動産は、全て地権者が入り乱れている物件であり、任意売買も困難な状況である。

### ②ケース 2 の事実認定【法人】

平成 23 年度において 157 千円が不納欠損となっていた（これ以外に、監査日時点で 379 千円の未納額がある）。

市は、平成 16 年 10 月に不動産差押を実施後、代表者への臨戸等の交渉を行ってきたが、平成 20 年の初頭に法人が解散となった。法人解散時期において、当法人の不動産が市の差押がついた状態のまま、任意売買された。

市の差押がついていても、不動産の所有権は移転するが、不動産の買主である新たな所有者の意向にかかわらず、市は当該不動産を強制換価（公売）できることになる。

こうしたことから、納税義務者からの納付に加え、不動産の買主である新たな所有者からの第 3 者納付も見込める特殊な事案であり、滞納が解消される可能性が高いと推測される。

しかし、平成 16 年 10 月以降、追加の時効中断措置を講じなかったために、平成 23 年度において、157 千円が不納欠損となっていた事例である。

### ③ケース 3 の事実認定【個人】

平成 23 年度において 47 千円が不納欠損となっていた（これ以外に、監査日時点で 1,645 千円の未納額がある）。

本事案は、平成 23 年 5 月から平成 24 年 11 月まで、毎月継続的に入金があり、平成 23 年 5 月以前でも断続的な入金がある。

しかし、納税義務者からの債務承認が数ヶ月遅れたために、一部の市税が時効となった。

市は、滞納整理システム内で時効管理を実施しているものの、担当者の失念から債務承認が数ヶ月遅れたとのことである。

#### ④ケース1から3を踏まえての時効の中断措置の徹底について（結果）

各ケースは、時効の中断措置を適切に実施することによって、不納欠損を回避できた事案である。

ケース2のように、徴収見込みが高まったことが、事後的に判明する場合もあるが、ケース1や3のように、過去の一定時点で適切な時効中断措置の必要性を検討できたと考えられるものもある。

今後の納付が見込まれる滞納繰越額について、時効の完成を放置するべきではないため、時効を中断する措置を講じる必要がある。

また、時効管理について、上席者のモニタリングを強化する等、適切な時効中断措置の実施が必要である。

#### 3) 死亡者課税について（結果）

平成23年度において2,081千円が不納欠損となっていた（これ以外に、監査日時点で368千円の未納額がある）。

市は、納税義務者（死亡者）が、死亡してから約11年後の平成20年に相続人に対する告知を実施した。このため、告知時点で時効が完成していた固定資産税9,170千円（平成23年度の不納欠損額2,081千円を含む）を、相続人に賦課することができなかった。

こうした事態が生じた理由を確認したところ、つぎの2点によるものであった。

- ・相続前であっても、法定相続人が死亡者課税分を納付することが一般的であった。
- ・告知しなくとも納税義務が死亡者から法定相続人に自動で承継されるといった認識誤りがあった。

平成20年度からは、適時に相続人に対する告知をしているが、それ以前においても適時に告知をする必要があった。

市税は法令等が頻繁に改定されるため、専門知識の更新が必要であり、市税担当職員に対する研修をより充実させる等の施策を通じて、再発の防止を図るべきである。

#### 【参考知識】

地方税法第13条によると、固定資産税を徴収しようとするときは、文書により納付又は納入の告知をしなければならない。相続を巡る課税においても同様に、法定相続人に対して告知しなければならない。

#### 4) 市有施設で事業を行う者の滞納について（意見）

納税義務者は市有施設で事業を営む者であり、平成 23 年度において 374 千円が不納欠損となっていた（これ以外に、監査日時点 1,196 千円の未納額がある）。

当市有施設に係る条例及び施行規則を確認したところ、施設の使用許可時に市税の滞納がないことを要件としておらず、許可後に市税の滞納が生じた場合の取扱いも明確にされていなかった。市経済の活性化を目的として各種の施設を設置し、ここに事業実施者（法人、個人を問わず）を誘致する方針は、何ら問題ないと考える。

しかし、こうした事業実施者に市税の滞納があれば、最終的に市有施設の設置財源を負担することとなる一般市民の理解は得難いと思われる。

この点、高知市契約規則第 25 条では、一般競争入札等の参加要件として、市税の滞納規定を設けており、市との経済取引に際して、市税の滞納がないことを要件としている。

本件の市有施設を含め、市有施設での事業実施者に対しては、その使用許可時に市税の滞納がないことを要件として定めることが必要と考える。

また、本件事例のように、使用許可後に市税の滞納が発生した場合にも、厳格な対応が必要と考える。

本件事例の納税義務者は、平成 18 年 2 月に 303 千円の市税を納付し、その後、平成 24 年 3 月に 4 千円を納付するまで、約 6 年間に渡り少額な納付もない状況である。

こうした納税義務者が市有施設内で事業を実施し続けることが、どこまで許容されるのか、甚だ疑問を感じるところである。

本件事例のように、数年に渡り納付がなく、市税の滞納解消に向けた努力の姿勢がみられない事業実施者については、市有施設の使用許可を取消し、市有施設内での事業実施を認めるべきではないと考える。

#### 【参考：高知市契約規則】

(入札参加の要件)

##### 第 25 条

工事又は製造の請負、物件の買入れその他の指名競争入札に加わろうとする者に必要な要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第 2 条及び政令第 167 条の 4 第 1 項の規定により一般競争入札に参加することを停止されていない者

(2) 前年度の国税、都道府県税及び市町村税を完納している者

(3) 前年度の国民健康保険料又は社会保険料を完納している者

(4) 建設工事にあつては、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の規定による許可を受けた者

(5) 引き続き 2 年以上当該業務に従事している者。ただし、前号について市長が相当と認める学識経験を有する技術者に工事を担当させるものにあつては、この限りでない。

2 前項各号に掲げる事項については、当該官公署の証明書を提出しなければならない。ただし、市長が特に認める事項については、この限りでない。

## 5) 市正職員の滞納解消について（結果）

市は、市税3課の内部資料を基にして、職員の市税の滞納状況をモニタリングしている。

平成24年12月27日時点の正職員の滞納状況は、24件、783千円であったが、平成25年1月末では、10件、173千円に減少していた。

平成24年12月27日は、固定資産税の第4納期から約1ヶ月を経過した時点であり、単純な納付の失念と考えられるケースや、共有不動産に係る固定資産税であるため共有者が納付管理をしているケース等、滞納となっている事実に対して、かろうじて善意の解釈を与えることができる事例も見受けられる。

しかし、市の正職員として雇用される者が市税を滞納するという事実は、一般納税者の納税意識を低下させ、市税に対する信認を著しく損なう事態であり、容認されるものではない。

市の幹部職員は、正職員の個別の滞納事実を知り得ないため、滞納発生についての直接的な監督はできないものの、こうした正職員の滞納事実がある事を十分に認識し、職員の納税意識を高めるための監督姿勢を示す必要があると考える。

正職員の滞納が生じた場合には、通常 of 督促行為を経た上で、納期限後1ヶ月を経過した時点で即座に給与等を差押える必要がある。

また、こうした滞納処分を受けた正職員について、次の事項を総合的に勘案した上で、改善がみられない場合には、懲戒処分等を検討すべきである。

- ・滞納の常習性
- ・滞納に至った理由
- ・滞納期間
- ・滞納した正職員の職位

## 6) 臨時職員の滞納確認について（意見）

市は、正職員の市税の滞納については、市税3課の内部資料を基に、その滞納状況をモニタリングしているが、臨時職員はこうした資料がなく、滞納者が市の臨時職員か否かを個別に判断する必要があり、その事務量が膨大であるため臨時職員の市税の滞納有無を把握できていない。

本監査において、人事課が有する臨時職員の名簿と、滞納者リストとの照合を依頼したが、高知市個人情報保護条例第9条に定める目的外利用の制限に抵触し、臨時職員の名簿を市税の滞納有無の検証に使用できず、その確認作業が実施できなかった。

平成23年度における臨時職員の雇用状況は、次のとおりであり、仮にその名簿を入手できたとしても、滞納有無の確認には一定の事務コストが生じる。

(単位：人)

年月	H23/4	H23/5	H23/6	H23/7	H23/8	H23/9	
人数	1,053	1,211	1,322	1,349	1,266	1,369	
年月	H23/10	H23/11	H23/12	H24/1	H24/2	H24/3	計
人数	1,363	1,475	1,404	1,077	1,393	1,392	15,674

(\*) 人数はその月に雇用された人数の総数であり、同一人物が月をまたいで雇用されていた場合には、重複している。

こうしたことから、今後は、臨時職員の採用に際して、納税証明等の書類提出を義務付けることにより、臨時職員に市税の滞納がないことや、滞納解消に向けた意思があることを確認する必要があると考える。

現状の「高知市臨時職員の勤務条件等に関する要綱」では、地方公務員法第16条に定める欠格条項がない旨の申告書の提出を義務付けるに留まっており、臨時職員として雇用された者の市税の滞納有無を確認できない状況である。

早急に、臨時職員の雇用要件を見直すことが望まれる。

### 【参考：地方公務員法 第16条】

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## (2) 滞納処分の執行停止

### 1) 滞納処分の執行停止時の調査について（結果）

平成 23 年度において、法人に対する法人市民税 156 千円が執行停止となっていた。市は、預貯金等の調査をし、財産がない事を確認した上で、滞納処分の執行停止としていた。

平成 19 年 11 月までは納税義務者である法人の事実上の代表者と密接に接触している痕跡が見受けられるが（国税、県税とも密接に連携している）、それ以降は、預貯金の調査を実施しているに留まり、当法人の代表者と接触した痕跡がなかった。

当法人については、インターネットに各種情報が掲載されており営業実態があると推測され、本監査で実際に当法人の所在地に赴き状況を観察しても営業実態があると推測された。

また、市も平成 23 年 4 月に当法人名義の銀行口座に個人名での入金があり（2 件で 23 万円）、即時にその全額が引き出された事実を確認している（入金と引出は平成 23 年 3 月）。

さらに、国税申告の情報に基づくと、平成 22 年度の売上額が 9 百万円、平成 23 年度の売上額が 13 百万円あることが確認できている。

こうした内容を考慮した場合、当法人の未納額が、預金残高が無いという事実のみで、滞納処分の執行停止とされることが適切だったのか、疑問を感じざるを得ない。

当法人は、平成 19 年以前において、国税や県税との連携の中で特殊事案とされた痕跡が見受けられ、滞納処分の実施が容易でない事は理解できるが、滞納処分の執行停止とする前に、当法人の営業実態を調査し、事実上の代表者とも接触を図るべきであった。

## 2) 生活保護受給者に係る滞納処分の執行停止の是非について

平成 23 年度の執行停止に係る資料を閲覧する中で、ケース 1 と 2 のような生活保護受給者に係る類似事例が見受けられた。

各ケースにおいて、若干の相違はあるものの、共通した対応が必要となるため、下記においてケースごとに事実認定をし、その後に意見を述べるものとする。

### ①ケース 1 の事実認定

納税義務者は、平成 22 年 5 月より生活保護を受けており、受給前の未納税額 63 千円について、平成 23 年 5 月に滞納処分の執行停止を受けている。

滞納処分の執行停止を受けている固定資産税の対象物件は、納税義務者が居住用として所有する不動産ではなく（遊休不動産）、平成 23 年 5 月時点で売却に向けて不動産業者への登録が完了した旨の記載が滞納整理システム上で確認された。

なお、平成 23 年度の固定資産税は、市税条例第 71 条に基づき、減免されている。

### ②ケース 2 の事実認定

納税義務者は、平成 21 年 12 月より生活保護を受けており、受給前の未納税額 38 千円について、平成 24 年 3 月に滞納処分の執行停止を受けている。

固定資産税の対象物件は居住用不動産に係る部分と、居住用ではない不動産部分の合算である。

生活保護受給後である平成 22 年度分の固定資産税は、納税義務者からの要望により減免とならず納付もされているが、平成 23 年度分は納付に至らず滞納処分の執行停止となった。

### ③ケース 1 と 2 を踏まえての滞納処分の執行停止の是非について（意見）

市税条例第 71 条では、「生活保護法の規定により生活扶助を受ける者の所有する固定資産」について、「市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する」とされ、この減免については「その事実の生じた日以後に到来する納期限に係る固定資産税について適用する」とされている。

こうしたことから、生活保護の受給前に賦課された固定資産税は減免されず、市は受給前の固定資産税を滞納処分の執行停止としていた。

生活保護の受給は、納税義務者の生活資力が乏しいことを推測させる十分な状況であると考えられ、市も条例によって、受給後の税を減免することとしている。

しかし、生活保護の受給開始をもって（一定期間の経過観察はあるものの）、受給前の税に対する納税義務までを消滅させるような取扱いには、税の公平性の観点から疑問を感じる所である。

滞納処分の執行停止は、地方税法第 15 条の 7 に規定され、次の事実がある場合にすることができるとされている。

- ・滞納処分をすることができる財産がないとき。
- ・滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- ・その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

本事案はいずれも、居住用ではない不動産に係る固定資産税が滞納処分の執行停止となっており、地方税法のいう「その生活を著しく窮迫させるおそれがある」とは、言い切れないと考える。

今後は、生活保護受給者が有する居住用ではない不動産に係る保護受給前の固定資産税については、財産としての換価価値も検討した上で、安易に執行停止とはしない対応が望まれる。

### 3) 外国人労働者の個人市民税に係る滞納処分の執行停止について（結果）

国外からの労働者が賦課年度においてすでに出国していることにより、接触することが困難となって、個人市民税に係る滞納処分の執行停止を決定する事例が散見された。

個人市民税は、1月1日（賦課期日）現在の住所地の市町村が本人の前年の所得に応じて課税しており、年の途中で出国しても課税が取り消されることはない。賦課期日から6月の納税通知書送付までの間に納税義務者が国外等へ転出する場合には、納税を担保するものとして、納税義務者は本人に代わり納税通知書を国内で受け取り、納税する納税管理人を設定する義務を負うが、周知されていない。

国外からの労働者に対して、継続して雇用している特別徴収義務者を通して納税管理人の設定義務を周知させるとともに、このような特別徴収義務者に協力を求める働きかけを行う必要がある。

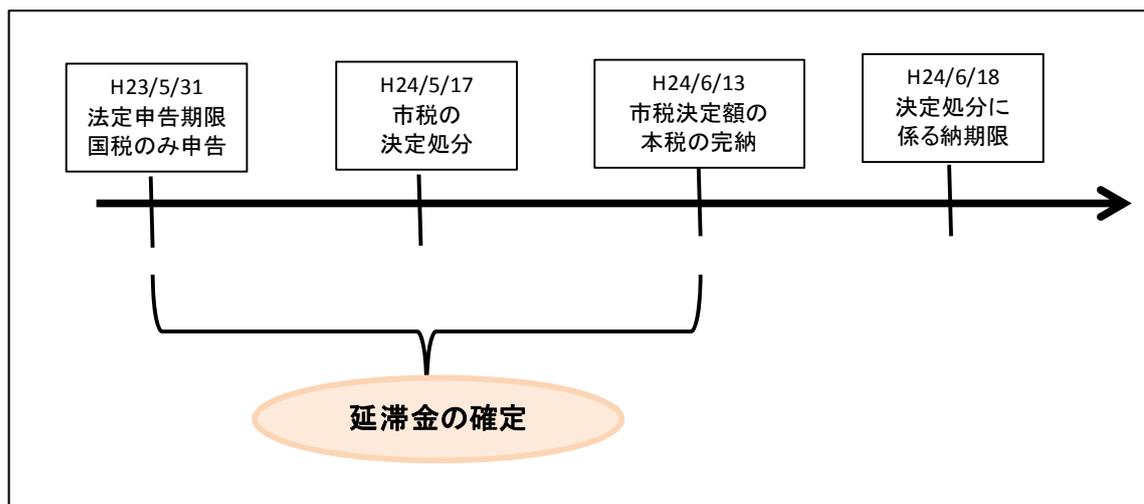
### (3) 延滞金

#### 1) 延滞金の督促漏れについて（結果）

法人市民税の監査で、法定申告期限を過ぎても市税申告がなく、その後国税申告を実施したことにより、市の決定処分を受けた法人で、監査日までに本税の納付があった案件が見受けられた。

これについて、延滞金の徴収状況を確認したところ、延滞金の督促がなされていなかった。

<時系列>



延滞金は本税の完納をもって、金額が確定することになり、分割納付等の滞納案件を除き、その徴収事務は次のようなものである（法人市民税の場合）。

- ・ 市民税課が本税の完納による確定延滞金を計算
- ・ 市民税課が確定延滞金を税務情報システムに登録
- ・ 税務情報システムの延滞金情報が滞納整理システムに自動取込
- ・ 滞納整理システムの延滞金情報に基づく税務管理課による督促

本件事案では、市民税課担当者が税務情報システムに確定した延滞金情報の登録を失念していたために、督促を促す税務管理課に情報が引き継がれず、結果的に延滞金の発生そのものが認識されず、納税者への督促さえも実施されていなかった。

早急に、延滞金を納税者に通知し、納付を促す必要があるが、監査の過程でこうした取扱いを確認した。

また、同様の事案が生じていないことについて再確認をするとともに、法人市民税台帳に、延滞金情報を税務情報システムに登録した旨を記載するように改め、担当者間の相互確認を徹底する必要がある。

## 2) 延滞金の管理について（意見）

延滞金は実際の現金徴収額をもって調定となり（事後調定）、一般会計の歳入に計上される金額は、当該年度において実際に徴収された金額である。

延滞金は、納期限から本税が完納された時までの日数を基に算定・確定となるため、本税が完納されるまで金額が確定しないために、事後調定がなされている。

こうした事後調定には、一般的に次のような問題がある。

- ・延滞金部分の徴収現金が紛失等により歳入に反映されないリスク
- ・徴収すべき延滞金が網羅的に把握されず、適切な督促が実施できないリスク

一つ目のリスクが顕在化する主因は、滞納繰越分の徴収を臨戸徴収する場合であるが、市の臨戸徴収件数は僅少であり、実質的にこうしたリスクは低減できていると推測した。

二つ目のリスクは、延滞金の全体像を把握した上で、滞留している延滞金の有無を確認すること等により、そのリスクが一定程度軽減されることになる。

市の滞納整理システムでは、今時点で本税の完納があったと仮定した場合の延滞金額が表示されるが、本税の完納があり延滞金額が確定した場合には、延滞金額の表示が消える状況である（督促手数料が残る場合は除く）。

このため、市は、延滞金管理が複雑となる分割納付の納税義務者等について本税が納付され延滞金額が確定した場合には、担当者が表計算ソフトを用いて確定延滞金を算定し、税務情報システムに当該延滞金額を入力している。

しかし、確定延滞金の税務情報システムへの入力、各担当者の事務処理の状況に委ねられていたり、納税義務者の状況によっては確定延滞金が減免されたりするため、必ずしもすべての確定延滞金額が登録されている訳ではなく、市としても税務情報システムに入力された確定延滞金の全体像を把握していなかった。

今後、税務情報システムへの確定延滞金の登録作業を進め、延滞金の全体像を把握する事務を実施することが望まれる。

## 第 1 3. 情報資産の管理

### 1. 市税に関するシステムの概要

昭和 45 年にバッチ処理でスタートした税務情報システムは、その後の処理業務の追加や一部オンライン化等により、機能の強化や改善が随時行われてきた。

現在市が利用している市税に関するシステムとその主な処理内容は次のとおりである。

システム名	主な処理内容
税務情報システム	税務証明業務
	総合宛名業務
	軽自動車税業務
	市県民税業務
	固定資産税業務
	賦課調定管理
	収納業務
納税管理システム	滞納整理業務
固定資産評価支援システム	固定資産評価支援業務
家屋評価システム	家屋評価業務

## 2. 情報資産に関する規則、規程の概要

市は、平成5年10月に高知市電子計算組織管理運営規程を制定し、情報システムの適正かつ効率的な管理運営に努めるとともに、平成15年3月に情報セキュリティ対策に係る全庁的な基準として情報セキュリティポリシー（高知市情報セキュリティ対策基本方針及び高知市情報セキュリティ対策基準）を制定し、情報セキュリティ対策を強化してきた。その後、平成19年10月に、これらの規程等を見直し、各行政機関の統一的な基準として新たに高知市情報資産管理運営規則、高知市情報資産管理運営規程及び情報セキュリティポリシーとして高知市情報セキュリティ規程を制定し、情報資産の適正な管理及び情報化の推進を図っている。

現在の情報資産に関する規則、規程の構成は次のとおりである。

規則、規程	目的
高知市情報資産管理運営規則	情報資産の適正な管理運営に必要な事項を定める。
高知市情報セキュリティ規程	高知市情報資産管理運営規則第11条に基づき、情報セキュリティに関する対策に関し必要な事項を定める。
高知市情報資産管理運営規程	高知市情報資産管理運営規則第12条に基づき、情報資産の管理運営に関し必要な事項を定める。

### 3. 監査の主眼と実施した監査手続の概要

#### (1) 監査の主眼

市の情報資産の管理に関する事務の執行について、市が定める規則、規程に従い適切に実施されているかを検証することを本監査の主眼とした。

#### (2) 実施した監査手続の概要

情報資産の管理方法を検証するため、情報資産に関する規則、規程等を閲覧し、市の担当者に対してヒアリングを行った。また、市税に関するシステムに対するアクセス管理の状況について、担当者にヒアリングを行うとともに端末のログイン画面等を閲覧した。

### 4. 監査の結果及び意見

#### (1) 個別事項

##### 1) 情報セキュリティ監査の実施（結果）

高知市情報セキュリティ規程第 71 条及び第 72 条によると、情報セキュリティに関する監査は定期的実施するものとされている。しかし、平成 19 年の当該規程の制定以降、情報セキュリティに関する監査は実施されていない。

市は、情報資産の適正な管理のため定められた当該規定に則り、総務省が公表している「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」等を参考に情報セキュリティに関する監査を定期的実施すべきである。

##### 2) アクセス管理の徹底（意見）

市税に関するシステムの中で、パソコンのログインについては、半年ごとにパスワードの変更が行われるようシステム上パスワードの有効期限が設定されているが、納税管理システム等その他のシステムについては、パスワードの変更に関するルールが整備されていない。

長期間同一のパスワードが使用されると情報漏洩のリスクが高まることから、高知市情報セキュリティ規程第 40 条 2 項（2）においても情報化責任者（実施機関の課長等）によるパスワードの定期的な変更についての指導が求められている。当該規定の趣旨に則り、定期的なパスワードの変更ルールの整備やシステム的なパスワードの有効期限の設定等の施策を講じることが望まれる。

## 第14. 徴税費

### 1. 概要

平成23年度の徴税費の内訳は次のとおりである。徴税費の85%程度は人件費となっており、徴税費が市税収入に占める割合（以下「徴税費割合」という。）は2.0%となっている。なお、徴税費には県民税分も含んでいる。

（単位：千円）

	税務管理課	市民税課	資産税課	合計
人件費	256,788	274,616	265,688	797,093
委託料	8,293	25,035	66,276	99,605
その他	8,433	14,505	5,047	27,986
合計A	273,516	314,157	337,012	924,686
市税収入B				45,888,789
徴税費割合A/B				2.0%

（※）人件費の主な内容は給料、手当、共済費等であり、その他の主な内容は旅費、需用費、賃借料、負担金等である。

市町村別決算状況調（総務省HP）を基に四国4市（徳島市、高松市、松山市、高知市）の徴税費、市税収入、徴税費割合を比較すると次のとおりである。松山市はやや徴税費割合が高くなっているものの、高知市と他の2市との間に著しい乖離は見られない。

（単位：千円）

	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	上段：徴税費 下段：市税収入	徴税費 割合	上段：徴税費 下段：市税収入	徴税費 割合	上段：徴税費 下段：市税収入	徴税費 割合
徳島市	837,901	1.9%	839,310	2.0%	866,501	2.1%
	43,697,882		41,141,681		41,736,197	
高松市	1,170,067	1.8%	1,072,464	1.7%	1,123,533	1.8%
	66,090,097		63,716,234		62,408,106	
松山市	2,118,450	3.1%	2,144,574	3.3%	1,804,814	2.8%
	67,853,307		65,652,335		65,580,075	
高知市	1,070,870	2.3%	992,861	2.2%	987,446	2.2%
	47,507,966		45,775,708		45,260,734	

## 2. 監査の主眼と実施した監査手続の概要

### (1) 監査の主眼

徴税費は人件費が85%程度、委託料が10%程度を占めている。このため、金額的重要性が相対的に高い市税3課の人件費の状況を中心に検討することとした。

なお、委託料については市が既に利用しているシステムを前提とした保守等の委託契約が60%以上、固定資産税路線価検証事業等の固定資産の評価に関する委託契約が30%以上となっており、これらを合わせて95%以上を占めている。

### (2) 実施した監査手続の概要

委託費については、平成23年度に契約された特命随意契約のリストを通査した。

人件費については、職員の配置状況、超過勤務の状況等を確認するため、市税3課の経験年数別の人員配置状況や課別の超過勤務時間の推移等に関する資料を入手し、現状を分析するとともに、市税3課の職員に対してヒアリングを行った。

### 3. 監査の結果及び意見

#### (1) 個別事項

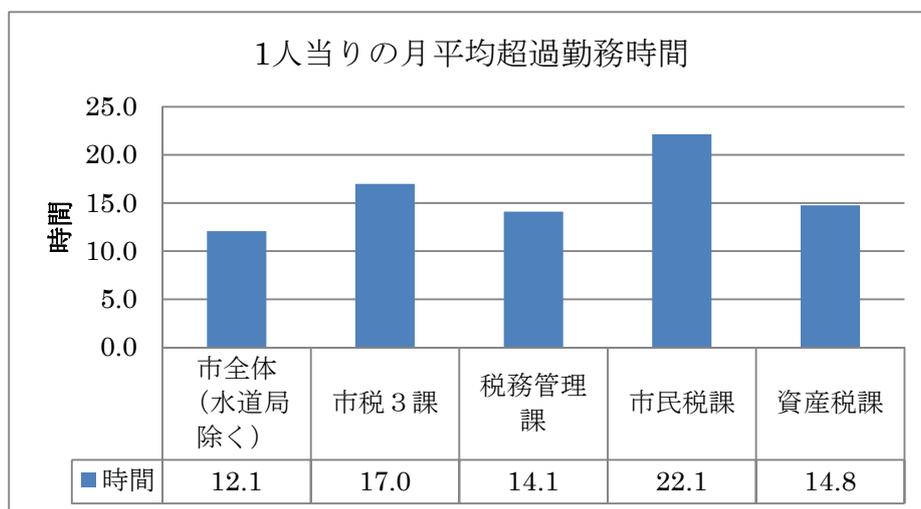
##### 1) 現状の分析

人事課から市職員の超過勤務の状況に関する資料を入手し、集計した結果、次のような状況となっていた。

##### ① 1人当りの月平均超過勤務時間

平成23年度の水道局を除く市全体及び市税3課の1人当りの月平均超過勤務時間は次のとおりである。

水道局を除く市全体の1人当たり月平均超過勤務時間は12.1時間であるが、市税3課では17.0時間となっている。市税3課のすべての課が市全体の12.1時間を上回っており、市民税課では22.1時間と市全体の平均を約80%上回っている。

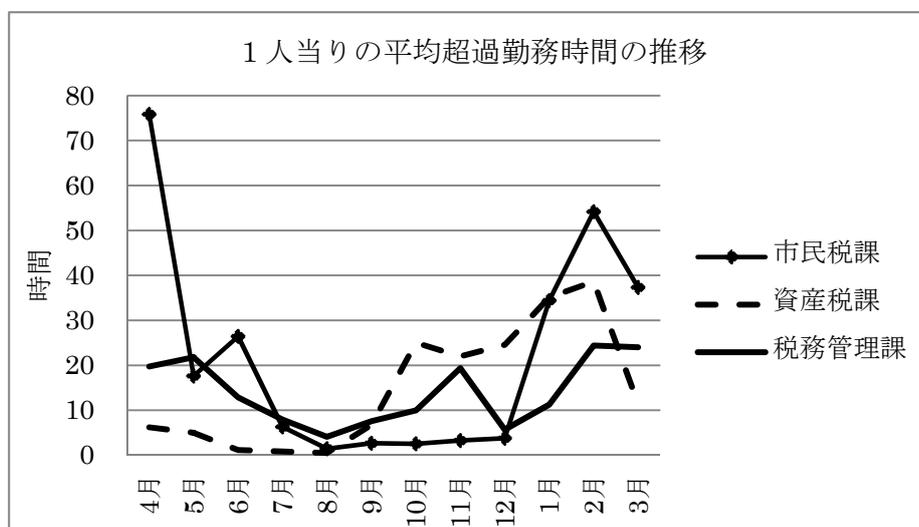


また、市税3課の1人当たりの平均超過勤務時間が、市全体の平均と比べて多い要因として特定の職員の超過勤務時間が多いことも考えられるため、市税3課のなかで平成23年度の年間超過勤務時間が多い職員上位5名の超過勤務時間を集計したところ、次のような状況であった。

No	年間超過勤務時間 (A)	月平均超過勤務時間 (A/12)
1	703 時間	58.6 時間
2	599 時間	49.9 時間
3	566 時間	47.2 時間
4	546 時間	45.5 時間
5	508 時間	42.3 時間

## ② 1人当りの平均超過勤務時間の推移

市税3課の平成23年度の1人当りの平均超過勤務時間の月別の推移は次のとおりであり、各課とも一定期間に超過勤務が集中する傾向が窺える。



課名	超過勤務が相対的に多い月
市民税課	1月から5月
資産税課	10月から2月
税務管理課	11月、2月から5月

## ③市税3課職員の在職年数

市税3課職員の在職年数別人数（税務担当参事を除く）は、次のとおりである。

(単位：人)

区分	1年未満		1年以上 3年未満		3年以上 5年未満		5年以上		合計 人数
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	
税務管理課	6	14%	18	43%	11	26%	7	17%	42
市民税課	11	27%	16	39%	12	29%	2	5%	41
資産税課	6	15%	15	38%	12	31%	6	15%	39
合計	23	19%	49	40%	35	29%	15	12%	122

## 2) 職員配置の検討（意見）

市税3課の1人当たり超過勤務時間は、水道局を除く市全体の平均と比較し、多い状況である。特定の職員の超過勤務時間が市税3課の平均を押し上げているとも推測できるが、一定期間に超過勤務が集中している点を考慮すると、特定の職員の超過勤務のみが市税3課の超過勤務時間を増加させているとも考えにくい。

この点、市担当者との協議を重ねたところ、次のような状況が推測された。

- 超過勤務時間が多い職員は、主にシステム担当者であり、税制改正等に伴うシステム改修の稼働確認等が必要不可欠であり、超過勤務が多くなる。
- 各税の申告期間や賦課期間に事務が集中するため、臨時職員の手当はあるものの、一定期間に職員の超過勤務が多くなる。
- 税の徴収において、一定期間を定めて夜間・休日の催告を実施しているため、当該期間に職員の超過勤務が多くなる。

本監査を通じて、上記のような要因があることは理解できるものである。

他の意見でも述べているように、実施することが望ましい業務であっても、人員の不足を理由に十分に実施できていない状況が発生しており、こうした事態を解消するためには、人員の増加が考えられる。

しかし、市全体の取組みとして職員の定数を削減しており、市税3課のみを増員させることは、市全体の施策にも反するものとなり、人員の増加は現実的な解決策にはならないと考えられる。

したがって、本監査で指摘した各種の取組みを実施するため、次のような施策を検討することが望まれる。

市の各種業務を実施するにあたっては、各種の専門知識が必要になることは承知しているが、市税に関する業務では、地方税法、法人税法、所得税法、国税通則法等の専門知識を横断的に習得することで、市税に対する知見が深まり、業務効率が高まることになると考えられる。

また、市税は市歳入に直接的な影響を及ぼすものであり、市税所管部署の強化は、市行政の根幹を強化することにつながると考えられる。

こうした中で、市税3課職員のうち約6割が3年未満の在職期間であり（約9割が5年未満）、効率的に業務を実施するには、十分な在職期間とは言えない側面もあると考えられる。

市の人事異動サイクルは、基本的に5年とされており、市税3課もこうした取扱いが適用されることで、在職5年未満の職員が9割程度を占める状況となっているとのことである。

現状5年とされている人事ローテーションの見直しにより経験豊富な職員の割合を増加させ、業務効率を高めるとともに、こうした経験豊富な職員が市税3課内の繁忙期に機動的に対応する事務体制を検討することが望まれる。

## 第15. 市税の基礎知識

### 1. 個人市民税

個人市民税は、地域社会の費用をその住民が広く負担する税であり、均等の税額を負担する均等割と所得に応じた負担を求める所得割からなる税である。個人県民税と合わせて住民税と呼ばれることもあり、法人市民税、固定資産税とともに地方自治を支える市税の基幹税の一つとされている。

#### (1) 納税義務者

区分	課税される個人市民税
市内に住所を有する個人	均等割及び所得割
市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの	均等割

#### (2) 税額の計算

##### 1) 均等割

均等割は納税義務者に対して一律に市民税 3,000 円と県民税 1,500 円（内 500 円は森林環境税）の合計 4,500 円が課税される。

##### 2) 所得割

所得割は、課税手続の便宜を図り、前年の所得を基礎として課税する前年所得課税主義が採られている。このため、毎年1月1日の納税義務者に対して、前年の所得を基礎として課税が行われる。

所得割には、所得の種類に応じて計算された各種所得を総合し税率を乗じて税額を計算する総合課税と他の所得と区分しそれぞれ特別の税率を乗じて税額を計算する分離課税がある。総合課税の所得割の税額は次のように計算される。

なお、市民税の所得割の税率は6%であるが、県民税の所得割の税率4%とを合わせて課税が行われる。

$$\boxed{\text{所得割の金額}} = \boxed{\text{課税所得金額(※)}} \times \boxed{\text{税率(6\%)}} \triangle \boxed{\text{調整控除}} \triangle \boxed{\text{税額控除}}$$

(※) 前年中の所得金額△所得控除

所得控除は、納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうか等の個人的な事情を考慮して、その納税者の実情に応じた税負担を求めるために、所得金額から差し引くものである。

この所得控除後の課税所得金額に税率を乗じて調整控除及び税額控除を差し引いた額が所得割の金額となる。調整控除は、税源移譲に伴い生じる所得税と市民税の所得控除の人的控除額（下記 No. 7～No. 13）の差に基づく税負担の調整である。

所得及び所得控除、税額控除の種類、内容は次のとおりである。なお、下記の所得の種類のうち、利子所得、退職所得、山林所得、土地、建物等の譲渡所得、株式等の有価証券の譲渡所得等は分離課税に該当する。

【所得の種類】

No.	種類	内容	計算方法
1	利子所得	預貯金や公社債などの利子	利子収入
2	配当所得	株式や出資の配当金など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子
3	不動産所得	地代、家賃、権利金など	収入金額－必要経費
4	事業所得	自分の経営する事業や農漁業から生じる所得	収入金額－必要経費
5	給与所得	サラリーマンの給与など	給与等の収入金額－給与所得控除額
6	退職所得	退職金、一時恩給など	(退職金収入－退職所得控除額) ÷ 2
7	山林所得	山林を売って得た所得	収入金額－必要経費－特別控除額
8	譲渡所得	土地、建物等の譲渡による所得	収入金額－(取得費・譲渡費用)－特別控除額 (保有期間の長期と短期を別に計算)
		株式等の有価証券の譲渡による所得	収入金額－(取得費・譲渡費用・借入金利子等)
		その他の資産の譲渡による所得	収入金額－(取得費・譲渡費用)－特別控除額 (総合課税される長期譲渡所得の金額は2分の1の金額)
9	一時所得	生命保険契約等に基づく一時金、損害保険の満期返戻金	収入金額－必要経費－特別控除額 (課税される一時所得は、一時所得の金額の2分の1の金額)
10	雑所得	公的年金など	公的年金等の収入金額－公的年金等控除額
		No. 1 から No. 9 以外の所得	収入金額－必要経費＝雑所得の金額

【所得控除の種類】

No	種類	要件
1	雑損控除	前年中に災害又は盗難横領等による財産の損失（たな卸資産は除く）を一定額以上受けた場合
2	医療費控除	前年中に一定額以上の医療費を支払った場合
3	社会保険料控除	前年中に社会保険料（国民健康保険、国民年金、介護保険の保険料など）を支払った場合
4	小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済制度及び心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った場合
5	生命保険料控除	前年中に生命保険料、個人年金保険料を支払った場合
6	地震保険料控除	前年中に地震保険料、長期損害保険契約（平成 18 年 12 月 31 日までに契約した長期損害保険契約等（保険期間が 10 年以上で満期返戻金有り）に係る保険料）を支払った場合
7	障害者控除	本人及び控除対象配偶者又は扶養親族で心身に障害のある人
8	寡婦（寡夫）控除	夫又は妻と死別や離別した後、婚姻していない人で一定の事由に該当する場合
9	勤労学生控除	大学、高校、中学の学生、生徒又は専修学校や各種学校の生徒及び認定職業訓練生で一定の要件に該当する人で前年中の合計所得金額が 65 万円以下であり、かつ、勤労によらない所得が 10 万円以下の人
10	配偶者控除	生計を一にする配偶者で、前年の合計所得金額が 38 万円以下の人を扶養している場合
11	配偶者特別控除	生計を一にする配偶者を有し、配偶者の合計所得金額が 380,001 円から 759,999 円であり、本人の合計所得金額が 1,000 万円以下の人
12	扶養控除	生計を一にする親族のうち前年の合計所得金額が 38 万円以下の人を扶養している場合
13	基礎控除	納税義務者本人の控除

【税額控除の種類】

No	種類	要件
1	配当控除	総所得金額の中に対象となる株式の配当等の配当所得がある場合
2	外国税額控除	外国に源泉のある所得を有し、その国の法令によって所得税や市民税に相当する税を課税されたとき
3	住民税住宅借入金等特別税額控除	平成 11 年から平成 18 年又は平成 21 年から平成 25 年に入居し、所得税の住宅借入金等特別税額控除を受ける場合で所得税から控除しきれない金額が発生する場合
4	寄附金税額控除	都道府県・市町村への寄附金、住所地の都道府県共同募金会、住所地の日本赤十字社支部への寄附金及び住所地の都道府県・市区町村が条例により指定した寄附金がある場合

### (3) 納付方法及び納付時期

個人市民税は、市が納税義務者から提出された申告書又は給与支払者から提出された給与支払報告書等の課税資料を基にして税額を計算し、これを納税通知書により納税義務者に通知することによって課税する賦課課税方式によっている。賦課された個人市民税は、普通徴収又は特別徴収のいずれかの方法により徴収される。

区分	納付方法	
普通徴収	6月、8月、10月及び12月に納付書又は口座振替により納付する。	
特別徴収	給与所得者	給与支払者が特別徴収義務者となり、毎月の給料を支払う際に、納税義務者の給料から差し引き、その月分として翌月10日までに納付する。
	公的年金受給者	年金支払者が特別徴収義務者となり、年6回の年金を支払う際に、納税義務者の年金から差し引き、その月分として翌月10日までに納付する。

### (4) 非課税及び減免

個人市民税は地方税法及び市税条例により、非課税となる範囲及び減免基準が定められておりその概要は次のとおりである。

#### 【個人市民税の非課税】

区分	非課税とされる者
均等割、所得割ともに非課税となる者	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護法の規定による生活扶助を受けている者</li> <li>障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が1,250,000円を超える場合を除く。)</li> </ul>
均等割が非課税となる者	均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が315,000円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に189,000円を加算した金額)以下である者(※1)
所得割が非課税となる者	前年の総所得金額等の合計額が、350,000円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額)以下である者(※2)

(※1) 例：納税義務者と控除対象配偶者及び子供(扶養親族)2人の世帯の場合  
 $315,000 \times 4 + 189,000 = 1,449,000 \geq$  合計所得金額  
 となれば均等割が非課税

(※2) 例：納税義務者と控除対象配偶者及び子供(扶養親族)2人の世帯の場合  
 $350,000 \times 4 + 320,000 = 1,720,000 \geq$  総所得金額等  
 となれば所得割が非課税

## 【市民税の減免基準】

～高知市税条例より抜粋～

(市民税の減免)

第 51 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要と認めるものに対し、市民税を減免する。

- (1) 賦課期日の翌日以後において生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなつた者
- (2) 賦課期日以後においてその年の所得が前年の所得に比し著しく減少したため、生活が困難となつた者
- (3) 賦課期日以後において納税者又はこれらのものと生計を一にする親族が病気にかかり又は負傷したことにより、法第 15 条第 1 項の規定を適用してもなお納税が困難となつた者
- (4) 震災、風水害、火災その他これに類する災害により損害を受けた者で法第 15 条第 1 項の規定を適用してもなお納税が困難となつた者
- (5) 公益社団法人及び公益財団法人又はこれに類する法人（収益事業を併せて行う者を除く。）

2 前項各号に定めるもののほか、公益上その他の事由により市長が必要と認める者に対し、市民税を減免する。



## 2. 法人市民税

法人市民税は、地域社会の費用をその構成員である法人が広く負担する税であり、資本金等の額等に応じて、一定の税額を負担する均等割と所得に応じた負担を求める法人税割からなる税である。法人県民税と合わせて住民税と呼ばれ、個人市民税、固定資産税とともに地方自治を支える市税の基幹税の一つとされている。

### (1) 納税義務者

法人市民税の納税義務者は、次のとおりである。

区分	課税される法人市民税
市内に事務所又は事業所（※1）を有する法人等	均等割及び法人税割
市内に寮等（※2）を有する法人等で市内に事務所又は事業所を有しないもの	均等割

※1 事務所及び事業所とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備で、そこで継続して事業が行われる場所をいう。

※2 寮等とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、寮、宿泊所、クラブ、集会所その他これに類するもので、法人等が従業員の宿泊、慰安、娯楽等の便宜を図るため常時設けられている施設をいう。

また、法人市民税は、法人等の区分によって課税される法人市民税が異なり、その区分ごとに課税される法人市民税は次のとおりである。

法人等の区分		課税される法人市民税	
公共法人	国、非課税独立行政法人等	非課税	
	上記以外	均等割	
公益法人等	日本赤十字社、社会福祉法人等	収益事業を行わない場合	非課税
		収益事業を行う場合	均等割及び法人税割
	上記以外	収益事業を行わない場合	均等割
		収益事業を行う場合	均等割及び法人税割
人格のない社団等	収益事業を行わない場合	非課税	
	収益事業を行う場合	均等割及び法人税割	
その他の法人		均等割及び法人税割	

## (2) 税額の計算

### 1) 均等割の税率

市は均等割りの税率について、高知市税条例第31条2項において、地方税法で定める標準税率の1.2倍（制限税率）の税率を定めている。その区分ごとの税率は次のとおりである。

法人の区分		税率
1号	次に掲げる法人 ア 公共法人及び公益法人等のうち、均等割が課されないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） イ 人格のない社団等 ウ 一般社団（財団）法人（非営利型法人に該当するものを除く） エ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウに掲げる法人を除く） オ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下のもの	60,000
2号	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	144,000
3号	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	156,000
4号	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	180,000
5号	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	192,000
6号	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	480,000
7号	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	492,000
8号	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	2,100,000
9号	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	3,600,000

(※) 資本金等の額…法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は、同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額）

従業者数…高知市内の事務所等の従業者数の合計数

## 2) 法人税割の計算

法人税割の課税標準は法人税額であり、市は高知市税条例第 34 条の 4 において、地方税法で定める標準税率の 1.2 倍（制限税率）の税率を定め、税率は 14.7% となっている。法人税割の金額の計算方法は次のとおりである。

$$\boxed{\text{法人税割の金額}} = \boxed{\text{法人税額 (※)}} \times \boxed{\text{税率 (14.7\%)}}$$

(※) 法人税法上の法人税額の算定方法

$$\boxed{\text{法人税額}} = \boxed{\text{課税所得 (益金△損金)}} \times \boxed{\text{税率 (25.5\%)}}$$

## 3) 課税標準の分割

2 以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人等が市民税を納付する場合、当該法人等の課税標準となる法人税額を事務所又は事業所が所在する市町村に分割し、その分割した額を課税標準として法人税割の税額を算定する。このように法人税割を分割して納付する法人を分割法人という。

課税標準の分割は、当該分割法人の従業者の数で按分することにより行われる。具体的な計算方法は次のとおりである。

$$\boxed{\text{分割課税標準額}} = \boxed{\text{法人税額}} \times \frac{\boxed{\text{納税する市町村の従業員数}}}{\boxed{\text{事務所又は事業所の従業員総数}}}$$

## (3) 納付方法及び納付時期

### 1) 中間申告

法人税について中間申告の義務のある法人は、法人税の中間申告書の提出期限までに、予定申告又は仮決算による中間申告のいずれかの方法により計算した法人税割額及び均等割額を申告し、納付する。

### 2) 確定申告

法人市民税の納税義務者は、その事業年度終了後、法人税の確定申告書の提出期限までに当該法人税の確定申告書に係る法人税額を課税標準として算定した法人税割額及び均等割額を申告し、納付する。

### 3) 決定

法人市民税の納税義務者が、法人市民税の申告書とその提出期限までに提出しなかった場合、当該申告書の提出期限において申告書の提出があつたものとみなし、法人税に係る申告書等をもとに市民税の税額を決定し当該法人に法人市民税の課税が行われる。

#### (4) 減免

法人市民税は、市税条例第 51 条 1 項 5 号に規定される「民法第 34 条の公益法人又はこれに類する法人（収益事業を併せて行う者を除く。）」に該当する者のうち市長において必要と認めるものに対し、減免する旨が規定されている。

具体的には「市民税減免の取扱基準」第 10 条において対象となる法人が定められており、主に次のような法人が該当する。

- 法人税法第 2 条第 5 号に規定する公共法人で、基本財産の全額を地方公共団体が出資しているもの
- 民法第 34 条の公益法人のうち、収益事業を行わないもので、公益性が強いことにより国又は地方公共団体からの補助金を受けている法人、国又は地方公共団体からの委託金収入により事業を行う法人、祭祀、宗教に関する事業を行う法人等で市長が特に必要があると認めるもの
- 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第 8 条に規定する法人である政党又は政治団体で収益事業を営まないもの
- 特定非営利活動促進法に規定する法人で収益事業を営まないもの

(5) 法人市民税申告書様式

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">                 受付印             </div>	平成 年 月 日 高知市長様	申請年月日 年 月 日	事業年度の開始日 年 月 日					
所在地 <small>本町村が 支店等の属 する本町村 を記す</small>	この申告の基礎 <small>1. 法人税の平成 年 月 日 の修正申告書の提出による。 2. 法人税の平成 年 月 日 の更正・決定・再更正による。</small>	事業種目						
法人名 <small>(ふりがな)</small>	期末現在の資本金の額 又は出資金の額 期末現在の資本金等の額 又は連結個別資本金等の額	代表者 氏名印						
平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度分又は 連結事業年度分の市町村民税の申告書								
摘要								
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	①	十 百 千 万 円						
試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額	②							
国際戦略総合特別区域及び雇用の数の増加に係る法人税額の特別控除額	③							
還付法人税額等の控除額	④							
退職年金等積立金に係る法人税額	⑤							
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ①+②+③-④+⑤	⑥	000						
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準 となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 $(\frac{\text{⑥}}{\text{⑧}} \times \text{②})$	⑦	000						
外国の法人税等の額の控除額	⑧							
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑨							
差引法人税割額 ⑥-⑧-⑨又は⑦-⑧-⑨	⑩		00					
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑪		00					
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑫							
この申告により納付すべき法人税割額 ⑩-⑪-⑫	⑬		00					
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑭	月	円× $\frac{\text{⑭}}{12}$					
既に納付の確定した当期分の均等割額	⑮		00					
この申告により納付すべき均等割額 ⑬-⑮	⑯		00					
この申告により納付すべき市町村民税額 ⑬+⑯	⑰		00					
⑰のうち見込納付額	⑱							
差引 ⑰-⑱	⑲							
当該市町村内に所在する事務所、事業所又は家等		分割基準						
名 称	事務所、事業所又は家等の所在地	当該法人の全従業員数	当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業員数					
合 計		人	人					
指場 定合 都の 市に ⑮ 申の 告計 する 算	区 名	月数	従業員数	均等割額	決算確定の日	平成 年 月 日	法人税の申告書の種類	青色・その他
				00	解散の日	平成 年 月 日	翌期の中間申告の要否	要・否
				00	この申告が 中間申告の 場合の計算期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人税の申告 期限の延長の 処分の有無	有・無
				00	還付を受けよう とする金融機関 及び支払方法	銀行 支店		
				00	還付請求税額	十 百 千 万 円		
				00	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額			
関与税理士 署名押印		(電話)						

第二十号様式(提出用)

### 3. 固定資産税

固定資産税は、土地、家屋及び償却資産という3種類の固定資産を課税対象とし、当該固定資産の価値に応じて毎年経常的に課税される財産税である。広く存在する固定資産を課税対象としており、その税源の隔たりも小さく、また、その税収入も安定性に富んでいることから、個人市民税、法人市民税とともに地方自治を支える市税の基幹税の一つとされている。

#### (1) 納税義務者

固定資産税の納税義務者は、毎年1月1日において市内に土地、家屋及び償却資産を所有している者である。固定資産税は所有者課税主義がとられており、固定資産課税台帳に所有者として登録されている者に対して課税される。固定資産課税台帳とは次の5つの帳簿の総称である。

台帳	内容
土地課税台帳	登記簿に登録されている土地を登録したもの
土地補充課税台帳	登記簿に登録されていない土地を登録したもの
家屋課税台帳	登記簿に登録されている家屋を登録したもの
家屋補充課税台帳	登記簿に登録されていない家屋を登録したもの
償却資産課税台帳	償却資産を登録したもの

#### (2) 課税標準、税率及び免税点

##### 1) 課税標準

固定資産税の課税標準は固定資産の価格である。固定資産の価格は総務大臣が告示した固定資産評価基準によって市が決定する。例えば、土地の課税標準額は次のように算定される。

$$\boxed{\text{課税標準}} = \boxed{\text{現況地目による評価額}} \times \boxed{\text{各種補正率}} \times \boxed{\text{地積}}$$

土地、家屋については、課税標準となる価格の据置制度が設けられ、地目の変換、家屋の改築又は損壊等があった場合を除き基準年度の価格をその翌々年度まで据え置くこととされている。なお、土地については、地価の下落修正の制度があり、地価の下落により価格を据え置くことが適当でないときは、基準年度以外の年度においてもその土地の価格の修正が行われる。償却資産については、取得価格を基に減価償却を行って決定される。

## 2) 税率及び免税点

固定資産税には免税点制度が設けられており、同一の者について、市内に所有している土地、家屋及び償却資産のそれぞれの課税標準額の合計額が免税点未満の場合には、固定資産税が課税されない。固定資産税の税率及び免税点は次のとおりである。

なお、市の固定資産税の税率は1.5%となっており、地方税法の定める標準税率(1.4%)を0.1%上回っている。

資産の種類	税率	免税点
土地	1.5%	30万円
家屋	1.5%	20万円
償却資産	1.5%	150万円

## (3) 納付方法及び納付時期

固定資産税は毎年1月1日賦課期日とし、1月1日現在の固定資産の所有者に市が税額計算を行い通知する賦課課税方式によっている。このため、賦課期日に固定資産課税台帳に所有者として登録されている者はその後、年度内に当該固定資産を売却したような場合であっても、当該年度分の固定資産税は全額課税されることとなる。

固定資産税の徴収は普通徴収の方法によっており、市では市税条例により納期を4月、7月、9月、11月と定め、4回に分け徴収を行っている。

## (4) 償却資産の申告

償却資産については、土地や家屋のような登記制度がなく課税客体を把握することが困難であることから、地方税法383条において、償却資産の所有者は毎年1月1日現在における償却資産の所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を1月31日までに申告しなければならないとされている。市ではこの償却資産の申告を基に償却資産課税台帳を登録、更新することで賦課を行っている。

## (5) 非課税及び減免

### 1) 非課税

固定資産税は地方税法により、非課税となる範囲が定められておりその概要は次のとおりである。人的非課税とは、その所有者の公的性格に鑑み非課税とされるもので、物的非課税とはその固定資産の性格又は用途に鑑み非課税とされるものである。

#### 【固定資産税の非課税】

区分	非課税となる範囲
人的非課税	国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区の保有する固定資産
物的非課税	公用又は公共の用に供する固定資産や学校法人等が直接保育又は教育の用に供する固定資産等、地方税法第 348 条第 2 項及び第 4 項～第 9 項に掲げる固定資産

### 2) 減免

市は地方税法に基づき、市税条例によって、固定資産税の減免基準を定めており、その要件は次のとおりである。

#### 【固定資産税の減免基準】

～高知市税条例より抜粋～

(固定資産税の減免)

第 71 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

- (1) 生活保護法の規定により生活扶助を受ける者の所有する固定資産
- (2) 生活の困難な者の所有する固定資産
- (3) 賦課期日後において、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により損害を受けた家屋及び償却資産又は都市計画実施により除却した家屋及び償却資産
- (4) 社会教育法第 21 条に定める公民館又は本市教育委員会が認めた公民館類似施設として無料で貸与した固定資産
- (5) 土地区画整理法による土地区画整理事業又は土地改良法による土地改良事業の施行に係る土地の所有者であつて第 54 条第 2 項の規定によるものについては、その事業により減少された土地
- (6) 共同施設であるアーケード

2 前項各号に定めるもののほか、公益上その他の事由により、市長が必要と認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

## (6) 国有資産等所在市町村交付金

国有資産等所在市町村交付金法により、国又は地方公共団体は、毎年度、前年の3月31日現在において所有する固定資産で、同法第2条に掲げられている固定資産（当該固定資産を所有する国又は地方公共団体以外の者が使用している固定資産や空港等）に該当するものにつき、当該固定資産所在の市町村に対して、国有資産等所在市町村交付金を交付することとされている。当該交付金は固定資産税と同様に取り扱われ、市の歳入においても固定資産税の区分に計上されている。

## (7) 不服審査

固定資産税の納税者は、固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合、一定の期間内に市に設置されている固定資産評価審査委員会に不服の審査を申し出ることができる。固定資産評価審査委員会は、審査の申出を受けると、当該固定資産課税台帳に登録された価格が固定資産評価基準に照らして不適當なものであるかどうかについて審査を行い、当該価格が不適當であると認められた場合、固定資産課税台帳に登録された価格が修正され税額も修正される。

(8) 償却資産申告書様式

平成 年 月 日		平成 年度 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)				※所有者コード		第二十六号様式 (提出用)		
受付印		高知市長様								
所有者	1 住所 <small>(又は郵便通 知書送達先)</small>	(電話)				3 事業種目 (資本金等の額)	( )円		7 短縮耐用年数の承認	有・無
	2 氏名 <small>(法人にあつ てはその名 称及び代表 者の氏名)</small>	(電話)				4 事業開始年月 (決算月)	( )年 ( )月 ( )日		8 増加償却の届出	有・無
		(電話)				5 この申告に応 答する者の係 及び氏名	( )		9 非課税該当資産	有・無
		(電話)				6 税理士等の 氏名	( )		10 課税標準の特例	有・無
	(電話)						11 特別償却又は圧縮記帳		有・無	
	(電話)						12 税務会計上の償却方法		定率法・定額法	
	(電話)						13 青色申告		有・無	
資産の種類		取得価額							14 高知市内に おける事業所等 資産の所在地	①高知市 ..... ②高知市 ..... ③高知市 .....
		前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)			15 借用資産 (有・無)	貸主の名称等 電話	
1	構築物							16 事業所用家屋 の所有区分	自己所有・借家	
2	機械及び 装置							17 備考(添付書類等)	該当する番号を○で囲み、必要事項を記入してください。 1 増加資産あり(高知市に初めて申告される方を含む) 一 種類別明細書(増加資産・全資産用)を作成して ください。 2 昨年高知市に申告した資産に減少あり 一 種類別明細書(減少資産用)を作成してください。 ※お送りした償却資産明細書を使っても構いません。 (申告の手引き等)の申告の方法と提出書類(2)参照 3 昨年高知市に申告した資産に増減なし 4 償却資産として申告する資産なし 5 廃棄・解散・転出・売却等(平成 年 月 日) 6 住所移転・名称変更等 ※上記5、6に係る資産移転先等の事項及びその他参 考となる事項を記入してください。	
3	船舶									
4	航空機									
5	車両及び 運搬具									
6	工具器具 及び備品									
7	合計									
(お願い) 申告書を郵送で提 出される方で、控の返送を希望 される場合は、切手を貼った返 信用封筒を同封してください。  ※申告書は折ってお送りいた だいても構いません。		資産の種類	評 価 額		決 定 価 格		課 税 標 準 額			
		1	構築物							
		2	機械及び 装置							
		3	船舶							
		4	航空機							
		5	車両及び 運搬具							
		6	工具器具 及び備品							
7	合計									

## 4. 事業所税

事業所税は、事業を行う法人や個人に課税される都市環境の整備や改善に要する費用に充てるために設けられた目的税である。その創設の趣旨から、大都市の行政サービスと企業の事業活動との受益関係に着目し、大都市地域に所在する事務所又は事業所に対してその事業活動の大きさの指標となる床面積及び支払給与額という外形標準を課税標準として課税される税であり、市内にある各事業所等の使用床面積に応じて課税される資産割と、従業者給与総額に応じて課税される従業者割がある。

### (1) 事業所税の用途

事業所税は、都市環境の整備や改善に要する費用に充てるために設けられた目的税であり、その用途は次の事業に要する費用に充てられる。

- 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- 河川その他の水路の整備事業
- 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- 公害防止に関する事業
- 防災に関する事業
- 上記の他、市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で政令で定めるもの

### (2) 納税義務者

事業所税の納税義務者は、市内の事務所又は事業所において事業を行う法人又は個人である。この事務所又は事業所とは法人市民税における事務所又は事業所の範囲と同じである。

### (3) 課税標準、税率及び免税点

事業所税の課税標準、税率及び免税点は次のとおりである。

	資産割	従業者割
課税標準	事業所用家屋の使用床面積（平方メートル）	従業者給与総額（円） （役員を含み、役員以外の64歳（※）以上の者、障害者を除く。）
税率	1平方メートルにつき 600円	従業者給与総額の0.25%
免税点	合計床面積 1,000平方メートル以下  （課税標準の算定期間の末日の現況による）	合計従業者数100人以下
免税点の判定	市内に所在する事業所を合算した床面積又は従業者数	

（※）平成25年4月1日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分は65歳以上

### (4) 納付方法及び納付時期

事業所税は、法人の場合毎事業年度の事業所税を事業年度終了の日から2月以内、個人の場合、毎年の事業所税を翌年の3月15日までに申告し納付を行う申告納税方式となっている。

なお、課税標準が免税点以下で事業所税の納付が必要ない事業者であっても事業所用家屋の合計床面積（非課税部分を含む）が800平方メートルを超える場合や従業者数（非課税に該当する者も含む）が80人を超える場合、前事業年度又は前年中に納付すべき事業所税額があった場合は申告が必要となる。

申告書を提出すべき事業者が当該申告書を提出しなかった場合、市は、調査を行い申告すべき課税標準額及び税額を決定するとされている。

### (5) 非課税、課税標準の特例及び減免

#### 1) 非課税

事業所税は地方税法第701条の34において人的非課税及び用途非課税が定められており、これらに該当する場合、事業所税の全部又は一部が非課税となる。

人的非課税とは、国、非課税独立行政法人、法人税法第2条第5号に定められる公共法人等の事業者の性質に鑑み非課税とするものである。用途非課税とは、一定の教育文化施設や消防用設備、鉄道事業者が本来の用に供する施設等その用途に着目して非課税とするものである。

## 2) 課税標準の特例

事業所税の趣旨及び目的から、事業所税を軽減すべきものと考えられる特定の事業所等については、地方税法第 701 条の 41 に課税標準の特例として規定され、課税標準から一定割合が控除される。

具体的には、学校教育法第 82 条の 2 に規定する専修学校や同法第 83 条第 1 項に規定する各種学校において直接教育の用に供する施設や倉庫業法第 7 条第 1 項に規定する倉庫業者がその本来の事業に供する倉庫等が該当する。

## 3) 減免

市は市税条例第 152 条において災害その他特別の事由により必要があると認めるものについては、事業所税を減免できる旨を定めており、これに基づき、「高知市事業所税減免取扱基準」を制定し、次に該当する場合は事業所税の一部又は全部を減免している。

- 天災その他これに類する事由により事業所用家屋が滅失し、又はこれに準ずる甚大な損害を受け使用不可能のもの
- 学術文化の振興等に特に寄与すると認められる施設
- 中小企業対策等の産業振興政策上特に配慮の必要があると認められる施設
- 事業の目的及び営業の形態上特別の配慮を必要とするもの

(6) 事業所税申告書様式

(受付印)	平成 年 月 日	※処理事項 高知市長様	発信年月日		整理番号	事務所区分	法人(個人)番号	申告区分
			通信日付印	確認印				
			申告年月日		平成 年 月 日			
(フリガナ)氏名又は名称	⑩ 住所	本店	〒	(電話)	事業種目			
(フリガナ)法人の代表者氏名	⑪ 所在地	支店	〒	(電話)	資本金の額又は出資金の額	千円	万円	円
					所轄税務署名	税務署		
平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度又は課税期間					申告者	この申告に 応答する者 の氏名		
					(電話)			

第四十四号様式(提出用)

資産割	事業所床面積	算定期間を通じて使用された事業所床面積	①		円	従業者給与総額	⑬	十 億 万 千 円	
	非課税に係る事業所床面積	算定期間の中途において新設又は廃止された事業所床面積	②		円	非課税に係る従業者給与総額	⑭	円	
	控除事業所床面積	①に係る非課税床面積	③		円	控除従業者給与総額	⑮	円	
		②に係る非課税床面積	④		円	課税標準となる従業者給与総額 (⑬-⑭-⑮)	⑯	円 000	
	課税標準となる事業所床面積	①に係る課税標準となる床面積 (①-③-⑤) × $\frac{1}{12}$	⑦		円	従業者割額 ( $⑯ \times \frac{0.25}{100}$ )	⑰	円	
		②に係る課税標準となる床面積	⑧		円	既に納付の確定した従業者割額	⑱	円	
	課税標準となる床面積合計 (⑦+⑧)	⑨		円	この申告により納付すべき従業者割額 (⑰-⑱)	⑲	円		
	資産割額 (⑨×600円)	⑩		円	この申告により納付すべき事業所税額 (⑲+⑳)	㉑	円 00		
	既に納付の確定した資産割額	⑪		円	備考				
	この申告により納付すべき資産割額 (⑩-⑪)	⑫		円					
						関与税理士氏名	⑫ (電話)		

(7) 事業所税用家屋（貸ビル等）貸付・異動申告書様式



事業所用家屋（貸ビル等）貸付・異動 申告書

高 知 市 長 様

平成 年 月 日

地方税法第701条の52第2項及び高知市税条例第150条第2項の規定により事業所用家屋の貸付状況等を申告します。

建物の所有者	①所在地（住所）		この申告に回答する係、氏名、電話	
	名称（氏名）		係氏名 電話局番	印
	②法人の代表者氏名			
貸付対象家屋	③名称	④所在地	⑤延床面積 ㎡	
	延床面積の内訳	⑥専用部分 ㎡	共用部分	
			⑦非課税となる共用部分 ㎡	⑧その他の共用部分 ㎡
	貸付状況明細			
使用者		⑪専用床面積	⑫貸付・異動年月日	⑬用途
⑨市内における主たる事務所等の所在地	⑩名称（氏名）	㎡		
備考				

この申告書は、事業所用家屋等の借受者に異動が生じた場合に、その異動が生じた日から1月以内に市長に提出することになっています。

## 5. その他

### (1) 市税の納付スケジュール

法人等の決算期によらない市税の納付スケジュールは次のとおりである。賦課期日とは市税を納める義務があるかどうかを判断する基準となる日である。

なお、個人市民税等の特別徴収や毎月の納付がある市たばこ税等は除いて記載している。

	個人市民税	固定資産税	軽自動車税
1月	賦課期日	賦課期日	
2月			
3月			
4月		第1期	賦課期日
5月			納付期限
6月	第1期		
7月		第2期	
8月	第2期		
9月		第3期	
10月	第3期		
11月		第4期	
12月	第4期		

(※) 第1期から第4期は期ごとの納付期限を示している。

### (2) 滞納整理事務

滞納整理事務は、納税者が納付期限までに市税の納付をしない場合に行われる督促、催告、差押や交付要求などの一連の事務手続である。

#### 1) 各種滞納整理事務の内容

項目	内容
差押	滞納者の特定の財産について、滞納者の意思に関わりなく、法律上または事実上の処分を禁じ、それを公売その他の方法により金銭に換価可能な状態にするために行われる手続
強制換価	差し押さえた財産を、税の徴収のために強制的に金銭に換える手続
執行停止	市の職員が一定の調査を行った結果、滞納者に一定の事由があり市税の徴収の見込みがない場合に、滞納処分の執行を停止することにより、納税の緩和を図るとともに、徴収事務の合理化及び効果的な運用を図ることを目的として行われる手続

## 2) 滞納処分の執行停止

地方税法第 15 条の 7 において、滞納処分の執行停止の要件等は次のように定められている。

～地方税法より抜粋～

(滞納処分の停止の要件等)

第十五条の七 地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
  - 二 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
  - 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。
- 2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。
- 3 地方団体の長は、第一項第二号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る地方団体の徴収金について差し押えた財産があるときは、その差押を解除しなければならない。
- 4 第一項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。
- 5 第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるときその他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

## 3) 消滅時効

市税には一定期間徴収権を行使しないことによって納税義務が消滅する消滅時効があり、地方税法第 18 条において、地方税の徴収権は法定納期限の翌日から起算して 5 年間行使しないことによって、時効により消滅すると定められている。また、督促や差押等の滞納処分や徴収の猶予等一定の事由に該当すると、時効が中断される。

### (3) 納税管理人

納税管理人とは、納税通知書の受取や税の納付等の納税に関する事項を納税義務者に代わって行う者のことで、地方税法において、市町村民税や固定資産税、鉱産税等それぞれの税目ごとに定められている。市町村民税の納税管理人は地方税法第 300 条において次のように定められている。

～地方税法より抜粋～

(市町村民税の納税管理人)

第三百条 市町村民税の納税義務者は、納税義務を負う市町村内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該市町村の条例で定める地域内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを市町村長に申告し、又は当該地域外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて市町村長に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る市町村民税の徴収の確保に支障がないことについて市町村長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

(4) 入湯税、たばこ税、鉱産税の申告書様式

1) 入湯税納入申告書様式

指 定 番 号									
入 湯 税 納 入 申 告 書									
年 月 日				特別徴収義務者 住所又は所在地		〒			
高 知 市 長 様				鉱泉浴場施設の名称					
				法 人 名		印			
				代 表 者 氏 名		印			
高知市税条例第140条の11第3項の規定により 下記のとおり入湯税の納入について申告します。						担当 者の氏名		印	
入 湯 税 納 入 明 細									
年 月 分					(税率1人1日 150円)				
日	課 税 標 準 及 び 税 額				日	課 税 標 準 及 び 税 額			
	区分	宿 泊	日 帰 り	計 税 額		区分	宿 泊	日 帰 り	計 税 額
1		人	人	人 円	17		人	人	人 円
2					18				
3					19				
4					20				
5					21				
6					22				
7					23				
8					24				
9					25				
10					26				
11					27				
12					28				
13					29				
14					30				
15					31				
16					合計				

- 1 税額欄には、宿泊・日帰りの合計の人数に150円を乗じて得た金額を記入してください。
- 2 日帰り欄には、利用料金が1,500円を超える場合に記入してください。
- 3 所在地・名称等に変更が生じた場合は直ちに変更届を提出してください。

2) たばこ税申告書様式

※ 処 理 事 項	整理番号	事務所	地理 区分	事業者コード	申告 区分	予備
	平成 年 月 日			申告年月日		
	発信年月日 通信日付印		確認印			
受付印 <span style="float: right;">平成 年 月 日</span>						
殿						
申 告 者	氏名又は名称			印		
	住所又は所在地			(電話 )		

第四十八号の五様式(提出用)

申告書  
 平成  年  月分市町村たばこ税の  
 修正申告書

区 分	旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ				旧3級品の紙巻たばこ			
	十億	百万	千	本	十億	百万	千	本
課税標準数量				円				円
税 額	①			円	②			円
税 額 合 計 (①+②)	③							
課税免除を受けようとする本数				本				本
課税免除を受けようとする税額	④			円	⑤			円
課税免除を受けようとする税額合計(④+⑤)	⑥							
返還控除を受けようとする本数				本				本
返還控除を受けようとする金額	⑦			円	⑧			円
返還控除を受けようとする金額合計(⑦+⑧)	⑨							
差 引 (③-⑥-⑨)	⑩							
既に納付又は還付の確定した税額又は金額	⑪							
この申告により納付すべき税額又は還付を受けようとする金額(⑩-⑪)								
還付を受けようとする金融機関及び支払方法					銀行 支店			
				口座番号(普通・当座)				

### 3) 鉦産税納付申告書

第63号様式

鉦 産 税 納 付 申 告 書				
平成 年 月 日				
高知市長 岡崎 誠也 様				
納税義務者氏名				印
高知市税条例第105条の規定により下記のとおり鉦産税の納付について申告します。				
営業種類		称号		
営業所所在地及び名称			この申告に回答する 係及氏名並に電話番号	
税 額	課 税 標 準 額	税 率	税 額	
平成 年 月分 鉦産物価格明細書				
鉦 産 物	産 出 量	単 価	産 出 価 格	税 額
	t	円	円	円
参考事項				

備 考

1. 申告書の事業所所在地及び名称欄には、この申告書を提出する市内の作業場を管理する事業所について記入すること。
2. 納税義務者が法人である場合には、地方税法第523条の規定により申告書の納税義務者氏名印欄には、法人の代表者及び経理に関する事務の上席の責任者である者が自署し、かつ、自己の印を押すものであること。

## 第16．総括意見

本監査は、市税の賦課、徴収、滞納整理に至る一連の事務プロセスをテーマとし、税務管理課、市民税課、資産税課の市税3課の業務を主な監査対象とした。

冒頭の「第3．監査の全体像」に記載したとおり、本報告書は、①市全体で取組む事項と、②市税3課で取組む事項に大別した構成となっている。

これは、市税に係る一連の事務プロセスを改善するにあたり、本監査で指摘した個別事案の改善だけでは、十分にその効果を発揮できないと考えたからである。

①市全体として取組む事項としては、次の3点を掲げている。

- ・市税3課職員の配置について
- ・市職員の滞納について
- ・市有施設で事業を行う者の滞納について

詳細は本編に記載しているが、これらの課題については、市長を筆頭とする市の幹部職員が問題意識を共有し、解決にあたる必要があると考える。

②市税3課が取組むべき事項としては、市税の賦課事務と、市税の徴収事務（滞納整理事務を含む）に区分することができる。

本監査では、監査の主眼として各種の事務誤り及び賦課漏れ等のリスクを特定し、市税3課が実施する業務が、こうしたリスクにどの程度対応できているかという点を重視した。

そうした中で、賦課事務及び徴収事務の双方において、市税行政として必要最低限の事務は実施されていると評価する向きもあろう。

しかし、公平な市税行政という視点にたった場合、賦課事務及び徴収事務の双方において、改善すべき事項は多数あり、その取り組みは十分なものとは言い難い。特に、賦課事務においては、未申告者への追加対応ができておらず、未申告者の実態を把握できていない事例が複数の税目に渡って見受けられた。

税の要諦は、賦課し徴収することにより、両者の事務が適切に実施されることにより、効率的で有効な事務執行が実現され、公平な市税行政が達成されると考えられる。

本監査での指摘内容を十分に理解し、今後の市税行政に役立てることを願う。

以上